

令和2年第3回定例会

# 大江町議会会議録

令和2年 9月2日 開会  
令和2年 9月11日 閉会

大江町議会

## 令和2年第3回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定の件	7
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○議案の上程・審議	16
○要請第2号の審査委員会付託	16
○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議第56号～議第57号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議第59号～議第76号の一括上程、説明	40
○監査委員報告	45
○散会の宣告	51

## 第 2 号 (9月3日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 4
○欠席議員	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○本会議に職務のため出席した者	5 4
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
土 田 勵 一 君	5 5
櫻 井 和 彦 君	6 7
藤 野 広 美 君	8 2
橋 本 彩 子 君	9 2
宇津江 雅 人 君	1 0 8
○散会の宣告	1 2 2

## 第 3 号 (9月4日)

○議事日程	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出席議員	1 2 4
○欠席議員	1 2 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
○本会議に職務のため出席した者	1 2 4
○開議の宣告	1 2 5
○議事日程の報告	1 2 5
○一般質問	1 2 5
関 野 幸 一 君	1 2 5
菊 地 邦 弘 君	1 3 5
○散会の宣告	1 4 6

#### 第 4 号 (9月9日)

○議事日程	147
○本日の会議に付した事件	147
○出席議員	148
○欠席議員	148
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	148
○本会議に職務のため出席した者	148
○開議の宣告	149
○議事日程の報告	149
○議第59号の説明、質疑、討論、採決	149
○議第60号の説明、質疑、討論、採決	150
○議第61号の説明、質疑、討論、採決	151
○議第62号～議第63号の説明	163
○議第62号の質疑、討論、採決	164
○議第63号の質疑、討論、採決	166
○議第64号の説明、質疑、討論、採決	166
○議第65号の説明、質疑、討論、採決	189
○議第66号の説明、質疑、討論、採決	190
○議第67号の説明、質疑、討論、採決	191
○議第68号の説明、質疑、討論、採決	193
○決算特別委員会設置及び付託	194
○散会の宣告	194

#### 第 5 号 (9月11日)

○議事日程	195
○本日の会議に付した事件	195
○出席議員	196
○欠席議員	196
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	196
○本会議に職務のため出席した者	196

○開議の宣告	197
○議事日程の報告	197
○決算特別委員会報告	197
○議第69号～議第76号の質疑、討論、採決	198
○議第77号の説明、質疑、討論、採決	199
○要請第2号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決	204
○日程の追加	205
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	206
○閉会の宣告	206
○署名議員	209

大江町告示第40号

令和2年第3回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月28日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和2年9月2日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

## 令和2年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和2年9月2日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 6 議第54号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議第55号 大江町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議第56号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度大江町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 9 議第57号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第10 議第58号 財産の取得について
- 日程第11 議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第60号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第61号 大江町総合計画を定めることについて
- 日程第14 議第62号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議第63号 町道路線の認定について
- 日程第16 議第64号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議第65号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第66号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第67号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第68号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議第69号 令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 2 議第 7 0 号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議第 7 1 号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議第 7 2 号 令和元年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 議第 7 3 号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 議第 7 4 号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 議第 7 5 号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 議第 7 6 号 令和元年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 9 監査委員報告

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納課長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等を着用での議会となりますので、ご協力お願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回大江町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美さん

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から11日までの10日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は本日から11日までの10日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告です。

私から申し上げます。

8月3日、山形市のヒルズサンピア山形において、山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。

総会では、新型コロナウイルス感染症に関して国及び県に対して、これまで行ってきた要望活動の報告が行われたほか、令和元年度の決算として収入額4,042万7,000円、支出額3,643万4,000円となり、全会一致で認定されました。

各地方町村議会議長会から提出された10項目の要望事項も全会一致で決定されました。

村山地方町村議会議長会からは、主要地方道大江西川線を含む「村山地方における国道・県道等道路網の整備促進及び鳥獣被害対策等について」要望しております。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出」についても各町村の議長に対して依頼があったところであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから行政報告として2件を報告させていただきたいと思いますが、それに先立ちまして冒頭に、特別定額給付金につきまして交付が完了しておりますので、その件について若干お話させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、冷え込んだ景気の浮揚対策として、国民1人当たり10万円が給付されましたが、本町においても5月13日から受付を開始し、速やかな給付に向けて事務処理を進めてきたところでございます。

担当の総務課職員だけでなく、併任辞令により他課の職員も動員したほか、総合相談窓口、コピー機などを設置して利便性向上を図って取り組んできたところです。

なお、予想を上回るペースで申請が殺到し、5月末の時点では不備なく受理できたものは約93%に達しました。その後も未申請世帯へのダイレクトメールや戸別訪問をしたりしながらの作業を進めた結果、去る8月25日までで100%の給付が完了しております。

合計で申し上げますと、世帯数で2,888世帯、人数が7,942人、総額では7億9,420万円の給付額となったところでございます。

それでは、7月28日に発生した豪雨災害に関しまして、先月5日の全員協議会で説明しておりますが、その後の対応などについてご報告いたします。

まず、住家ではありますが、その罹災の状況、8月31日現在で半壊が3棟、準半壊が11棟、準半壊に至らない一部損壊20棟を確認しております。

罹災証明書の発行は8月7日から開始しており、8月31日現在で23件の交付を行っております。

罹災証明書発行対象のうち、住家に直接的に被害がなかった世帯を除く31棟の世帯に対し、大江町災害等互助会の見舞金、これにつきましては床上浸水相当が10万、床下浸水相当が5万というふうな基準で8月17日に区長会の会長、副会長と地元の区長さん、そして事務局の

総務課の職員が持参してお渡しをしたところでございます。その際には、町からの被災者生活再建支援金の申請書類をお渡ししながら、同日より申請を受付したところでございます。

この被災者生活再建支援金は、専決処分で予算措置をさせていただいた町の独自施策であります。床上浸水の20棟に、それから土砂災害被害の1棟を加えた21世帯に30万円、床下浸水相当の被害のあった11世帯に15万円の交付を行うものでございます。

対象世帯からは既に申請受付を完了しておりますので、来週9月7日に支援金を口座振込にて実施する予定となっております。

浸水被害のあった建物の感染予防対策といたしましては、マスクや消毒液などの衛生用品を配布したほか、消石灰を希望のあった43世帯に8月11日までに配布いたしました。さらに万全を期するため、27世帯で専門業者による消毒作業を実施しております。

また、被災者世帯を対象に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者に係る一部負担金の免除について既に受付を始め実施しているところであります。さらには国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに固定資産税の減免についても準備を進めているほか、NHK受信料や電気料金の減免なども可能であることから、周知漏れのないように努めているところでございます。

次に、道路、河川の被害の状況についてご報告申し上げます。

国の直轄河川である最上川に関しましては、河川敷に堆積した土砂や流木、ごみなどの撤去について山形河川国道事務所に速やかに要望を申し上げました。早速撤去作業に取り組んでいただき、9月の中旬には完了するとのことでございます。

県で管理している道路、河川についてであります。主要地方道大江西川線の田の沢ゲートの先については、規制雨量を超える大雨のため通行止めの措置をしておりましたが、その後の安全点検を行った結果、2か所で道路の大規模な破損が確認されました。田の沢ゲートから450メートル先で路肩崩壊、ゲートから1.4キロメートル先で路肩崩落と路面が崩壊している状況が確認されております。県によりますと当面は全面通行止めとせざるを得ないとのことでございます。

また、県道貫見間沢線につきましては、西川町内で災害が発生した箇所があり、通行止めの措置を行っております。

今後の復旧予定を確認したところ、国の補助を受けての公共災害復旧工事の採択に向け取り組むとしておりますが、復旧完了の時期については現在のところ未定となっております。

県が管理する河川につきましては、月布川、市の沢川など9河川がありますが、護岸の破

損や土砂堆積、流木残存等46か所の被災を確認しているとの情報をいただいております。

護岸等の復旧工事については、順次実施していくものとなるようでございますが、全てを復旧するには相当の期間を要するものと思われま。河川敷に堆積した土砂の撤去については、川幅が狭くなっているような状況などを考慮し、優先順位をつけて実施することとあります。また、河川敷の流木やごみの撤去も行うようではありますが、至るところに流れ着いている状況にあることから、全てを早急に撤去することはできないとのこととございました。

町道についてであります。百目木、川端、鹿子沢地区の浸水被害のあった道路の側溝及び路面について、8月7日から13日まで清掃を行っております。

また、橋梁の橋脚に引っかかっている流木等については、9月中をめどに撤去したいというふうに予定しております。

町道の復旧についてであります。大規模な復旧を要するのは公共災害復旧工事として10月12日の週以降に国の災害査定が行われますので、それに向けた測量設計を発注して準備をしております。

被害の大きかった町道諏訪堂中山線については、町民生活、経済活動の面で重要な路線であり、一刻も早く復旧する必要があることから、応急本工事として災害査定を受ける前に工事に着手したいと考えております。査定結果によっては一部補助を受けることができなくなる場合もございますが、費用よりスピードを重視し対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思。います。

併せて、小見地内の町道小見下原線が崩落し、その下を流れる町管理の準用河川である地蔵川に土砂が流れ込み、相当量の土砂でせき止められております。あふれた水が田んぼを流れている状況となっております。水路の土砂を撤去し、早期に農地の復旧に結びつける必要があることから、こちらについても応急本工事により対応することとしてございます。

そのほか、7月16日の大雨で被災した町道小清十郎畑線を含めた10路線と1つの河川について、公共災害復旧工事で対応してまいりたいと考えておりますが、今年度の着工や予算を繰り越しての来年度の施工、または来年度の当初予算での過年災としての対応を行いながら、来年度中には全て完成させたいと考えているところであります。

国庫補助を受けないで行う小規模の災害復旧工事に関しては、20路線の25か所を予定しており、今年度または予算を繰越しになるかと思。いますが、来年度において復旧工事を行いたいと考えております。

また、マンホールポンプ場4基が浸水しましたが、機器に不具合のある非常通報装置2基について機器更新が必要となりました。これに関しましては公共災害復旧の採択に向け取り組むこととしております。

豪雨災害後、最上川や月布川の水位が上昇し、多くの住宅や小屋が浸水されました。お住まいの方やご親族の方をはじめ、多くのボランティアの協力により堆積した大量の土砂の排出にご苦労されている姿を目にいたしました。土砂の洗い流しには多くの水道水を使用したものと思いますので、こうした方々の負担を少しでも軽減したいと考えております。具体的には7月、8月の使用料分の水道料及び下水道料などから通常使用されている水量（4か月平均）を超える部分について減免することにしたいと考えております。

続きまして、農業関係の被災状況についてご説明いたします。

農作物の被害については、月布川氾濫による園地への浸水などの被害が、水稲、エダマメ、スイカなどの野菜、そしてリンゴ、西洋梨などの果樹合わせて被害面積で16.7ヘクタール、被害額におきましては農業用機械などの被害も含めると、約9,350万円と現時点でなっております。

農地ののり面崩落や農道の土砂崩れ、路肩欠損などは町内118か所で、現在復旧に向けて補助事業の申請を受け付けているところであります。

土地改良区管理の用排水路につきましては、北堰、南堰などで土砂流入などにより水路が閉塞するなど、90か所を超える被害が報告されております。

町管理の農道は4路線、7か所で土砂崩れや側溝閉塞等の被害が発生しており、土砂撤去は既に完了しておりますが、南部3号線ののり面の復旧工事を現在実施しているところでございます。

これらを合わせて215か所、被害額では3億円を超える見込みと現段階ではなっております。

町管理の林道につきましては、10路線で38か所ののり面崩落による土砂崩れ、路面洗堀、路肩欠損などが発生しており、今年度、町で復旧する34か所の工事などは約3,600万円となる見込みです。

大規模な山腹崩落や路肩崩落は県による治山事業での復旧を図る予定ですが、被害額は合わせて5,400万円を超える見込みとなっております。

なお、ほとんどの路線で通行止めをしておりましたが、土砂撤去が完了した5路線については通行可能となり、1路線は片側通行としてございます。なお、引き続き被害箇所の調査

確認を行い、早期復旧に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上が豪雨災害関係の報告でございます。

続きまして、令和元年度の健全化判断比率等の算定結果についてご報告いたします。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合、迅速な対応ができるよう財政健全化に関する4つの指標の算定と公表が義務づけられております。

このたび、地方財政状況調査により本町における令和元年度の算定結果がまとまりましたので、概要をご報告させていただきます。

資料1の1ページが総括表でございます。

総括表の①健全化判断比率の状況をご覧ください。

上段が本町の比率、中段が早期に自主的な健全化が必要な段階とされる早期健全化基準と、国による支援とともに確実な再生が必要な段階とされる財政再生基準となっております。

それでは、実質赤字比率から順に、それぞれの算定内容についてご説明させていただきます。

2ページ目の左側上段をご覧ください。

1つ目の指標となる実質赤字比率につきましては、一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。本町の場合、実質収支額は1億6,778万3,000円の黒字でありましたので、「赤字なし」という結果になっております。

次に、2つ目の連結実質赤字比率であります。これについては、本町の場合、一般会計のほか、6つの特別会計と水道事業会計が算定の対象となります。

2ページの左側下の段をご覧ください。

公営事業会計については、ご覧のとおり4つの特別会計が対象ですが、全ての会計の実質収支額が黒字となっております。

同じく、2ページの右側をご覧ください。

こちらは公営企業会計分ですが、上段の法適用企業である水道事業会計、下段の法非適用企業である3つの特別会計ともに資金不足は生じておらず、一般会計なども含めた全ての実質収支額などの合計が6億1,755万2,000円の黒字となりました。

以上のことから、連結実質赤字比率につきましても「赤字なし」という結果になっております。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに指標の算定が義務づけられた平成20年度以降「赤字なし」となっております。

次に、3ページをご覧ください。

実質公債費比率であります。これは、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率になりますが、今回の算定では、3か年平均の比率が5.2%となり、昨年度の4.2%から1.0ポイント増となっております。主な要因としては、平成30年度との比較で公債費が増加したことなどが挙げられます。なお、早期健全化基準は25%でありますので、引き続き基準を下回るようになっております。

次に、4ページをご覧ください。

将来負担比率であります。

この指標は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模などに対する比率であります。早期健全化基準は350%とされておりますが、算定の結果、本町の場合は20.5%となっており、前年度の29.2%から8.7ポイント改善したところでございます。

主な要因としては、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額の減により将来負担額が減少したことなどが挙げられます。

資金不足比率につきましては、公営企業に係る資金不足額を「事業規模」とみなされる額で割った比率となるものであります。2ページの右側に表記しているとおり、いずれの会計とも「資金不足なし」との結果になったものであります。

以上、算定結果の概要をご報告申し上げましたが、今回の算定では、いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となりました。

全国的には新型コロナウイルスの影響もあり、今年第2四半期（4－6月期）における国内総生産（GDP）が、前年同期比でマイナス27.8%となるなど、1955年の統計開始以降で最大の減少幅となっております。本町においても厳しい景気状況が見込まれることから、事業実施に当たってはこれまで以上に精査の上、特定財源などの確保に努め、財政の健全化に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 続いて、犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

教育委員会から令和2年度教育委員会事務事業点検・評価報告書（令和元分）について

報告を申し上げます。

資料2をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と定めているところであり、その際には、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るものとされているところであります。このことから、大江町教育委員会では、平成22年度から前年度の主要な事務事業の点検・評価を行ってきておりますが、今年度は13区の村上雄一氏、7区の小國利宏氏、下モ原区の松田澄子氏のお三方に評価委員をお願いし、それぞれのご意見を伺った上で、令和元年度に教育委員会が実施した主な事務事業についての「点検・評価報告書」を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

大江町教育委員会では、今後とも、議員各位をはじめ、多くの町民の皆様からのご意見を拝聴しながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推し進め、信頼される教育行政を推進してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いし、ご報告とさせていただきます。

次に、大江町教育プラン（第3次教育振興計画）についてご報告申し上げます。

資料3をご覧ください。

近年、少子高齢化や高度情報化、価値観の多様化や国際化等の急激な社会情勢の変化の中にあって、教育分野においても家庭、地域の教育力や子どもの学ぶ意欲、学力、体力等の低下、また地域力が弱体化することによる伝統や文化の衰退など、様々な課題が指摘されております。こうした中で、教育基本法の第17条では、国に対しては教育の振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興に関する基本的方針、必要な施策等についての基本的な計画を定めることとされ、同条第2項において、地方公共団体においても地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画を策定するよう努めることとされております。

これを受けて本町ではこれまで、平成22年度を初年度とした第1次教育振興計画、また平成27年度から10年間を見据えた5か年計画としての第2次教育振興計画を策定し、本町教育の在り方の方向性を示しながら歩んでまいりました。

その第2次教育振興計画は、昨年度末をもって5年としていた計画期間を終えることとなったため、昨年度より新たな教育振興計画を策定するための準備を進めてまいりました。

今年度は町の最上位計画である総合計画も新たに策定されるため、その新計画との調和を

図りながら、計画策定の作業に取り組んでまいりました。

冒頭に社会情勢の急激な変化について申し上げましたが、これからの社会を力強く生き抜いていくためには、教育関係者の意見のみならず、有識者や広く町民の意見を聞き、本町の教育振興に向けて検討するため、大江町教育振興計画検討委員会を設置いたしました。その委員には、学校関係や保護者だけでなく、町体育協会、芸術団体、農業や商業関係者、さらにはスポーツ団体や生涯学習グループの代表者等からも加わっていただき、幅広い意見を基に策定作業を進めてきたところであります。

また、アドバイザーとして山形大学大学院教育実践研究科の教授を務めておられました真木吉雄氏をお願いし、細やかな指導をいただくとともに、さらに広く意見を伺うためパブリックコメントを募りながら進めてまいりました。

その結果、今回の計画は大江町総合計画における基本目標に掲げられた3つの柱、「ひと」「くらし」「しごと」の内容との整合性を図りながら、前回計画である第2次大江町教育振興計画での理念を継承し、幼少期から高齢期まで学校教育や社会教育だけでなく、歴史、文化、スポーツ、健康等の様々な分野でそれぞれの年代の町民が共に学び、共に生きることにより充実した人生の自己実現を図り、大江町のよさを生かして新しい時代を生きるための心豊かな人間性を備えた人づくりを目指すことといたしました。

加えて、全ての町民から親しみを持っていただけるよう、計画の名称も「大江町教育プラン」と分かりやすく改称しております。そして共生教育の考え方を学校教育機関だけでなく、学校外教育においても人生における全てのステージのベースとなるコンセプトとして発展、昇華させ、人と人との関わり合いの中で激動の時代を豊かに生き、21世紀にふさわしい感性と創造性を磨き、自らの可能性を広げていく教育を目指します。

そのために、理念として「自己実現と共生を目指す心豊かなひとづくり」を掲げ、基本目標を「共生教育の充実と生涯学習の推進」といたしました。

分野別目標としては、学校教育、社会教育、歴史文化、スポーツ振興の4本柱を掲げ、それぞれ「未来を切り開く力を育む学校教育の推進」「つながりを育み、生きがいや学びを深める社会教育の推進」「ふるさとの文化に親しみ、郷土への誇りと愛着を育む教育・文化活動の推進」「健やかな体と豊かな心を育む教育・スポーツ活動の推進」とし、現状と課題を踏まえつつ、施策の展開を図ることとしております。

計画の位置づけは、今後の10年間の教育の在り方を見据えた令和2年度から令和6年度までの5年間とするもので、今後個別に設定される各学校や生涯学習活動の実施計画、行動計

画の指針とするもので、中期的な方向性を示すものであります。

計画書の6ページをお開きください。

ここに、本計画の体系図を示しておりますが、理念、基本目標、4つの分野別目標、16の施策及び54の項目を掲げているところです。計画の詳細な説明は省略させていただきますが、策定に当たりましては、先ほども申し上げましたが、教育関係者のみならず、町の幅広い世代や職業、役職、各種団体等のご意見を収集しながら進めてまいりましたので、内容も前計画から大きくステップアップしております。ぜひご一読いただければと思います。

本計画の実現には教育委員会の主体的な取組はもとより、家庭、地域、学校など社会全体で教育の振興を図ることが重要であります。そのために関係機関や団体などとの連携を深め、より実効性のある施策を推進し、他に誇るべき特徴的な教育を進めてまいり所存であります。

今後とも議員各位をはじめ、多くの町民の皆様からのご意見を拝聴しながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推し進め、信頼される教育行政を推進してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて、報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書は事前に配付されているものについては審議の際の議案の朗読を省略いたします。

---

#### ◎要請第2号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本要請は、県町村議会議長会から構成する町村議会に一斉に提出されたものであり、さきの議会運営委員会に諮り本議会では請願の取扱いに準じて議題としたものであります。

質疑、討論を省略し、お諮りします。

要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本要請については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

---

#### ◎議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第54号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第54号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

4期12年の永きにわたって委員を務めていただいた清野千代吉委員は、令和2年9月28日をもって任期満了を迎えますが、今般本人より今回をもって退任したいとの意向が示されました。その後任として佐藤義則氏を適任と認め選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

佐藤氏は、現在、蛍水区在住で大江町農業協同組合及びさがえ西村山農業協同組合の職員として40年間勤務され、その間、本郷支所長や大江営農生活センター長などの要職を歴任さ

れた方でございます。地元根差した仕事を通して育まれた視点や感覚を生かし、特に公平性が求められる評価審査の職務を遂行いただけるものと期待しているところでございます。

なお、任期は、本年9月29日から令和5年9月28日までの3年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第54号について、担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 詳細説明はございません。

○議長（菊地勝秀君） 議第54号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立により行います。

議第54号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件はこれに同意することに賛成の諸君に起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

---

#### ◎議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第55号 大江町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第55号 大江町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

これまで2期8年間、大江町教育委員としてご活躍いただいた鈴木正洋委員が任期満了となり、その後任として海野晋氏を適任と認め選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鈴木委員は、保護者としての立場でこれまで教育委員として本町の教育行政に新しい風を吹き込んでいただきました。このたび任期満了を迎えるに当たり、保護者としての要件を満たさなくなることから後任に道を譲りたいとの意思表示がありましたので、後任について検討を進めてきたところであります。

ご提案申し上げております海野晋氏は、大学生2人、高校生1人のお子さん3人を持つ保護者であり、左沢5区に在住されております。

現在、株式会社カイノ電器の代表取締役を務められており、社団法人峻嶺会や県の電気商業組合の理事も務めるなど、幅広くご活躍されている方でございます。また、左沢小学校や大江中学校のPTA会長を歴任し、西村山PTA連絡協議会の副会長を務めるなど、教育分野でも尽力されてきた方ですので、今後の大江町教育行政の振興発展のため、豊富な経験を生かしていただけるものと期待しているところでございます。

なお、任期は本年9月29日から4年間となります。

ご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第55号について、担当課長の詳細説明を求めます。

西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 詳細説明はございません。

○議長（菊地勝秀君） 議第55号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

議第55号 大江町教育委員会委員の任命について、本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

ただいまの人事案件で大江町固定資産評価審査委員会委員に同意されました佐藤義則さん、大江町教育委員会委員に同意されました海野晋さんからは、明日の本会議開会前にご挨拶をいただく予定であります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎議第56号～議第57号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第56号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大江町一般会計補正予算（第6号））と、日程第9、議第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））の2議案は、関連していることから提案理由の説明を一括して行い、議案の詳細説明及び審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

なお、発言の際は、ページ数を明らかにしてから発言してください。

それでは、議第56号及び議第57号について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 専決処分の承認を求める議第56号、そして議第57号の議案2件、まとめてご説明を申し上げます。

はじめに、議第56号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正内容は、7月の豪雨災害に対応する経費といたしまして、災害救助法の適用を受けたことに伴い、被災住宅の応急処理工事費や避難所開設費用等を計上しております。これに加え、町の単独事業として被災に遭われた方への生活再建支援金や浸水被害住宅を消毒する費用などを計上しております。

農林業事業者に対しましては、農地や農業用施設の復旧のための補助を拡充し、支援を強化したほか、商工業者に対しましては、事業再建に向けた補助金を計上しております。

多額を要する災害復旧費は、町道や河川、農林道など社会インフラの早期復旧を図るための事業費を計上しております。

いずれの事業も緊急性が高く、早急に予算措置を講ずる必要が生じたため、令和2年8月6日付で専決処分させていただいたものであります。

歳入では、土木施設災害復旧に係る国庫補助金や、農地、農業用施設災害復旧事業に係る県補助金などを追加するとともに、不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金や普通交付税を充てております。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,780円を追加し、補正後の予算総額を63億4,100万円とするものであります。

第2表、地方債補正は、土木施設災害復旧事業と農地、農業施設災害復旧事業について、限度額を設定するものであります。

続きまして、議第57号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正内容は、豪雨災害の対策経費といたしまして、マンホールポンプ場制御盤更新工事や管渠施設の修繕を行い、施設の早期復旧を図るものでございます。

一般会計補正予算と同様に、緊急性が高く、早急に予算措置を講ずる必要があったため、令和2年8月6日付で専決処分させていただいたものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,143万円を追加し、補正後の予算総額を2億7,593万円とするものであります。

第2表、地方債補正は、公共下水道施設災害復旧事業について新たな事業費の追加に伴い、限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第56号について、担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第56号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第6号）についての専決処分の承認を求める議案につきまして、詳細をご説明いたします。

最初に、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、土木施設及び農地、農業用施設災害復旧事業の財源として新たに地方債を発行しますが、その限度額を設定するものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款総務費は、710万円の増額です。

このたびの災害対応に伴う職員の時間外勤務手当の必要見込額を計上しました。

3款民生費は、983万7,000円の増額です。3項を新たに設けております。

3項1目災害救助費は、避難所開設に伴う費用のほか、被災者生活再建支援金はできるだけ早く元の日常生活に戻っていただけるよう住宅の床上浸水や土砂崩れ被害に遭われた世帯に30万円、床下浸水に遭われた世帯に15万円を支援させていただくものです。

4款衛生費は、511万円の増額です。

1項2目予防費の医薬材料費の追加は、消毒用消石灰の購入費用で、感染症予防消毒業務委託料は、浸水被害のあった住宅の感染症予防と衛生面に万全を期すため専門業者による消毒作業を希望する住宅で行うものであります。

3目環境衛生費は、いわゆる「災害ごみ」の回収運搬業務委託料と、お借りした災害ごみ置場の土砂排土と、清掃委託費を計上しました。

8ページをお開きください。

6款農林水産業費は、3,950万円の増額です。

1項5目農地費の町単独土地改良事業補助金の追加は、土地改良区管理施設や農地、農業用施設の復旧に対する補助金であります。補助率を通常の50%から農地の場合は80%、農道や水路など農業用施設の場合は90%にかさ上げして早期復旧と営農活動の維持を支援するものでございます。

7款商工費は、1,040万円の増額です。

1項2目商工振興費の被災小規模事業者再建事業補助金は、被災された小規模事業者への機械設備購入費等の補助であり、なりわい再建事業補助金は、土砂崩れ被害に遭われた企業への施設復旧費用の補助金であります。

3目観光費の古寺遊歩道整備工事費の追加は、現在施工中の工事箇所が河川の増水により損壊したことから、追加工事費として必要な分を追加するものであります。

観光やな補修工事費は、この秋のアユの採捕に向け、応急工事として栈橋手すりの補修と堆積した流木ごみ等の撤去を行うものであります。

8款土木費は、36万円の増額です。

4項3目の公共下水道事業特別会計への繰出金追加であります。

9款消防費は、17万5,000円の増額です。

1項2目非常備消防費の出動手当の追加は、このたびの豪雨災害の水防活動により不足が生じる分の追加であります。

11款災害復旧費は、2億2,531万8,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費の測量設計等委託料は、町道諏訪堂中山線ほか11路線につきまして、公共災申請のための測量を実施するものであり、土砂排土等委託料は通行を確保できるよう応急的な対応として実施するものであります。

災害復旧工事費は、町道諏訪堂中山線の応急本工事のほか、比較的規模の小さい被害箇所の復旧工事を行うものです。

事業用備品購入費は、チェーンソーやGPS搭載のデジタルカメラを購入し、山間部などでの被害箇所確認に役立てるものであります。

2目河川災害復旧費のフットパス外灯撤去工事費は、左沢の川端地区に設置してあった外灯4基が損傷したため、その撤去処分費用であります。

2項1目農地、農業施設災害復旧費の測量設計等委託料と災害復旧工事費は、土地改良区管理施設の災害復旧に当たり、国の補助を受けるための測量と、その復旧工事費であります。

2目林道施設災害復旧費は、長畑線ほか9路線、37か所の土砂排土等委託料と災害復旧工事費であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

歳出の目的ごとに説明しますので、順番が多少前後します。

15款県支出金の1項1目民生費負担金は、災害救助法の適用により避難所開設費用などに充てる特定財源です。歳出の3款3項1目に全て充当しているものです。

2項3目衛生費県補助金の災害廃棄物処理事業費は、歳出4款1項3目の災害廃棄物回収運搬委託料に充てる特定財源であります。

土木施設災害復旧に係る特定財源につきましては、14款国庫支出金と6ページ21款の町債の災害復旧費でありまして、農地、農業用施設災害復旧に係る特定財源は、12款の受益者分担金、15款の県補助金、21款の町債の災害復旧費となっています。

10款地方交付税と18款繰入金につきましては、不足する財源を補填するものですが、国・県支出金や町債など不透明な部分が多く、現時点ではほぼ確実な額しか計上できないため、普通交付税を1億円、財政調整基金繰入金を1億640万円追加することで調整いたしました。

以上が令和2年度大江町一般会計補正予算（第6号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第56号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

歳入の件で質問いたします。

5ページ。

ただいまの説明にありましたけれども、災害復旧費受益者負担金というのは、どういう事業に対して受益者が何%ぐらいの負担になるのかお願いいたします。

秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 歳入の農業費の分担金ということでありまして、この当時のことではありますけれども、この時点では土地改良区の大きい被害のあったものについて国の公共災害へ挙げるといふようなことで試算をしております。国の災害の補助金の補助残分について土地改良区のほうから頂く分と、あと査定設計、その公共災害に上げるための査定設計書の作成についての負担ということでもまず一旦町のほうに頂いて、あと町が発注するというふうなそういう流れでの分担金ということになります。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 分かりにくいんですけども、例えば商工費が例えばこの事業が200万かかると。そういった場合に、補助金がどのくらい来るのか分からなくて、あと残ったやつ全部出せと、受益者が出さなければならないのかなど。なのか、それとも、100万円の事業費に対して町が何ぼ、国が何ぼと出して、受益者負担が何%だといふのかなど。その辺の区別をもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今激甚災害というような指定を現在は受けておりますけれども、

当時はまだその辺もはっきりしておりませんで、こういった農業用施設の場合は通常の基本補助率は65%というふうになっておりますので、この時点ではその率で計算をしたところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 65%の残り35%が受益者、恐らく土地改良区かそれとも地主なのか分かりませんが、負担しなければならないという考えなんですか。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 一応そういうことにはなりますけれども、補助残についてもさらに補助残の補助というのもありますので、残り全部ということではなくて、さらに補助残にも補助があるということでございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにありませんか。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

8ページの7款1項3目観光やな補修工事380万円についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明で、今回の災害で手すり等が壊れているという状況だと思いますけれども、手すり撤去、流木搬出をして新たに手すり新設、あと階段等も壊れていると思うんですけれども、これも復旧をしていただいて、今年の間もなく来るアユの節に間に合うように工事がなされるのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） お答えしたいと思います。

7款1項3目観光費の中の観光やな補修工事費380万円の内容でございますけれども、先ほど総務課長のほうからありましたとおり、豪雨により被災した、皆さんも現地のほう見ていただいてかなりひどい状況になっているのかなというふうに感じているところではございますけれども、今回の補正につきましては、栈橋の修理、やなまで行く栈橋がございまして、栈橋の修理と、あとは今藤野議員もおっしゃったとおり階段、あとは手すりの修理、今現在、手すりのほうはかなり倒されておりますのでその撤去等含めて修理を行って新たな手すりを設けたいというふうに考えております。あとは栈橋にも流木が引っかかっておりますので、そちらのほうの撤去ということで今回の補正予算には計上させていただいたところでございます。応急的な工事ということでできるだけ今シーズンの採捕ができるような対応を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 9ページの11款1項の公共土木と2項の農林水産の災害復旧費についてお伺いいたします。

今回の水害につきましては、役場の初動態勢、あるいは避難所の開設というふうなことで、非常に当を得た適切な対応であったというふうなことで、評価しながらご苦労さまでしたということをお頭に申し上げたいというふうに思います。

公共土木施設の委託料の中で、測量設計が3,900万円というふうな数字が上がっております。工事費については9,300万円。それから2項の農林水産業については、設計委託料が500万、それから災害復旧工事が1,940万というふうな数字があります。

そういった中で、町長の行政報告にもございましたが、これからの復旧見込み等々も含めての取りあえず応急的な工事を専決処分したというふうな説明でございましたが、この測量設計3,900万円というのは、今後、国の査定が10月22日だかに入るというふうな中での設計を組んだと。それから工事費の9,300万円については応急的な措置だというふうな説明がありました。現在進めている国の査定に向けたこの測量設計の3,900万円の箇所数は何か所あるのでしょうか。

それから、9,300万円を投下した工事請負費というのは何か所で、具体的にここに何ぼかかったというふうな数字があれば教えていただきたい。

同じように、農林水産業についても委託料の500万、それから復旧工事の1,940万、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 11款災害復旧の測量設計及び災害復旧工事費の関係でございますが、まず、測量設計の3,900万円の内容について申し上げます。

こちらにつきましては、12路線の測量設計というふうなことで、一番被害の大きかった諏訪堂中山線も含めてそれぞれ国の補助を受けての対応ということで予定している路線でございます。こちらに測量設計費として3,900万円頂いた部分については、現在もう発注をしまして、10月の災害査定に向けて動き出しをしているところでございます。

工事費に関しまして9,300万円でございますが、こちらについては13路線で諏訪堂中山線、こちらも含まれております。こちらについては来週入札というふうな段取りで進めております。

あと、単独で取り組む路線としては10路線と、さらに小規模の12か所というふうなことで、2,300万相当になりますが、予算を取らせていただいたところでございます。

こちらについては、本当に小規模な、フトンカゴを設置したりブロック工事というふうなことで、本当に数メートル程度というような内容の工事でございますが、例えば十八才檜山線ですとか、藤田堂屋敷線、崖が、のり面が崩れたとか、そういったところ。あとは大山あじさいロード線、大山公園のほうに行くようなところ、あと三合田材木線等々本当に小規模な、100万円から200万円程度の内容の工事であろうというふうなところについての内容でございまして、こちらについても発注を今、設計を組みながらしていきたいなというふうな状況で取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 続きます、秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、11款の農業の災害の委託料につきましては、測量設計委託料ということで、500万円でありますけれども、当時の状況ではありますけれども、大体5件分くらいの国への公共災害の申請ができるのではないかとというようなことで概算ではありますけれども、挙げてございます。

土砂排土委託料につきましては、これは町管理農道の土砂の排土ということで、3路線分の70万円でございます。

あと、工事費につきましては、1,940万円のうち、今申し上げた改良区の国の公共災害への申請できる見込みである14か所分について1,750万円、あと、町管理農道ののり面の復旧工事1路線分で190万円の合わせて1,940万円でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 委託料の中の土木費ですけれども、12路線で3,900万円というふうな中で、町長行政報告の中では46路線ほど災害があったというふうな話でございましたので、この12路線について公共でやると、あとは非公共の中で対応していくというふうな基本的なスタンスなのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、農地の災害についてですが、激甚災害指定に伴って、補助率が増嵩するというふうな新聞紙上での話があるわけでございますが、この農地、農業用施設の補助の増加分というか、どのように理解しているのか。通常の農地災害あるいは農業用施設災害で7割から8割の補助が受けられるのが、激甚災害被害によって9割まで上がるというふうな理解としているわけですが、その辺はどのようになるのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 測量設計で取り組んでいる12路線について公共災のほうで取り組むのかというふうなご質問でございますが、専決時にはそのようなことで想定をして取組を進めてきたところでございます。その後、災害の発生状況を確認していく中で、公共災で取り組めるくらいの規模でないかというようなところもございましたので、その辺については今後、様々な調整を加えて出していきたいなというところもございますが、この内容につきましては、全て12路線については公共災害で取り組む路線というふうなことで県とも調整をさせていただきながら取組を進めているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 続いて、農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 激甚災害に係る補助率の増嵩ということでございますけれども、通常の災害であれば基本補助率は農地で50%、農業用施設で65%になっておりますけれども、激甚の指定というふうなことで過去の例でいくと、やはり90%を超えるような補助率になっていくと予想はされますけれども、はっきりした補助率はこれからいろんな各町村のほうから提出されたその災害申請などを見極めた上で国のほうで補助率を決定するというふうな流れになっています。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 国の災害査定が明日明日あるというふうな中で、町の事業あるいは災害の状況等を的確に説明していただいて、ぜひ公共でやれるようにやっていただければなというふうに思います。

3回目ですが、その下に河川災害復旧費というのが、50万円のフットパスというふうのっていますけれども、いわゆる1級河川の県管理の月布川が非常に土砂が堆積しているというふうな中で、川の流れを従来に戻すというか、その土石をどういうふうになにかかけてやるのかなというふうなのが、喫緊の課題なのかなというふうに思うわけで、町当局としてもいろいろと県に働きかけているというふうにお聞きしておりますけれども、その土砂排土というのはどういうふうな方法でやって、何年かかるかというふうなのが非常に興味深いわけで、それを大体こういうふうな予定でやるというふうなのは答えられないというふうに思うんですが、大体どの箇所が一番ひどくて、早急に対応しなければならないというふうな現況を見て、担当課として県のほうにどのように働きかけをするのかなというふうのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それから、予算編成の中で、今回の災害の対応については、交付税の1億円と財政調整基金の1億円を充当しているというふうになるわけですが、今後、国の公共事業等々の事業が見込まれるというふうな中で、今年度にその補助金が入るといふふうに見込まれるのかどうかを総務課長からお聞きしたいと思うんですが、いわゆる、今年度の災害ですので、認定を受けて公共災害の該当になって、そして繰越しも含めた中で事業発注に取り組むというふうな形になると思うんだけど、その財源の根拠となる国あるいは県の補助金というものを受けての補正予算というふうになるわけで、当然、今充当している普通交付税あるいは財調からの取崩しというものを補助金 came 段階でやる、調整するというふうな意味だと思うんだけど、その見込みというか、いつ頃なって、どういうふうな予算対応をしていくのかなということをお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） それでは、最初に櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 月布川の土砂ですとかごみの関係のご質問でございますが、ちょっと私も県の河川、砂防のほうで、月布川、県の管理だといふふうなことでそちらのほうにも確認をさせていただきました。

町長の行政報告のほうにもあったかと思えますけれども、月布川に関しましては、32か所そういった護岸が崩れていたり土砂で閉塞をしているというような箇所があるようです。こちらにつきまして、どのような形で進めていくのかということを確認しました。

やはり、県内でも同様の被害がかなり多くあるというようなことで、県としては補正予算で一応対応というようなことでしていきたいということではあります。全てその補正予算の中で対応できるかどうかというのはちょっと約束できないというようなことで、県としては優先順位、人命を守るために必要な対策というようなところを優先的に進めていくというようなことで、なかなか全てに対応するというのは難しい状況ではないかなというような状況で確認いたしましたところでした。

町としても、できるだけきれいな状態に戻すということが必要だと思いますので、そういった要望はさせていただきたいとは思っておりますが、まず県の判断というようなことでの優先順位の中でまずは取組を進めていくことになるのかなといふふうには理解させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 続いて、五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 毛利議員のご質問でありますけれども、説明でも申し上げまし

たとおり、やはり国・県の特定財源、入ってくるめどがまだ確実でないものですから、このたびは普通交付税の1億円の追加と、財政調整基金の1億640万円の取崩しというようなことで調整をさせていただきました。町といたしましては、国・県補助金はその査定を受けて早く入ってくることを願っているわけでありますけれども、当然額が確定しましたら議員おっしゃるとおりこれを財政調整基金の取崩しを戻すとか、そういった処理で行いたいと思っております。

ただ、かなり多くの事業がありますので、今年中に査定を受けて交付決定を受けてもその国のお金を出せる担保がないという場合もあるかと思えます。そのときにはたしか、施越し事業というふうなことで、交付決定は今年中に受けますが、事業実施は来年度以降というそういう事業もあったかと思えます。そのようなことで対応せざるを得ないようなことになるのではないかというように思っております。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 8ページの9款消防費について簡潔、単純にお聞きしますけれども、この出動手当の追加ということで、17万5,000円というのはなんかちょっと少ないような気がするんですが、これ、防災活動あるいは水防活動として大変ご苦勞をおかけしたわけでありますけれども、これはどういう計算でこうなっているのかなとか、何人分くらいなっているのか、1人幾らぐらいになっているのか、あるいは何ていうかな、徹夜しても単価というのはそういうのは変わらないのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 9款の出動手当のご質問でありますけれども、積算の根拠につきましては、既定の予算額が50万円です。春の連休明けのときに大山公園で森林火災がありました。そのときに38万円費やしております。今回の水害でも29万5,000円ほど要しておりますので、今回の水害を踏まえて支出見込額が67万5,000円になるというふうな経過になっております。それで、既決予算から不足する17万5,000円分を追加していただくというようなものであります。

単価につきましては、お1人1回1,000円ですので、延べ675人、春から今回の水害まで出動いただいているというようなことであります。

あと、春の大山での火災のときもそうでしたが、今回の水防についても、夜中、日付が変

わった場合はその日ごとにお支払いするというようなことであります。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 大体分かりましたけれども、要するに、今回の水防だけでなく、その前のやつもあるということでの加算ということになりますね。分かりました。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

確認という意味でございますけれども、5ページの歳入10款1項1目の地方交付税、これ1億円ということ、普通交付税追加ということなんですけれども、8月9日の新聞記事を切り取ってきたんですけれども、これによりますと、「南陽など8市町村、交付税を前倒し」という見出しで、その中で、大江町の分につきましては、1億6,300万円というふうな金額になっておりますが、ちょっと確認というか、この1億円とここに書いていますので、この1億6,300万というのは前倒しで交付するというこれ、関係、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 5ページの普通交付税とありますけれども、基本的に交付税につきましては年4回に分けて交付されます。4月、6月、9月、11月であります。4月と6月については既に交付をいただいております。通常、次は9月、今日の交付なんです。今般の災害を踏まえていただきまして、ご指摘のあったとおり8月4日に前倒し交付をいただいております。その金額につきましては、私調べた限りでは2億8,600万円と認識しているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

失礼しました。実はその前の8月8日の記事で、普通交付税9月分の繰上交付額としてトータルで2億8,600万というようなことだったので。

すみません、続きまして9ページなんですけれども、11款2項1目なんですけれども、災害農地、農業用施設ということで、災害復旧工事1,940万ほど計上されています。これ見ますと、いわゆる土地改良区関係の事業で、土地改良区関係では事務所のほうにお伺いしたところ、当初は七十何か所ぐらいでしたが、それからどんどん増えまして、現在九十数件だと、いわゆる被災箇所、というようなこと言っておられました。

それで、この土地改良区の分の北堰、南堰とか月布堰とか、その他いろいろ崩落した場所

あるんですけれども、何件ぐらいこれ、計上されているかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 先ほども申し上げましたけれども、11款にある工事費のうち土地改良区の分につきましては14件分でございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第56号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度大江町一般会計補正予算（第6号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第57号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））、本案について担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第57号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予

算（第1号）に係る専決処分の承認を求める議案の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳出の2款1項3目災害復旧費は、令和2年7月の豪雨災害に対する経費といたしまして、小見及び鹿子沢地内のマンホール等の管渠設備の修繕料と横町及び桜町2号マンホールポンプ場の制御盤等の更新工事のため、測量設計等委託料及び災害復旧工事費を合わせて1,143万円追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

3款1項1目公共下水道事業国庫補助金は、公共下水道施設災害復旧事業に係る補助対象事業の増に伴い、667万円を追加するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の補正に伴って36万円を追加するものでございます。

7款1項1目公共下水道事業債につきましては、公共下水道施設災害復旧事業費の追加に伴い、440万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第57号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 5ページの工事費1,000万円の説明については小見、鹿子沢、横町、あともう1か所ちょっと聞き忘れたんですが、4か所のマンホール等の補修工事だというふうになっておりますが、工事費がちょうど1,000万円というふうに切りのいい予算になっているのでございますけれども、8月6日現在で専決処分をやったというふうな中で、測量設計の1,100万と工事費の1,000万等について専決処分をやって、入札執行はやったのでしょうか。まず第1点お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今回の工事費に関しましては、横町のマンホールポンプ場の制御盤、それと桜町2号のマンホールポンプ場の制御盤の2つになります。

修繕料の33万円、こちらについては、小見と鹿子沢のマンホールの修繕というような内容でございます。修繕と工事合わせて4か所というような内容になっております。

測量設計委託につきましては、マンホールの制御盤工事費に係るマンホールの制御盤の修繕ということでの設計委託料110万円でございます。

こちらにつきましては、今測量設計に向けてちょっと段取りを取っているところなんですけれども、まだそこまで至っていないというような状況であります。急ぎ測量設計を進めて、災害査定を受けて工事のほうに取りかかるというようなことで段取りを組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 月が丘と鹿子沢については修繕料の33万円だと。残りの1,000万、横町、桜町の制御盤の補修工事というふうな説明があったんですが、制御盤を補修しないままこの下水道の処理というのは可能なんですか、実際。いわゆる専決処分をなぜやらなければならなかったかというふうなことがあるということだと思っておりますけれども、9月の補正で間に合うかどうかという場合には、測量設計をしないと進まないというふうな意味も分かるんですけども、制御盤の壊れたというか、そういうことに伴っての不具合というのは生じないのでしょうか。

あと、440万の起債なんですけど、ここの確認の意味でちょっとお聞きしますけれども、恐らく……、これ企業会計でないからな、ごめんなさい。間違えました。起債はいいです。

ということで、もう一度詳しく説明してください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 行政報告のほうでもありましたとおり、マンホールポンプの制御盤、こちらについては4基がちょっと水につかったというような状況にあるわけなんですけれども、そのうち2基がちょっと不具合を生じているというような状況にあります。今回この工事費の中でその不具合の生じている2基分を直すというような工事になっておりますが、今現在ちょっと動いていないというような状況でもうまくないというようなことで、代替のものについて設置をして動かしているというような状況にあります。それについては短期間の応急的な措置というようなことで考えておりますので、それを完全な形で復旧するのにその今つけている工事費も含めて1,000万円ですべて2基分を完全に修理するというような内容で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第58号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第58号 財産の取得についてご説明いたします。

本議案につきましては、いわゆる国のGIGAスクール構想を実現するため、町立小・中学校の児童・生徒用タブレットPC端末等470台を購入し、緊急時における家庭でのオンライン学習環境を整える目的も併せ持つものでございます。

8月25日に入札を執行した結果に基づき、契約金額を消費税を含め3,567万6,520円とし、山形市松波一丁目14番14、リコージャパン株式会社販売事業部山形支社、山形第二営業部、部長、高橋正雄との間で購入契約を締結しようとするものであります。

なお、納期は令和3年1月29日としております。

以上、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりご提案いたしますが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださるようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 議第58号について、担当課長の詳細説明を求めます。

西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 議第58号 財産の取得についての詳細についてご説明申し上げます。

今回購入しようとする児童・生徒用タブレットPC端末等は、国で進めているGIGAスクール構想によるもので、21世紀を生きる子どもたち一人一人の資質・能力を一層確実に育成し、災害や感染症の発生等による緊急時においても全ての子どもたちの学びを保障できる教育ICT環境を実現するために、国の令和2年度公立学校情報機器整備費補助金を受けて購入するものでございます。これにより、町立小・中学校の児童・生徒1人1台端末の整備が実現いたします。

また、児童・生徒用タブレットPC端末の仕様につきましては、県より参考資料として示された標準仕様書の中で、これまで子どもたちが授業で使用してきたウィンドウズOS端末に合致したGIGAスクールモデルのタブレットPC端末を選定しております。

納期は令和3年1月を予定しておりますが、準備が整い次第、納品していただく予定であります。

詳細説明は以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第58号の質疑を行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地です。

収束のめどが立たないコロナ禍の中で、この件について早急に進んでいかなければならないんじゃないかと思っているんですけども、そのタブレットを買うということで、大変よろしいことだと思いますけれども、その後の進捗というか、計画、どのように、いつからとかあると思いますけれども、その購入してからどのようにこう、使うまでに至るのか。購入するのが来年の1月ですか。すぐは来ないと思うんですけども、その計画みたいなところを少し教えていただければ。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、納期は令和3年1月になっております。ですが、準備が整い次第納品していただく、何しろ数が多いものですから、学校ごとの設定もございまして、整ったところから納品していただいて、設定作業を進めていただき、使えるようにしてもらおうということでございます。

当面、中に入っているソフトなんですけど、GIGAスクールの事始めといいますか、そう

いう練習用のソフトのようなものも入れていただくことになっておりますので、そのところから先生方と一緒に勉強して行って、来年以降順次G I G Aスクール用に使えるようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 確認のため質問させていただきたいと思います。

学童用のタブレットということで、我々が一般に使っているものとは仕様が違うということもあると思います。それでちょっと先ほど説明を聞き逃したか分かりませんが、確認なんですけれども、3,560万ほどの大金を使って子どもたちのためにタブレットを用意するというので、ここではリコージャパン株式会社山形事業本部山形支社となっておりますけれども、これに関して、ほかの事業所等に入札等のことは行われたのか、またここリコーの1社だけの発注だったのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

8月25日に入札を行っております。選定した業者は4社でございます。4社で入札を行いまして、リコージャパンに決定したというような経過になってございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 聞き逃していたら大変申し訳ございませんでした。

1台にすると大体7万5,000円ぐらいの高価なものになります。子どもに1人1台ずつ貸出をするということで、その後、家庭でタブレットを保管なり使用していく中で、やはり子どもが使うものでありますから、ちょっと壊してしまったりとか、そういうこともあると思います。その中で、今後こういう高価なものをどういうふうにやはり子どもが、小学校1年生から中学校3年生までになるとは思いますが、どのようにその使い方の指導とかしていくことになるか、やはりその辺も十分指導しながら使っていかなければならないのではないかと思っておりますけれども、差し障りがなかったらこの札の4社を教えていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） まず、前段のほうなんです、やはり関野議員おっしゃるように高価なものでございます。ただ、我々が通常使っているタブレット端末と違いまして、G I G Aスクールモデルといいまして、防滴、防じん仕様のタイプになってございます。丈夫なタイプですので、子どもがちょっと落としても大丈夫だというふうなことで聞いておりますので。当然、でも扱いは先生方と相談しながら丁寧に、子どもたちにその大切さを教

えながらしていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

それから、後段の指名業者、入札に参加した業者ですけれども、4社でございます。株式会社日情システムソリューション山形支店、株式会社YCC情報システム、株式会社管理システム山形本部、リコージャパン株式会社販売本部山形支社山形第二営業部、この4社でございます。

なお、事前にYCCと日情ソリューションシステムからは辞退の届けが出ておりますので、当日入札に参加したのは2社ということになってございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） やはりこれからの時代はこういうものも必要になってくると思います。

その中でやはり端末だけを与えるというのも、まず必要だと思いますけれども、今後はそれに伴った家庭でのW i - F i の普及とかそういうものも考えていかなければ子どもたちも宝の持ち腐れになると思いますので、その辺の環境、通信環境なども今後の課題になってくると思いますので、その辺のところも早急に併せてできるようなことで計画していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 答弁要りますか。

○5番（関野幸一君） 要りません。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

今のものにつながるかと思えます。

前に聞いたときには光ケーブルでやるという話だったような感じに記憶しているんですけども、W i - F i の環境が必要なわけですか。例えばモデムを設定しなきゃいけないとか、そういうこともあるんですか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

学校で使う分には、大江中学校はそれ相応のW i - F i の環境でございます。ただ小学校については、今年度の予算でG I G Aスクール対応のW i - F i のほう使えるようにしたいということで現在進めているところでございます。

なお、家庭に持ち帰った場合、災害とか感染症対策とかそういう場合で家庭に持ち帰った

場合の対応の仕方ですけれども、アンケートを事前にいたしました。そうしましたところ、光ケーブルの通っているところが大体7割、ほとんどの家庭で携帯でありますとか、そういう、ポケットW i - F i でありますとか、そういうもので通信はできるんですけれども、一部、光の入っていない家庭がございます。ですので、前回の補正予算で学校関係で1割光が入っていないという結果がございましたので、その分予算化させていただきまして、工事費の一部をこちらで負担させていただいて、環境の促進に努めたいということで、これから進める予定でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

これからのことなんですね。この前お伺いしたのは学校のクラス単位でモデムを設置しているので使えるようにはできる、ただ今お伺いしたのは、自宅に持ち帰った、例えばコロナの自粛で登校できない期間なんかは家庭でオンラインであったりするという事の中で、まだ未設置の家庭があるのでこれから設置するという事なんですよ。これ、設置してその後にはパケット料とかというのがかかるんですかね。私ちょっと古い人間なんであまりよくわからないんですけれども。通信費とかパケット料とか家庭の負担にかかるような経費が発生するかどうかを教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） パケット料、通信費がかかるかどうかというご質問なんですけれども、まず家庭の契約によって違うかと思います。定額で使い放題というような契約もあれば、ある一定のラインを超えた部分は新たな負担が生じるというような契約の仕方もあるかと思います。それから、プロバイダーのほうでどういうふうな契約になっているかということもございますので、それはちょっとご家庭ご家庭で違うかと思います。ここで一概にかかるかからないとは言えない問題かと思います。ただ、これちょっと今全国的な問題になっておまして、全国でこういうふうな状況が生じているわけです。ですのでどこまでその家庭の費用を自治体で負担するかとか、そういうところは非常に今問題になっているものと認識しております。

ですので大江町としては、1人1台やったとしても、各家庭になるべく負担のかからない方法で進めていきたいなというふうに考えております。例えば家庭にこれからW i - F i 環境を整えたとしても、契約の仕方でお金が増額になるようなご家庭であれば、それはうちでは負担できないよというようなことになれば、まずは学校のほうに来ていただいて、密を避

けながらその何人かだけを呼んで家庭と同じような環境の中で進めていくとか、そういうことも考えていかなければならないなというふうに今現在は考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 3回目です。ありがとうございます。

そうですね。うちもいろいろやっているんですけども、プロバイダーによって値段がいろいろ違って設定の方法も違う。ふだん使っていないところはどこの会社とどういう契約をしたらいいかというのも分からないんですよ。実際には。そういうある程度のレクチャーしてあげるとか、そういうことも必要だと思うんですよ。もうまるっきり手を出せない状況のご家庭もあると思うんで、そこら辺は丁寧にやっていただいて、なるべく自己負担の少ないような方法でやっていただけるようにご指導していただければと思います。

回答は要りません。ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第58号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第59号～議第76号の一括上程、説明

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第28、議第76号 令和元年度大江町水道事業会計決算の認定についてまで、18件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第59号から議第76号までの条例の一部改正など5件、補正予算5件、決算認定8件、合わせて18の議案について一括してご説明申し上げます。

議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、山形県に準じて、特殊勤務手当に新型コロナウイルス感染症対策のため防疫作業に従事した場合の特例を設けるものであります。

議第60号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたため、再交付手数料に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議第61号 大江町総合計画を定めることについては、さきの全員協議会において計画策定の経過や中間案についてご説明申し上げましたが、町を取り巻く環境や社会経済情勢が大きく変化する中で、町民の命を守り、地域経済の堅実な維持・発展と安定した暮らしを実現するため、平成22年に策定した大江町総合計画（第9次）に代わる新しいまちづくりの総合計画を策定すべく作業を進めてきたところであります。

本計画の策定に当たりまして、高校生以上の町民1,890人と町内の中学3年生70人を対象としたアンケート調査結果を踏まえて、大江町振興審議会に諮問し、町民と町職員により構成する大江町総合計画策定委員会を設置、計画素案中間案に関する町民からの意見募集、町内3か所における地区説明会の開催などを行いながら、広く町民の意見を反映した計画となるよう努めてまいりました。

こうして出来上がりました計画素案につきまして、8月12日付で大江町振興審議会より総合計画原案として答申されたところであります。

本職といたしましては、この答申を受け検討を行った結果、答申に沿って令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年次とする大江町総合計画を策定すべく、大江町議会基本条例第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、基本構想及び基本構想に基づく基本計画について提案するものであります。

次に、議第62号 町道路線の廃止についてと議第63号 町道路線の認定については、主要地方道大江西川線の整備に伴い、町道貫見沢口旧道線の終点を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により路線を一旦廃止して、同法第8条第2項の規定により、改め

て町道路線に認定する必要があることから提案するものであります。

次に、議第64号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第7号）につきましては、本年4月の人事異動に伴う各費目間の職員人件費の調整や、新型コロナウイルス感染症に対応する関連経費など、各事業費を精査しながら今後の事務事業に支障を来すことがないよう予算編成を行ったほか、地方財政法第7条の規定による前年度繰越金の財政調整基金への積立金などを追加しております。

歳入につきましては、前年度繰越金のほか、歳出の特定財源である国・県補助金、ふるさと納税の収納状況に合わせた寄附金の増など、その所要経費について補正を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,400万円を追加し、補正後の予算総額を64億9,500万円とするものであります。

5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正は、まちなか交流館について令和3年度当初からの指定管理に向け本年度中に指定管理者を決定する必要があることから、限度額を設定するものであります。

下の段の第3表、地方債補正は、本年度の起債同意予定額などに基づき、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第65号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少いたしました被保険者などに係る国民健康保険税の減免に係る過年度分の還付金、人事異動による人件費の調整、令和元年度決算見込みにより前年度繰越金の一部などを追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ764万円を追加し、補正後の予算総額を8億2,214万円とするものであります。

議第66号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和元年度の決算見込みに基づき、前年度後期高齢者医療保険料に係る広域連合納付金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万5,000円を追加し、補正後の予算総額を1億870万5,000円とするものであります。

議第67号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業を中止したことによる事業費の減のほか、令和元年

度の決算に基づく国庫負担金などの返還金及び一般会計繰出金などを追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,317万5,000円を追加し、補正後の予算総額を12億317万5,000円とするものであります。

議第68号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、うがいや手洗いを継続して励行していただくため、水道使用料の基本料金の減免措置をさらに2か月間延長するものであります。

給水収益を減額し、不足する1,190万円を一般会計より負担金として繰入れし、予算を組替えるもので、予算総額には変更なく、2億4,410万円とするものであります。

議第69号から議第76号までは、令和元年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の決算認定に係る議案であります。金額につきましては、1,000円未満を切り捨てて読み上げますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

初めに、議第69号 令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入の総額は54億4,554万6,000円、歳出総額は52億7,431万5,000円で差引き額では1億7,123万1,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源344万8,000円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は1億6,778万3,000円となりました。歳入のうち町税や地方交付税などは予算額を上回る決算額となり、歳入済額の合計は予算現額に対して898万7,000円上回っております。

歳出については、予算現額に対する執行率が97%となっており、町道改良事業など計5事業、総額で3,115万6,000円を翌年度へ繰り越していることから、これを差し引いた不用額は1億3,108万7,000円となりました。

以下、特別会計の決算につきましては、決算額のみ申し上げます。

議第70号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が8億5,916万8,000円、歳出総額では8億832万3,000円で差引き額は5,084万5,000円であります。

議第71号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1億166万円、歳出総額は9,948万2,000円で差引き額は217万7,000円であります。

議第72号 介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が11億9,021万2,000円、歳出総額は11億4,081万8,000円で、差引き額は4,939万4,000円であります。

議第73号の宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1億3,903万9,000円、歳出

総額は1億3,822万4,000円で、差引き額は81万5,000円であります。

議第74号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が3億278万4,000円、歳出総額は2億9,997万2,000円で、差引き額は281万1,000円であります。

議第75号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が4,482万8,000円、歳出総額は4,279万1,000円で差引き額は203万7,000円であります。

お手元に配付させていただきました資料7、令和元年度大江町一般会計及び各特別会計決算概要のほうをご覧ください。

水道事業会計を除く全ての会計の決算額合計は、歳入総額が80億8,324万2,000円、歳出総額は78億392万7,000円で、差引き額は2億7,931万4,000円となり、一般会計での翌年度への繰り越すべき財源を除いた実質収支額の合計は2億7,586万6,000円となりました。

2ページのほうをご覧ください。

地方債発行額及び地方債年度末残高の推移であります。

元年度末の一般会計及び各特別会計の地方債残高の合計は77億5,125万3,000円で、前年度より5,226万6,000円の減額となりました。

地方債は将来に債務を残すものでありますので、発行に当たっては適債性を十分検討し、今後の財政計画に留意しつつ、引き続き過疎債をはじめとする優良債の確保に努めてまいります。

3ページをご覧ください。

各種基金の年度末残高の推移であります。

特別会計分を含めて町が保有している基金の元年度末の合計額は23億5,629万8,000円で、前年度より2億1,998万4,000円の増となりました。このうち一般会計分は2億2,391万4,000円の増となっています。財政調整基金及びふるさとまちづくり寄附基金への積立額が増えたことなどが、その要因でございます。

最後に、議第76号 水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益2億2,696万9,000円に対し、総費用が2億2,689万6,000円で、差引き7万2,000円が当年度純利益となりました。

資本的収支につきましては、総収入額7,135万円に対し、総支出額が1億3,587万5,000円で、差引き不足する6,452万4,000円は、当年度消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が、議第59号から議第76号まで一括してご説明いたしましたが、詳細は会計管理者と

担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

### ◎監査委員報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第29、監査委員報告です。

決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

安藤代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（安藤 宏君） 監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

町長から審査に付されました地方自治法第233条第2項の規定による令和元年度大江町一般会計決算並びに大江町国民健康保険特別会計外5件の特別会計決算、地方公営企業法第30条第2項の規定による令和元年度大江町水道事業会計決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定による資金不足比率について、大江町監査基準に基づき決算審査を行いました。

初めに、一般会計決算の内容について申し上げます。

お手元に配付されております資料「令和元年度決算審査意見書」の水色の中表紙、大江町一般会計・特別会計決算審査意見書の4ページをご覧ください。

金額につきましては、1,000円未満を四捨五入して報告させていただきます。

1、決算の規模につきましては、歳入総額は54億4,554万7,000円、歳出総額52億7,431万

5,000円で、前年度対比で歳入は1億3,419万9,000円、2.5%の増、歳出は1億2,885万4,000円、2.5%増の決算であります。

令和2年度に繰り越すべき財源である繰越金を除いた実質収支は1億6,778万4,000円となっており、単年度収支は576万8,000円、財政調整基金などへの積立金や取崩し額など収支以外の要因を加味した実質単年度収支は9,813万円となりました。

この実質単年度収支は、令和元年度単年度の財政運営状況を示すものであり、2年連続で黒字を示しております。マイナスに転じれば財政的な行き詰まりにもつながりかねないことから、長期的な財政計画のもと適切に事業を実施し、健全で持続的な行政運営に努められますようお願いいたします。特に国・県からの補助のない町単独事業につきましては、十分に精査されますようお願いいたします。

5ページをご覧ください。

歳入の概況ですが、歳入科目の構成比は、割合の大きい順に地方交付税40.8%、町税15.2%、国庫支出金と県支出金を合わせた国・県支出金が13.2%、町債9.7%となっております。

6ページ中段の表をご覧ください。

自主財源と依存財源の推移を見ますと、自主財源が減少し、依存財源が上昇しています。これは、令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化により自主財源である保育所使用料が減り、その分が国から地方特例交付金で措置されたことによるものであります。

7ページをご覧ください。

町税については、収入済額は普通税、目的税合わせて8億2,461万9,000円で前年度より2,581万円、3.2%の増となっております。

8ページ中段をご覧ください。

町税における令和元年度課税分の収入未済額は599万5,000円で前年度より99万2,000円増加しています。収入未済対策は、納税意識を高め、税負担の公平の原則が損なわれないようにする上でも重要であり、自主財源の確保につながることから、今後ともご努力をお願いいたします。

9ページ中段をご覧ください。

地方交付税は一般財源の中でも主要な財源であり、使途が限定されない一般財源の増が町政の自主性を高くすることから、算定の正確さ、情報分析に傾注されるようお願いいたします。

10ページをご覧ください。

行政需要に応えるための財源として発行されている令和元年度町債発行額は、5億2,920万円となりました。内訳は過疎対策事業債が2億8,130万円で、主なものとして、町民ふれあい会館空調設備整備事業、左沢楯山城保存整備事業、道路整備事業などであり、町債発行額に占める割合は53.2%、臨時財政対策債が1億220万で19.3%、町営住宅の大花住宅建設事業に公営住宅建設事業債が6,310万円で11.9%、朝日連峰古寺案内センター整備事業に辺地対策事業債が5,950万円で11.2%となっております。

過疎対策事業債や辺地対策事業債など有利な起債を活用しているとはいえ、町債は将来に債務を残すものですので、十分に考慮し、慎重な発行に努めるようお願いします。

11ページをご覧ください。

次に、歳出の概要ですが、予算執行率は97.0%、翌年度への繰越明許費を考慮すると、実質的には97.6%となっております。

14ページをご覧ください。

(2) 性質別歳出の状況ですが、歳出決算額を性質別に見ますと、まず義務的経費につきましては、人件費が8億5,373万5,000円で、前年度対比230万8,000円、0.3%の増、扶助費は4億6,688万1,000円で、前年度対比646万5,000円、1.4%の増、公債費は4億8,323万円で、前年度対比1,986万円、4.3%の増となりました。

これにより、義務的経費は全体で18億384万6,000円となり、前年度と比較しまして2,863万3,000円、1.6%の増となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業債は7億4,171万1,000円で、庁舎屋内消火栓更改等事業などが終了したことから、前年度対比3,779万2,000円、4.8%の減、災害復旧事業費は町道道海二俣線の災害復旧工事が終了したことから皆減となりました。

これにより投資的経費は前年度と比較しまして、5,624万9,000円、7.0%の減となっております。

その他の経費としまして、物件費が7億5,530万1,000円で、地籍調査事業の減があったものの、ふるさとまちづくり寄附金の増に伴う寄附支援サービス業務委託料や郵券料の増、各種計画策定に係る委託料の増などがあり、前年度対比5,324万8,000円、7.6%の増となっております。

維持補修費は8,906万円で、降雪量が少なかったため例年より除雪費用がかからなかったことから、前年度対比4,979万7,000円、35.9%の減となっております。

補助費などは6億7,327万4,000円で、ふるさとまちづくり寄附金の増に伴う返礼品の増や

企業立地促進事業助成金の交付があったことにより、前年度対比8,057万9,000円、13.6%の増、積立金は前年度対比6,662万5,000円、13.4%の増、繰出金は前年度対比728万7,000円、1.2%の増で、その他の経費全体で27億2,875万8,000円となり、前年度と比較しまして1億5,647万円、6.1%の増となっております。

17ページをご覧ください。

財政運営の弾力性を示す経常収支比率は84.8%と、前年度より0.1ポイント上昇しております。数字上はほぼ横ばいと言えますが、公債費、物件費が増加傾向にある中で0.1ポイントの上昇で済んでいるのは、昨年度は降雪量が少なく除雪費用が例年よりかからなかったことが影響しているものと思われますので、より計画的な事業の執行と、なお一層の経常経費の抑制に努められますようお願いいたします。

18ページをご覧ください。

基金につきましては、ふるさとまちづくり寄附金の増により、ふるさとまちづくり寄附基金が平成30年度末残高との対比で9,511万9,000円増加しております。9,500万円の取崩しがあった上での積立額の増加ですので、基金は有効に活用されていると言えるものと思われます。また、新たに森林整備及び森林整備のための人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てることを目的に森林環境譲与税基金が創設されております。今後も国・県の動向を注視しつつ、事業の必要性や重要性を十分かつ慎重に見極め、効果的な事業実施と予算の執行、効率的な行政運営と財政の健全化を確保しながら町勢発展、町民福祉の向上に向け努力されるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

19ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は8億5,916万9,000円で、前年度対比5.1%の減、歳出決算額は8億832万4,000円で前年度対比8.6%の減となっております。

20ページをご覧ください。

国民健康保険税の収入状況は、調定額は1億4,967万6,000円で、収入済額は1億3,669万2,000円、調定額に対する収入率は91.3%となっております。不納欠損額は4万7,000円、収入未済額は1,293万8,000円で収入未済額は前年度を下回っており、収納対策の努力が認められます。保険税の徴収につきましては、引き続きご努力をお願いいたします。

21ページをご覧ください。

歳出では保険給付費が全体の67.2%で、前年度に比較して2,616万1,000円、4.6%の減と

なっております。

22ページ中段をご覧ください。

被保険者1人当たりの保険給付費は29万1,948円で、前年に比較して1,295円減少しております。国民健康保険基金は令和元年度末現在高2億6,406万3,000円で、適切に造成が図られています。今後とも安定的な事業運営をお願いします。

23ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は1億166万1,000円で、前年度対比2.2%の減、歳出決算額は9,948万3,000円で、歳入同様2.2%の減となっております。

25ページをご覧ください。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は11億9,021万3,000円で、前年度対比2.9%の増、歳出決算額は11億4,081万8,000円で、前年度対比3.7%の増となっております。

歳入の保険料につきましては、第1号被保険者の介護保険料収入で調定額が2億1,925万3,000円、収入済額が2億1,819万9,000円、調定額に対する収入率は99.5%となっております。高い水準を維持しておりますが、引き続きご努力をお願いいたします。

27ページをご覧ください。

歳出では保険給付費が10億2,883万4,000円で、全体の90.2%を占め、前年度に比較して1,548万8,000円、1.5%の増となっております。

28ページ中段をご覧ください。

年度間の財政調整を行う介護給付費準備基金は、令和元年度末現在高1億3,975万3,000円で、前年と比較して2,600万2,000円増額しています。

保険給付費は今後も増加していくものと思われませんが、引き続き安定的な事業運営をお願いします。

29ページをご覧ください。

宅地造成事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億3,904万円で、前年度対比144.4%の増、歳出決算額は1億3,822万4,000円で、前年度対比221.7%の増となっております。

歳入においては下モ原地区住宅団地整備事業費として一般会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計から5,084万9,000円の負担金収入があったことと、あおぞら団地9区画の分譲収入4,129万7,000円の財産収入があったことから大幅増となっております。

歳出につきましては、下モ原地区住宅団地造成のための工事費が大幅増となっております。

あおぞら団地の分譲については引き続きご努力くださるようお願いいたします。

30ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は3億278万4,000円で、前年度対比23.6%の増、歳出決算額は2億9,997万2,000円で、前年度対比23.9%の増となっております。これは本郷地区の公共下水道管渠布設など工事があったため、歳出では下水道建設費が前年度対比258.6%の大幅増となり、歳入では、その財源として町債4,320万円の発行がありました。

31ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は4,482万9,000円で、前年度対比1.4%の減、歳出決算額は4,279万2,000円で、前年度対比2.2%の減となっております。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿って適切に執行され、その運用がなされております。今後も健全かつ安定的に事業運営がなされるよう、引き続きご努力をお願いいたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

ページをめくっていただいて、水色の中表紙から始まる令和元年度大江町水道事業会計決算審査意見書の2ページをご覧ください。

令和元年度の消費税抜きの総収益は2億2,696万9,000円で、総費用2億2,689万7,000円を差し引くと、7万3,000円の純利益を計上しております。これに前年度から繰り越された利益剰余金3,002万5,000円を加えると、令和元年度未処分利益剰余金は3,009万8,000円となりました。また総収益のうち、いわゆる一般会計からの補助金につきましては、令和元年度は424万9,000円であり、前年度と比較して169万9,000円減少しました。

6ページをご覧ください。

中段の5、経営分析についてですが、令和元年度の水道料金体系における有収水量1立方メートル当たりの供給単価は170円18銭、給水原価は175円31銭で、5円13銭の供給損失となりました。平成28年度に減価償却費の減などにより大幅に損失額が縮小されて以来、供給損失は5円程度の水準を保っています。今後も水道事業の健全な運営のため、損失額の縮小に努めていただくとともに、安定的な経営を目指し、良質な水道水の安定供給をはじめとするサービスの向上にご努力をお願いいたします。

なお、決算書及び財務諸表は、事業の経営成績、財政状況を適正に表示し、かつ計数に誤りなく管理、運営されていると認められます。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、審査意見書のとおり、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、審査に付された書類は適正であると認められます。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては配付しております決算審査意見書のとおりでありますのでご覧いただきますようお願いいたしまして、決算審査の結果報告いたします。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 安藤代表監査委員、誠にありがとうございました。

以上で監査委員報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時07分



## 令和2年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年9月3日(木) 午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(5名)

##### 10番 土田勸一

- 少子化対策と人口減少対策について

##### 4番 櫻井和彦

- 役場のお茶出し取り止め等の見直しについて
- 大江町に有る未活用施設の今後の使用計画等について

##### 3番 藤野広美

- 水害時の行政側の対応と今後のマニュアルについて
- 月布川の早急な治水事業と今後町民への対応について

##### 1番 橋本彩子

- 町の情報発信の在り方について
- 楯山公園の今後の計画について

##### 7番 宇津江雅人

- 災害対策工事の早期実現を
- 砂防堰堤の設置について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等の着用での議会となりますので、どうぞご協力よろしくお願ひいたします。

なお、暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

---

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。改めておはようございます。

初めに、令和2年7月28日の豪雨による災害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧・復興を心からお祈り申し上げます。また、ボランティア活動にご協力いただきました方々には、誠にありがたく感謝し、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

それでは、少子化対策と人口減少対策について、教育長と町長に伺います。

令和2年第2回6月の定例議会の一般質問での学校給食費と少子化対策についての続きとなりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

コロナ禍後の日本社会、地域の可能性、格差、健康、幸福などの観点から、東京一極集中による都市集中型ではなく地方の分散型のほうが望ましいと思いますし、今後の日本社会を考えていく上で重要になるものと思われまます。ここ半世紀、首都圏を志向する若者の基本的な流れは変わりませんが、コロナ禍によって密から散、集中から分散として少しずつ変化し、中には故郷回帰へと少しずつ変わってくる若者もいると思われまます。したがって、各個人がこれまでより自由度を高め、働き方や住まい方、生き方などよりよい社会を求めていくものと思っております。みんなで同じ道を歩んできた昭和、平成時代の社会構造を根本から転換を図らなければ、東京一極集中を抑制し解消することはできませんし、不可能であります。

令和2年7月27日に総務省が公表しました7月分の人口移動報告によりますと、首都圏1都3県の東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県からほかの道府県への転出が転入を1,459人上回ったことが公表されております。したがって、コロナ禍やテレワーク等により一時的な減少かもしれませんが、少し状況は変わってきているものと思われまます。

大江町の人口は、住民基本台帳によりますと、令和元年度3月31日現在7,951人、生まれました赤ちゃんは23人。令和2年8月31日現在7,882人、今年度に生まれました赤ちゃんは12人です。新たな年号に伴って、令和元年のご祝儀ということもあるかもしれませんが、令和2年度に生まれてくる赤ちゃんは最も少なかった令和元年の23人を上回るかもしれません。しかし、コロナ禍によって、令和3年度は相当厳しくなるものと思われまます。

若者の移住や定住につきましては、表現が悪いようですが、自治体間の奪い合いのようになっていますし、厳しい状況であると言えます。したがって、今後は、愛郷心や愛着

心を育む施策、町外に進学、就職する若者の地元回帰を促す施策を重要視しなければならない時代に入って行くものと思っております。

愛郷心や愛着心を育む施策につきましては、行政や教育委員会に委ねますけれども、必要不可欠と思っているところであります。町外に進学、就職する若者の地元回帰を促す施策については、現在の社会状況を考えますと、故郷を離れ、コロナ禍により故郷への思いを強くしている若者も少なくはないと思っているところであります。今年度の成人式は、コロナ禍により日程を延期し、令和2年11月22日の日曜日に実施するとお聞きしておりますので、住所や名簿づくりの作業が始まっているものと思われまます。したがいまして、各新成人から了承を得られれば、町の情報を郵送できるわけでありまます。情報が欲しい方には、ぜひ無料で郵送すべきであります。

情報の内容につきましては、広報おおえ、子育て支援策、各企業の紹介、行政の動き、町中の動きなど情報を年1回から2回程度は郵送すべきと思っておりました。しかし、それも継続しなければ効果はありません。このデジタル化の時代に、今さら郵送かと思われるかもしれませんけれども、今だからこそ故郷の土臭さが感動を呼び、理解されるかもしれません。それが強い絆となって、愛郷心や愛着心が生まれ、町外に進学、就職する若者の地元回帰につながっていくものと思っております。

また、コロナ禍により、東京一極集中による都市集中型ではなく、地方分散型のほうが望ましいことから、うまく表現できませんけれども、昔で言う疎開的な策もよいかもしれません。

少子化の最も大きな要因は、私は子どもを育てたことがありませんので、確かなことは分かりませんけれども、子どもは成長するごとにお金がかかり、高校、大学の部活動などの費用も含め経済的負担が大きいことから、第3子への大きな壁となっているものと認識してござりまして、これが本当の課題ではないかと思っておりました。しかし、高校、大学については、義務教育ではありませんので、行政としましても手の施しようがないような状態であり、仕方がないと思っております。したがいまして、第3子以降の施策を充実すべきと思っております。

現在、我が町独自の子育て支援につきましては、出生祝金6万円の商品券、第3子以降のゼロ歳児から2歳児の保育料無料、3歳児からの幼稚園、保育園の給食費のおかず無料、小学6年生と中学生の給食費無料、さらに、高校3年までの医療費無料となっております。令和2年第2回6月定例議会で、私の一般質問に対する教育長の答弁は、小学1年から5年ま

で給食費無償化することになりますと約1,600万円の費用を要することと、さらに、国から児童生徒1人1台のタブレット端末整備の要請があり、緊急に対応しなければなりませんし、費用を要することから、小学校1年から5年まで給食費無償化するのは厳しいとの答弁でありました。そうした事情を踏まえ、費用はそれほどかからない第3子以降、小学1年から5年まで、第3子以降給食費、完全無償化してもよいのではないのでしょうか。第3子を産んでいただける施策につきましては、最も適切な対応策と思っております。

また、私は、令和2年第2回の6月の定例議会の一般質問で、給食費段階的無償化についても提言しておりまして、検討に値するものと思っております。

最後になります。1つ、愛郷心や愛着心を育む施策、2つ、町外に進学、就職する若者の地元回帰を促す施策、3つ、第3子以降の小学1年から5年まで第3子以降給食費完全無償化、4つ、給食費完全無償化に向け、毎年1学年または2学年ずつ無償化する段階的無償化について、4つの施策を一つずつ、一步一步前へ進めていただけますよう、ご提言を申し上げます。教育長、町長、いかがでしょうか。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問、土田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今、質問を聞きながら様々考えておりましたが、何といたしまして、この新型コロナの影響というふうなものがここ1年、2年、避けては通れない国挙げての課題だというふうにも思います。その中で、私たちの社会行動そのものも様々変化しなければならないと、新しい生活様式と言われる、または働き方についても様々な形がやられてきているというふうなことを考えると、アフターコロナの社会というふうなものはどういったものなのかというふうなことを考えながら、今、進めなければならないのかなというふうに思います。社会におけるそれぞれ国民、町民の価値観というふうなものも変わってくるというふうな時代になるというふうに思います。

実際、都会に今住んでいる方々も、地方への移住などを考えてもいいという方々の比率も増えているような報道もありますし、また、今、土田議員からありました1都3県の人口移動の状況などを見れば、確実にそういった流れができてきているのではないかとというふうに思います。それぞれが生きる意味や生活をする価値、そういったものをこの新型コロナ感染

の中で様々な考えさせられるときではないかというふうに思います。

地方にとっては、都会から人が移住していただき、地方に人口の移動が始まる、始めさせられる、そういう方向づけを持って迎え入れられる、そんな機会にもなるのではないかとこのように思います。

働き方につきましても、インターネットを活用した在宅ワークなりテレワークというふうと言われる働き方も一定程度社会で認められてきているという現状を踏まえれば、光ファイバーなどを整備してある本町にとっても都会と同じような働き方ができないとは限らないのではないかと、そういったことを今後まちづくりの人口減少対策の一例として取り組んでいければ、そこにチャンスはないのかどうかというふうなことも、まちづくりについて考えていきたいというふうに思ったところでございます。

少し具体的なことについて、まず初めに、少子化対策の町の考え方について私のほうからお答えさせていただきまして、その後、教育長のほうからも答弁をさせていただくというふうな形で答弁に進みたいと思います。

町の少子化対策というふうなことでは、これまでにじいろ保育園、子育て支援センターのばれっと、こういったものの整備や、保護者の多様なニーズに応えるため低年齢児保育や延長保育、そして一時預かり保育など事業者と連携して実施をしてきました。また、今年度からは出生祝金の増額、保育園・幼稚園に通う3歳児から5歳児全ての副食費を無料化することなどに取り組んでいるところです。

また、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て世代の悩みに寄り添う取組など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供をしてきているところでございます。

しかしながら、この町におけるここ数年の出生者数は確実に減少してきているという現実がございます。少子化対策は、最も重要な行政課題の一つであると認識しているところであります。

このような状況の中、今後の少子化対策を考えたときに、人口減少の状況下にあつては、議員のご指摘のとおり第3子を産んでいただける施策、こういったものを充実していくというふうなことも一つの手法だというふうに思います。

ただ、大江町も、一定の要件の中でいきいき子育て支援事業や、同時入所時の支援として3人目の保育料が無償になる施策などに取り組んできました。しかし、子ども3人を高校、大学、就職と成人するまで育て上げるには保護者の相当の経済的負担が大きい、また、一時

的な子育て支援としてでは、なかなか効果というふうなものではいかなものかというふうなところもあると思います。

また、子どもたちの成長を成人になるまで支援するには、財政的にも町の施策だけでは限界があるのではないかと、そして、このたびの保育料無償化のように、国全体で支援するような仕組みづくりがなければ、財政的にも地方にとっては厳しい状況、国策として必要ではないかというふうにも思います。

今年度8月末の出生者数であります、先ほどありましたように12人のございました。現時点で、母子健康保健手帳の交付状況を勘案しても、今年度の出生者数は昨年度に引き続き、現段階では30人を下回る情勢ではないかというふうな見方をしております。言ってみれば、この危機的な状況下において、今年度健康福祉課内に設置をいたしました子育て推進室を中心に、引き続き子どもを産み育てやすい環境づくりを町の庁舎内挙げて取り組んで進んでいきたいというふうに考えております。仕事と子育ての両立を支援する、子育て費用の軽減を図る、また、出生率増加に向けた基盤づくり、この3点に重点を置きながら少子化対策に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、昨日議案を上程させていただきました一般会計補正予算の第7号では、特別定額給付金、国からの10万円です、これに対象外と現段階ではなっております今年4月28日以降に生まれたお子さんについても、1人当たり10万円を給付する誕生祝特別給付金の予算を計上してあります。子育て支援の一助になればと願っているところであります。

また、先ほど質問の中で、若者への町に関する情報提供というお話がありました。新型コロナウイルス感染防止対策の一環で取組をいたしました春の学生生活応援急便、ふるさと便ですが、こちらのほうを発送した際に、町の広報紙など、こういったものも同封しながら、今後予定しています第2弾の応援急便の発送の際にもそういった取組をして、町の情報をお届けしたい、関心を持っていただきたいというふうに思っております。希望する方には、定期的に郵送することも可能ですが、今の若者の多くが紙ベースよりもネットを通じた電子媒体での情報収集が主流であるというふうなことであれば、ホームページから閲覧できる広報紙についてももっともっとPRしていかなければならないというふうに思います。

私からは以上申し上げまして、引き続き教育長のほうからも答弁をさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

冒頭、町長から、アフターコロナで世の中が変わってくるというふうなお話がありまして、ある意味、いいチャンスにして変えていければというふうに感じております。地域格差というふうな意味で言えば、私が育った時代などは、いいものは都会からしか来ないというふうな感覚があって、テレビに映ってくるような、テレビあるいは洗濯機、冷蔵庫というふうなものがまだなくて、全て都会のものがいいような感じがして育ったような記憶がございます。しかし、現在は、一般的な生活に関わっては、もう都会にあって地方にないものなどほとんどないといった状況になっているというふうに思いますし、そういった中で、若者の流出などはどう捉えればいいのかということを感じるところであります。土田議員のご質問は、前回の定例会におきましても、学校給食と少子化対策へのご質問をいただいております、様々な角度から人口減少や地域活性化についてのご提案やアイデアを頂戴しております、感謝申し上げる次第であります。

さて、町長からは、政策的な面での少子化対策、人口減少対策への考え方を述べていただいたところですが、私からは、教育委員会として取り組んでおります愛郷心や郷土愛を育む教育、また、成人式などの社会教育の面、さらに、学校給食費の完全無償化についての考え方などを通して少子化対策について的一端を述べさせていただき、ご質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

まず、土田議員の冒頭のご質問は、都会に憧れ、首都圏での勉学や生活を志向する若者の目をいかにしたら郷土のよさ、すばらしさに向けさせることができるのか、また、どのようにすれば地元回帰を促すことができるのか、ということではないかと理解したところであります。先日も、行政報告として申し上げましたが、今年度から本町では新たな教育振興計画、大江町教育プランにのっとり、学校教育及び学校外教育、そして生涯にわたる教育を進めてゆく考えであります。

実は、この新しいプランの中には、前回までの振興計画と大きく変わった点が幾つかあり、いわゆるふるさと教育につきましても、前回の計画までは、大江町らしい教育の推進として施策の中に組み込んでいたものを、今回の新たな計画では、さらに一步踏み込んで大江町を愛する子どもを育成する教育の推進として、学校教育の基本となる6つの柱の一つに位置づけております。大江町を愛する思いを幼少の頃から育てることによって、ふるさと大江町を心のよりどころとして生きていくような子ども、若者に育ててほしい、そのような思いでプランニングいたしました。

施策の展開としては、地域と学校、保護者等が一体となって、子どもたちの将来の姿や目

標を共有するコミュニティスクールを立ち上げ、その主体となる学校運営協議会の中で、地域や町を愛する様々な施策を展開していこうというものであったり、これまで小学校、中学校で実施しているキャリア教育をさらに深めて、町の中に潜んでいる商業、工業、農業の新たな価値や技術に気づき、自らの発想力、想像力につなげていくことなどを明記しております。つまり、地元を愛し、大江町から日本、世界に通じるような新たな切り口を見出すとともに、自分の生きる地域の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を図っていこうというものであります。これらにより、大江町への理解をより深め、新たな見方や考え方を構築できるようにし、たとえ一度町外に出ても、自分の生き方の原点にはいつもふるさと大江町があり、家庭的な環境、経済的な環境が整えば、ふるさと大江町に回帰できるようなふるさと志向を持った子ども、若者を育ててまいりたいと考えております。

次に、議員ご指摘のように、今年度の成人式は、新型コロナウイルスの影響により、例年実施していた8月から、今のところ、11月に時期をずらして開催すべく、現在、教育委員会と新成人で構成する実行委員会で話し合いを進めているところであります。しかし、今後の感染拡大の状況によっては、さらに再延期などということも考えなくてはなりませんし、また、先般の補正予算で可決していただいた機器を使ってミーティングをオンラインで開催するためのアプリ、Z o o m等を使った成人式などはできないものかどうか、コロナの感染状況を見極めながら検討しているところであります。

土田議員のご提案は、その成人式用の名簿等を利用して町の情報を郵送し、無料で町の動きや支援策等を伝えてはどうかというものと理解いたしました。しかし、ある事業で必要なため入手した個人情報をはかの事業に利用することは、個人情報保護の観点から殊さら注意が必要でありますし、対象となる方々からの十分な同意が得られなければなりませんので、慎重かつ十分な検討が必要だというふうにも思われます。議員ご質問の趣旨にかなうとすれば、大江町のホームページをPRし、積極的にアクセスしていただくとか、東京おおえ会や大江町ファンクラブの方々と協力し、成人式の機会を有効に活用し、今後の情報発信の足がかりをつくってゆくなどということも考えられますので、関係各課と協力を図って進めてまいりたい、このように思います。それにより、大江町を離れて暮らす若者の目を再び大江町に向けさせることができれば、土田議員がおっしゃる大江町への地元回帰を促す施策につながるものと考えます。

そのほか、若者の地元回帰を促す施策としては、先ほども、新たな切り口という言葉を用いましたが、これからはイノベーションという言葉がキーワードとなり、社会の仕組みが変

わっていくものと考えられます。このイノベーションによって、これまでの社会構造や仕組み、しきたりなどが新しい技術や考え方などにより新しい価値を生み出して、大きく変化していくものと思われま。となれば、大江町にしながら日本や世界にアプローチし、物の見方、考え方一つで、都会に出なくても成果が出せるということであり、これからの大江町の教育もそういう世界に順応できる子どもを育てていくべきであるというふうに考えております。

最後に、学校給食の無償化についてであります。学校給食の無償化については、前回も土田議員よりご質問いただいており、教育委員会としての考え方を述べさせていただいたつもりでございます。繰り返しとなる部分もあるかと思いますが、お聞きください。

給食費無償化の当初の考え方としては、進学のために教育費がかさむ小学校6年生、中学校3年生を対象に、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ることを目的として、地方創生の期間に合わせて、平成29年度から3年間に限定して実施していこうというものでした。その後、平成30年度からは、無償化の事業を中学生全員を対象を拡大し実施してきたところです。土田議員おっしゃるとおり、子どもは町の宝であり、将来の大江町を担う大切な子どもたちです。ですが、子どもを産み育てるには相当の経済的負担が生じるのも事実であります。したがって、当初予定していた3年間に限った無償化という期間が過ぎましたが、保護者やご家庭の負担を少しでも軽減すべく、今年度も引き続き、小学校6年生と中学生全員の給食費無償化に取り組んでいるところであります。

議員からご提案いただきました給食費完全無償化の導入や段階的な無償化に当たっては、今後の教育の在り方と、それぞれのご家庭における経済的な負担の状況や見通しを考慮しながら検討してまいったところです。その経過の中で、金額的な面のみを考えると、現在よりも約1,600万円の追加予算が必要となることは、前回も申し上げたとおりであります。議員ご指摘のように、少子化対策の中の一つの手段として給食費完全無償化が重要であること、また、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、世帯の収入が減少したご家庭などの対応策としても、保護者の経済的負担軽減が重要であることは承知しており、さらには、社会の変化に伴い、家庭の状況も以前より独り親世帯や低収入の家庭なども少しずつ増えている状況にあります。町長の答弁の中にも、総合的な少子化対策の一つとして、子育て費用の軽減という言葉がございましたので、給食費を無償化にしていく方向は保護者の子育てを支援すること、ひいては、少子化対策につながるものと捉えておりますが、施策の推進に当たっては、財源の確保という点や緊急を要する事業の優先的な執行が求められており、土田議員の

ご提案を受け止めさせていただきながら、町長事務局と連携、調整を図っていかなければならないことですので、ご理解をお願い申し上げまして、教育長としての答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、教育長、どうもありがとうございます。話を聞いていますと、私の考え方とほぼ一致しておりまして、問題があれば、お金がないということで、今のところ1,600万かかるということなので、段階的なものもあってもいいかなというような、何か匂わせた答弁でありました。我々、このような災害とかコロナで、今、相当大変な状況でありまして、無理難題を言いつけるということはあまり私はしたくありませんので、それでもやらなくちゃならないものはちゃんとやらなくちゃならないと私は思っていますので。

私は、この件に関しては、別にそうこだわっているわけではないんですけども、やはり、23人という子どもしか生まれなかった昨年度のことを考えますと、本当にショックなんです。私は、特に、子どももいなく、育てたこともないので、だから、そこにそういうものを考えて私はやっているわけなんですけど、皆さんの気持ちからしますと、果たしてどうだかなということもあるかもしれません。今、この忙しいときに子育て支援かよ、ということもあるかもしれません。それも、私もどうしようかなと思って今まで保留してきたわけなんですけど、いきなりここで、6月の定例会でもう出していただきました。

今後の課題として、まだこれはもう永遠のことになるんでしょうか、これ、そういう部分も、私も気構えまして、この質問をやっているんですけど、若干、町長の話と教育長の話が、若干ですが食い違っているところがあるんですけども、私もちょっと考え方が違うのかなという気もしていたんですけども、本当は同じなんじゃないかな、町長。同じですよ。分かりました。

町長も、先ほど、テレワークというので話ありましたけれども、実は今、あるところでも結構テレワークがはやっていて、何か相当、田舎の山のほうに空き公共物を利用してやっているところかなんかをテレビでやっていますよね。そういうところも、結構、現実として、それも同じように大江町のほうではあるわけです。そういうふうなものやはりいいのかな、なんていうふうに私も思っていたので、光ファイバーもある程度行くところまで行っていますので、やくやくしなくてもいいような状況にはなっていると思うんです。だから、逆に言うと、テレワークなんかも、やってみて失敗しても大したものではないので、やっぱりやってみればやったように効果あるかもしれませんし、考えてもいいんじゃないかなという

気はしておりました。

先ほど、町長もテレワークの話をしていましたので、だから、まず検討の余地はあるので、やる、やらないは別にしても、一回検討して、ちょっとデータを集めてもらって、少し検討してもらってもいいと私は思っているんですが、どうなんでしょう、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず初めに、町長の教育長の考え方ちょっと違うような感じもしますが、というふうなお話がありましたが、そこは言い方の問題、聞こえ方なのかなというふうに思います。日常的に意見交換をしながら、教育の在り方なり、子どもたちの在り方については、共通認識のもと進めさせていただいているというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

あとは、お金の問題もあるのではないかとというふうなことをいただきました。確かに、それは1,600万、それも、限った年ではなくて毎年度というふうなことになります。永遠のテーマというふうな言葉もありましたが、ここの財政的負担の部分については、大江町の限られた財政の中でやるしかないわけですから、その部分については、今やっている事業の見直しを行うとか、そういった部分も含めて検討していかなければ、財源としては生まれてこないというふうに思いますし、何かをやめて新しいことを始めるというスクラップ・アンド・ビルドの発想の中でそういったお金の使い方を決めていくと、言い換えれば、優先順位をつけた施策の執行というふうなことなのかなというふうに思います。降って湧いてくるお金ではございませんので、その辺のところは、十分に今後の財政的負担を考えながらやらなければならないと思っています。

あとは、土田議員のほうから、段階的にやるというふうな方法もあるのではないかとというお話でございました。その辺、段階的にやっていく中で、最終的な財政負担の部分も考えなければいけませんし、今やっていることとの整合性をどうとりながら段階的にやっていくかというふうな課題もあります。その辺のところ、様々な意見を集めながら、データというお話がありましたが、周辺の自治体の状況、うちのほうは、比較的給食費の無償化については先に走ってきた自治体だというふうに思っております、今、現状を正しく捉えながら、その辺のところは考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。時間ですので、もうそろそろ終わりますん

で。

町長と教育長の中で話が合うということで、私も、トライアングルで、三角の関係で合っているということは合っていますんで、ただ、1,600万というのが大きくて、毎年これをずっとやるとすればちょっとつらいというのは町長の思いでしょうから、やれるやつを少しずつやっても大丈夫ですので、やはり、言うては悪いんですけども、少しは期待を持ってもらわないと、やっぱり親御さんも、ああ、そうなのか、んじゃねというふうな気持ちになるようになれば、それはそれなりに結構なので、そういうような気構えを持って進めていただきたいです。いいですか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今いただいた、町民の方が、子育て世代の方が期待を持って住めるようなまちづくり、大変重要なことだというふうに思います。同感であります。

この少子化問題、人口減少問題というのは、全国的に、どこでも、一部の都市部を除いてどこでも抱えている課題で、なかなか解決策、これといった解決策というのが見出せない中で今の減少が続いているんだと、人口減少自体は全国的な問題であるというふうな中でこのことではありますが、例えば、一番初めに申し上げましたが、やはり総合的に考えないと、一部の部分を支援していくというふうなことだけではそれは解決できない、それでやっていくというふうなことであれば、ある程度光は見えてきたはずではないかという思いもあります。

子どもを増やす、少子化対策として、町内の方々の力で、というふうな意味合いでは、婚活の取組とか、様々な支援策とか、そういった取組をやってきました。また、町外から若い方を呼び込みながら、移住、転入していただきながら、子どもさんを含めた家族として転入していただくというようなことで少子化の一翼を担えるのではないかという考え方もあるかと思えます。そういったことを組み合わせながら進めて、総合的にやっていかないといけないのではないかというふうな意味合いで、国の施策として取り組むという、最初に大きなことを申し上げましたが、そうしたことを含めて、町としてやれる部分をしっかりやっていくということを今後も考えながら進んでいきたいというふうに思いますので、いろいろとご指導いただければというふうなことをお願い申し上げたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 町長、教育長、どうもありがとうございました。

ちょっと気が晴れました、町長。やはり、3月の当初予算で何とか期待に沿えるように、また、私の期待じゃないんですよ、子どもを産んでいただける方の期待を込めて私は言うて

いますので、そういうふうな考え方で、私も若干すっきりしました、ちょっと。今まで、なかなかやむやになんて、はっきりしたことができなかったんですが、ようやく一歩ぐらい進んだかなという気はして、私もすっきりして、時間でありますので、終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで、土田勵一君の一般質問を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一括方式で行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

8. 6水害に匹敵するどころか、比較にならないぐらいの被害が発生し、その被害で被災されている町民の方々は大変なご苦勞をされて、いまだにその復旧作業が続いております。3月、6月の定例議会においては、行政がコロナ対策に専念できるように、緊急以外の一般質問を一議員の判断として先送り、自粛としておりました。その後、水害が起こり、激甚災害の指定が下されましたので、一旦、私の一区切りとして一般質問をさせていただきます。

ただし、行政サイドである役場も、激甚災害として配分される予算の執行計画や、本執行に向けてまだまだやらなければならないことが山積みでありますので、端的にかつできるだけ短時間で一般質問になるように心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間短縮のために、禅問答のようなやり取りは避け、箇条書きのような質問形式になる可能性がありますけれども、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、1番として、役場でのお茶出しの取り止めなどなどの見直しについて。

山形市議会では、職員の業務効率化のため、6月の常任委員会での委員らのお茶出しを取りやめることを決めました。業務効率化の観点から、他県でも取りやめている議会が増えていくということですが、実は、東北6県の中で、その県庁所在地では、山形市以外の市議会が既に取りやめているので、山形市が一番遅かったのかと。ペットボトル入りの飲料水持ち込みは許可されており、今後は各自で対応するとのこと。これは、あくまでも議会のことですから、議会運営委員会で定めれば済むことでもあります。

さて、大江町においても、町役場に行き、各課に業務調整や打合せに行っても同様なことが見受けられます。町での委員会などに出席すると、役場職員がお茶出しをしてくれています。時によっては、委員会の終了まで待っていたりするのですが、本当にそこまでする必要があるのか疑問に思うのです。たしか、私は27年ほど前に大江町に来たんですけども、20年ぐらい前に、お茶出しは原則として取りやめたはずだったのではないかと記憶しております。

今までがそのようになっていたのだからという慣習、本当にそういうことが必要か、見直す点はないのか、そのほかにも、よく見回してみると、いろいろなことが見えてくるのではないのでしょうか。細部については後ほど申し上げますが、いろいろな事柄を見直し、業務改善や業務の効率化を進め、職員が職務に専念できるように図っていただきたいものをお願いいたします。見直す力を持っている人材はいないのか、見直す目をふだんから養うためにはどうしたらいいのかという点であります。

2番目として、大江町にある未活用施設の今後の使用計画等についてです。

旧七軒東小学校、旧本郷西小学校、旧さくら保育園などの大江町所有となっている大きな施設がそのままの姿で残されています。町としては、それらを今後どうするつもりなのか、町長としての方針、考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、櫻井議員のご質問、2点ありました。一括質問というふうなことでありますので、併せてお答えさせていただきたいと思っております。

まず初めに、庁舎内での、役場のお茶を出すことについて一考する必要があるのではないかという業務改善の取組などに関する質問でございますが、先ほどありましたように、20年ほど前までは始業時、10時、そしてお昼休み、3時と、臨時職員の方や女性職員、または新人の職員の方がお茶出しをしていたという習慣がありました。また、来客があるたびに、

同様のことを行っていたというふうなことがあります。

現在の状況であります、先ほどありましたように、基本的にはお茶出しはしないようにしていくというふうなことで、職員についても、セルフサービスでお茶を飲むようにしておりますし、来客があった際には、応接室や会議室に案内をする場合を除いては、原則としてお茶を出すことについては行わないというふうな方針で今もおります。

また、会議などでは、可能な場合はペットボトルのお茶を準備するなど、業務の効率化というふうな意味では、そういった対応にも進んでいるというふうなことでありますが、費用を伴うというふうなこともありますので、従来どおり、やむを得ず職員のほうでお茶を出しているというふうな現状も残っているというふうなことでございます。

この件に関しては、賛否両論あるのかというふうに思いますが、必ずしもお茶を出してお相手をするというふうなことは悪いことだけではないというふうにも思います。長時間にわたる会議や様々な話合い、そういった場面では、むしろお茶を飲みながら和やかに話を進めたほうがスムーズに事が収まるというような場合もあるのではないかとこのように感じておりますし、お茶を出していくというふうなことでは、日常、一般的な行為として言えるのかとも思います。特に大江町、この地域では、慣習として、そういった、お茶を出しながらいろんなお話をさせていただくというようなことが一つの形として、地域的なものとして残っているというふうな現状であることもご理解いただきたいというふうに思います。

お茶を出すことを全てなくしてしまうというふうなことであれば、逆に町民の方から、お茶も出ねがったというような言葉もたまにお聞きをするんですが、接遇が悪くなったとか、愛想がないというような評価につながるのかな、なんていうふうなことも心配をしているところでございます。しかし、一律に廃止とまではいきませんが、特定の職員の仕事と決めつけてはならないこと、また、業務改善の意味からも、櫻井議員のほうからは、職務の専念というふうな言葉がありました、そういったことを進めていくという意味合いからも、このままでいいというふうな状況ではないというふうに私も思います。状況に応じた基準を共有化して、職員間で理解を深めながら対応させていくというふうなことも含めて再検討を進めたいというふうに思っております。

なお、庁舎の造りの、1階はカウンターテーブル方式で、事務室の中に入って、というふうなことはできるだけないような形になっておりますが、2階が、打合せ等が必要なためにカウンターにはなっているものの、そこで座って対応する1階とは違った造りになっていると、こうした点なども改善しなければならないというふうに思っており、このたびの一般

会計の補正予算、新型コロナウイルス対策と併せて補正予算7号の中で、庁舎2階のカウンターについても、カウンターテーブルというふうな形で製作をして、打合せの仕方についても、情報管理の部分についてもそういった対応が必要なのではないか、そして、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底していくというふうなことで、誰もが自由に入出りできるような形ではなく、現在の事務室の配置を改める必要があるというふうなことで対応したいというふうに考えております。

以上申し上げましたが、今後來庁された方の対応は、1階のように原則カウンター越しで対応させていただくような形にし、事務室内のテーブルでの対応は、何か図面を広げながらやらなければならない打合せとか時間を要するような場合などに限定しながら、一定の制約を加え、ご指摘のように職員が業務に専念できる、そういった体制を共有化しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目であります。町の廃校となった施設、保育園などの活用されていない施設について、今後の見通しなどについてというふうなことでのご質問であります。初めに、廃校となった小学校の施設について申し上げたいと思います。

これまでの経過について簡単に申し上げますと、昭和34年の町村合併により、町内の学校は、中学校が3校、小学校は6校、町として、教育行政がその時点からスタートしたというふうな経過、しかし、昭和40年頃から子どもの人口が減少したというようなこともあり、51年には中学校3校を統合し、現在の大江中学校が誕生している。一方で、小学校は平成13年に七軒西小学校が、また、平成18年には七軒東小学校、そして、平成24年には三郷小学校、さらに、翌25年に本郷西小学校がそれぞれ休校というふうな形、そして、その後、この4校がいずれも平成25年3月に閉校というふうなことになってきているという経過がございます。

町としても、休校となった小学校舎の利活用を図るため、平成23年7月に当時の副町長をトップとした学校施設利活用庁内検討委員会を立ち上げて、関係各課からアイデアをいただくために委員を委嘱して論議を進めてきた、そして、数度の会議を重ねた結果、山里体験活動の拠点とすることや読書活動を推進する施設として再利用すること、また、災害の対策本部の拠点となる施設や老人保健施設への転用、さらには売却することなども含めて議論が様々行われたというふうなことでございます。その結果、廃校になった小学校については、旧三郷小学校は特別支援学校として、県立の、そして旧七軒西小学校は宿泊体験施設やまさあーべとして生まれ変わり、有効な活用に結びつけてきたことは、皆さんご存じのとおりであります。

一方、有効な活用に結びついていない施設、旧本郷西小学校及び七軒東小学校であります。こちらのほうは、町全体を俯瞰した総合的な見地から有効活用に至っていないということでもありますので、旧本郷西小学校につきましては、校舎部分は教育委員会の資料保管場所として使用しているとともに、過去には町内団体の企画イベントに貸し出したりして、そういった場所として活用していただいたこと、また、体育館は社会教育活動として活用しているという現状でございます。七軒東小学校については、町で所有する民具や遺物、町民からの寄贈品などを多数保管しており、また、施設の一部は地域の方に農産品の加工施設として利用していただいているという現状です。当該校舎は、普通財産としての位置づけになっていますが、町として、教育委員会の意見を尊重しながら今後の利活用を模索していくというふうなことになりますが、当面、七軒東小学校については民具の保管・展示場所として活用し、本郷西小学校につきましては、校舎部分については、これまで同様に当面は教育行政関係の図書や一般書類の保管場所とするとともに、町立図書館には、図書館に入り切ることができない資料、いわゆる閉架図書の保管場所として使用していきたいというふうに思っております。この利用方法については、平成28年に教育委員会、政策推進課、総務課間で協議を続けた結果、現在に至っているという現状です。

ただ、町では、校舎を利用して起業するなど、町民にとっても有益な活用であれば、貸付けや譲渡をして利活用を図りたいとの考えも持っております。地域の方々からも施設の有効活用を望む声が寄せられておりますので、関係団体の意見も参考とさせていただきながら、今後もさらなる有効活用については検討してまいりたいと考えております。

コロナ禍で社会の常識が次々と変わっている、経済活動においても、在宅ワークが叫ばれて、人と人とが触れ合うことが許されない中で模索していかなければならない現状は今後も続くものではないかと思っております。

続いて、旧さくら保育園につきましては、現在、保育園としての利用目的のほうは廃止をして、保育園関係の倉庫として利用しております。その後、具体的な利用計画については検討中というふうな形で、具体的には出てきていない状況でございます。

さくら保育園については、平成7年に国庫補助を受けて整備をしておりますので、現在で建築は24年を経過しているというふうなことで、国の補助金関係の部分につきましては、一応、財産処分承認申請の必要がなくなっているという現状、そして、建物はまだまだ利用可能な状況であるというふうに思いますし、今後、交流施設としての再利用や、または利用を希望する様々な方に貸し付ける方法もあるかと思っております。しかし、さくら保育園について

は、ご存じのとおり、土砂災害警戒区域というふうな中に指定されておりますので、県による災害防止工事はなされておりますが、いまだに警戒区域に含まれている地域であるというようなことであります。一定の制約の中での活用というふうなことを考えなければならない現状がございます。

今のところ、できれば、ただいま申しあげました様々な施設については、積極的に取り壊すのではなく、何らかの形で活用する方法を考えてまいりたいということでございます。これという決定打なり活用方法は、今のところは見出しておりませんが、様々な方面からの情報収集に努めながら、議員各位からも様々な意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 町長、ありがとうございました。

通常であれば、一問一答方式でやるはずなんですけれども、これは、最終的には同じところにたどり着くのかなということで、一括質問とさせていただきました。

まず、1番目の役場でのお茶出し等なんですけれども、これは、などなどがありまして、等の中にはいろいろあります。今までの慣例から脱却できていない行政になっているのではないか、例えば20年前に取りやめたということがまだずるずるとなっているところに何か問題はないのか、違う視点から物事を見ることをしているのか、町民目線であらゆることを考え直してみることをしているか、どれが必要で、どれが無駄なのか分からないということにもしかしたら気づいていないのではないかと、不必要なものに改善の必要性はないかということとであります。

私、国家公務員を終わってから、民間に移ってちょっといろいろ経営指導なんかもやっていたんですけれども、民間では、中間管理職以上にはある程度の教育をやります。その中では、PDCAという管理サークルがあるんです。これは、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nで、計画を立てて、実行して、確認をして是正するということなんですけれども、役場でも多分、そういうことはもう皆さんに教えていることだと思うんですけれども、計画を立てて実行するまでの計画を立てるためにはどうするかということは、必要なものと不必要なものを見る力がないと計画は立てられないんです。何が無駄か、何が無駄でないか、どれが正常でどれが異常かと。例えば、異常とすれば、異常とは何ぞやというのは、正常以外のやつが全て異常という感覚で物事を見ないと駄目なんです。異常を改善するために、例え

ば無駄を改善するために無駄を見つける、無駄らしきものを見つける、それをどうするかという計画を立てる、それがプランです。実際にそれを是正しようとする行動を起こす、行動を起こした後に、それが正しいか、予定どおりにできているか確認するチェック、確認した後にもまたそれを是正するというのがアクションになります。それを一通り終わって終わりじゃなくて、それをぐるぐるぐるぐる回して前に行きます。ただ前に行くのでは駄目で、上昇志向に行くように改善していく、そういう力を持たなきゃいけないと思います。

結構、言葉で言うのは簡単なんですけれども、実際やるのは難しくて、職員の一人がこれをやろうとしても、課でそれを認識してなきゃいけない、課で認識しても、町で認識してなきゃいけない、それを決断するのは町長であると私は思います。

今回の災害において、これはなどなどなんで、各課が連日大変な業務に追われているのは知っていますけれども、疲労の蓄積が肉体的にも精神的にも限度を超えて、極限状態まで行って、初めて経験された職員もおると思います。疲労ゆえに、心にもない一言が被災された町民の心情を害することが起こらないとは限りません。いろいろな方法でそれらを軽減して町民対応に振り分けるようにできないか、小さな事柄を洗い出して改善に結びつけることが必要なのではないか、さらに従前の考え方を变えることも必要なのではないか。漠然としていますけれども、例を挙げると物すごくいっぱいあるので、そういう考え方がどうかということことです。

もう一つ、大江町にある未活用のやつです。結局、それが本当に必要か必要でないか、それを残した場合にどうなるか、維持するためにはどうなるかという目を持つことも必要なのではないかということことです。これも漠然としていますけれども。漠然とした中で、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、漠然とした質問の中でという、多分その中にはいろんな意味合いが含まれているのだなというふうに思いましたので、この場でそのやり取りができない時間的制約もあるかというふうに思いますので、今後、様々な機会にその辺のところをお聞かせいただく、私、直接でも構いませんし、担当課なり、まとめ役となる総務課、町あたりにもそういった情報をいただければ、様々なところにつなげていくことができるのかなというふうに、お話を聞いていて思ったところです。

今までやっていったからといって、そのことがよいことなのかどうかというそういった判断、役所というふうなところが一番、私もその中にいて思うんですが、それがなかなかでき

にくい組織ではないかというふうなことを思うときもあります。ただ、そこを打破、打開していかないと、町として、行政として、町民が望まれる形に近づくことが難しいのではないかという考えを何度か持ったことがあります。そうしたことをやっていくためには、やっぱり職員一人一人が考えを持って、町という組織の一人の人間だというふうな意識を持って取り組むことももちろん大切なんですけれども、組織としてそののところを取り組んでいかないと、なかなかそこが全体のものになってつながっていかないとというふうなことだと思います。その改善点なり、これまでのやってきたことで気づかなかったことを見つけ出し、それをどうやっていくかという視点でもっともっと探っていかなければならないというふうに、今のお話を聞いて感じたところであります。

具体的に様々なことをこれから検討してまいりたいというふうに思いますが、そういう気持ちを持ち続けながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

ある程度の具体例を少し挙げたいと思います。先ほどの未活用の中で、町長がスクラップ・アンド・ビルドという言葉が述べておられました。民間のほうでは、もう例えばコンビニなんかではスクラップ・アンド・ビルド、スーパーなんかでもそうなんですけれども、新しいものをつくるときには古いものを取り壊してやっけていかないと、旧施設がそのまま残っているという状態があるので、次々にそれで効率化を図ります。

旧さくら保育園の施設は、もう平成まるきり手つかずで、前の町長にさくら保育園の施設を使ってくれる人はいないかねという話を持ちかけられたことがあります。あ、そうなのか、これは譲り受けることができるのかと思って、町民の方にその旨を話したら、たしかあの場所は土砂災害指定地になっているんで、さくら保育園が移転したはずなんじゃないかという経緯を言われたんです。ちょっと調べてみたら、現在は、先ほど言われたように、土石流警戒地域に指定されているんです。土石流警戒区域に指定されている地域に建っている施設の利活用で、避難を想定した計画策定とは何ぞやというところに行き着いたんです。

転活用をしても、いざというときには危ない、危険性がある状況をほかの人に譲り渡す、そのときに、譲り受けた人もリスクが伴う、渡したほうもいろいろ問題が生じるんじゃないかということで、なかなかここは難しいんで、移動した経緯ももっともっと調べなきゃいけないかなということもあるんです。使える施設を放置して新しいところへ移転したというところ、ちょっとまだ自分の勉強不足もあるんで、そこら辺はやりたいと思います。

大きなやつでなくても、例えば縁屋さんというのがあると思うんです。前のタケダ八百屋さんを改装したやつなんですけれども、それは、以前は芸工大の学生さんや地域おこしの方がやっていた、使っているんですけれども、もうあそこが使わなくなって半年ぐらいたつんですけれども、依然として空き家のまま。たしか、あそこも町の財産だったと思うんです。それはどうするのか。維持にコストがかかるとか、いろいろあるんです。資産価値が下がるとか、治安維持上に問題がある、劣化で風紀や美的にマイナスだとかという、いろんな空き家そのものもあるんですけれども、あそこは町の財産なんで、現在、現状は空き家ですけれども所有者がはっきりしている、そこら辺はどうするのか、一例です、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 最初に、さくら保育園のことがいろいろありましたけれども、経過については先ほど申し上げたとおりですし、櫻井議員のほうでも一定程度調べられて、今、お話しされたことの内容に間違いのないのかなというふうに思います。

今後の活用というふうな意味合いでは、保育園という福祉施設、福祉的施設、そういった部分、または社会的弱者の方が利用されるような施設、そういったことには、万一の災害の際にはなかなか避難にも時間がかかるとか、そういった部分でかなりの制約があるでしょうし、危険な状態でそういったことができるのか、できないのかというふうなことが、私はちょっと難しいのではないかというふうに思います。しかし、別な形で利用できる方法が、例えば、あまり具体例を挙げてしまうと、そういった話があるのかというふうなことになりますが、飲食店などのような形であれば、お客様というふうな形では利用、健常者の方を中心とした利活用ができるというふうな意味では、そういった活用はできないことはないのではないかというふうに思いますし、あとは、避難できる体制に問題がないような方々の利用をするというふうなことであれば、そういった活用もできるのではないかというふうに思います。

あまり具体的なことを申し上げますと、私も責任ある立場として申し上げられませんが、そういったことの利活用ができればいいのかなというふうに思いますし、その先にあるのは、じゃいつ頃まで、どういうふうな判断をして活用するのか、解体するのかというふうなことが当然必要になってくるというふうに思います。管理している上でも、お金はかかってきます。そういったところも含めて、先ほどから申し上げているように、できれば、既存の施設があるわけですから、活用していきたいというのが基本的な考え方でありまして、そういっ

たことにつながられるようなことを今後ももう少し探っていきたいというふうに思っております。

あとは、様々な施設の中でというふうなことがありました。縁屋さんのお話であります、タケダ八百屋さんじゃなくて遠藤八百屋さんかなというふうに思いますが、あそこの部分については、芸工大の方から借りていただいて、町の活性化と一体的に、空き家の利活用と併せて進めていきたいというふうなことで立ち上げた事業であります。今のところ、ちょっと入居者については決まっていない状況であります、ぜひ若い方々が以前のような形で居住していただき、地域と一緒に活動していただき、元気のある地域づくりにつなげていけたらというふうな思いは今も同じでございます。早期にそういった形が作り出せるように頑張りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 八百屋さんの名前を間違えておりました。大変失礼いたしました。

先ほどの町長の答弁の中で、本郷の小学校2つ、あとは旧さくら保育園の3つを残すということだったんですけれども、この3つを全て残すのではなくて、例えば旧本郷西小学校に全て集約する方法とか、そういうことも考えられないのかなということなんです。

例えば、民具の保管・展示場所とありますけれども、保管だけやったらそんなに手間も経費もかからないんですけれども、展示するとなると、そこに常駐する人とか、いろんな、光熱費とか、全てが発生します。展示物であれば、歴史資料館とか、小倉交流館とか、やまさあべとかに展示する、量が多くてできなければ分散してやるという方法なんかも取れるんじゃないか、そういうことで、少しでも経費が出ないような方法が考えられないかということなんです。そこら辺が、全体的に考えている無駄取りの考え方がもう少しあってもいいんじゃないかと思うんですよ。まだ続くので、ちょっとここら辺でどうですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 3つ全て残すのではなくて、集約してはというふうなことのお話もありましたが、各地域にとって、もとの学校というふうなものは、それなりに思い入れのある施設であります。そういったことも含めて、地域の理解、できれば、私は地域で活用できるような方法が一番いいのかなというふうには思うのですが、なかなかそれは、町が管理するというふうなことの中では難しいかなというふうに思いますが、あとは、学校の再利用、再活用というふうなことでは、全国的にはいろんな例があると思います。実際、これまでも学

校施設につきましては、民間の事業者といいですか、民間の方から問い合わせなどもいただいて、現地をご覧になったなんていうふうな例もあったようでございますので、そういった形で活用できる方法を探っていくというふうなことであります。

また、先ほどさくら保育園で申し上げましたが、いつかの時点ではきちっと判断をした中で、解体するなりという手法も考えなければならないというふうには思いますが、その部分については、それぞれの施設とももう少し検討しながら活用の方法を探りたいというのが私の現在の気持ちでございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

さくら保育園は、郷社というところにあったときに、私の母校になりますので、そこで思い入れが残った、移転したんですけれども、名称でありまして、できれば残したいと思うんですけれども、町民の負担、今後のことを考えれば、もうやむを得ないかという判断であります。

先ほど、一旦戻ります、今回の災害で、各課の職員、各課遅くまで連日作業をされて、非常にご苦労されているのは分かります。この各課のやっている職員の負担を少し少なくするために改善をするということなんですけれども、ふだんから改善する目を養っておかないと、それはできないんです。

例えば、机の上に書類がいっぱいあっている人がいるんです。自分なんか指導するときに、一番最初会社に行って、ファイルシステムがなっていないという指摘をするんです。どういうことかという、机の中にある書類から必要なものを探すために時間がかかる、それを無駄と言うんです。通常、無駄、それを積み上げていると、すごい無駄なロスがいっぱい出るんです。それを少なくするために、机の上には置かない、全てファイリングシステムで、ファイリングシステムってそんな立派なやつじゃないですよ、ファイルの中に、背表紙に題目を書いて、例えば、今回のやつなんかでも全てラベル、見出しをつけて、何かのときにすぐに出せるということだけでも、毎日、毎日の業務のロスをなくすということを分かっているかどうかなんですけれども、それが多分なかなか難しいというのが今までの現状なのかなと思います。

それは小さいことなんですけれども、例えば、大きなやつで、職員の負担を減らすにどうしたらいいかと、今回の災害でちょっと考えたことあるんですけれども、今回の災害があって、雨の降り始めから、私は自転車、徒歩等で各地を回っていました。降った翌日、旧最上

橋のところに行ったら、陸上自衛隊の方が3名ほど、たしか3名、ヘルメットにGoProをつけて巡回、巡回というか、警戒、情報収集していたんです。「あれ、もしかして、災害出動の要請が出たんですか」と言ったら、「いや、そうじゃないんです、自主的に情報を集めています」ということだったんです。たしか、その後も対策本部かなんかに顔を出されたとかという情報もあったんですけども、そういうのを活用できなかったかと。

例えば、百目木地区で、土のうの設置をやったんです。去年の秋もやって、実は私のほうと関野議員も一緒に手伝いましたんですけども、濁流が流れている中に消防団員が足を入れて土のうを設置しているんです。内水氾濫みたいに堤防からあふれている状況だとある程度できるんですけども、本流が流れている中に体を入れて土のうを設置するということはあまりにも危険、もしかしたら無謀、万が一なったらどうするか、ライフジャケットつけていない、ロープもつけていない、聞いてみたら、1日1,000円の出動手当でやっている。いや、これはもしかしたらこういうものではなくて、自衛隊に早めに災害派遣の要請をすとか、依頼すとか、検討してもらおうとかという方法もあったんじゃないかというのが1つの例。

もう一つ、今回の災害で、テックフォースの派遣要請というのがありました。読みます。西川町で派遣されたのは、東北地方整備局の緊急災害派遣隊、テックフォースの職員8名。テックフォースは、大規模な災害発生時に被災地の災害対応を支援する組織で、今回は西川町の要請を受けて、道路や河川の護岸の被害状況を確認したり、復旧方法を提案したりします。西川町は、7月末の豪雨で土砂崩れなどの被害が確認されて、派遣された職員は1週間ほど作業に当たります。

この方々がいろんな確認をして、情報収集をやりました。

大江町は、東西に非常に長い地域で、大部分が山林とか、山岳部分にかかるんで、被害状況を把握するまでに大変な労力と時間がかかるのが素人目に考えても分かるんです。これに職員が、もう日夜になります、どんな状況でも行って、崩れたところを乗り越えてでも状況を把握しているという状況を見た場合に、早めにこういう方法を取る必要もできたんじゃないかと。ただ、これは過去形なんで、その時点でそういう判断ができたかどうかというのはまた別なんです。

これは、独自に西川町がやったんじゃないというのは、最近、町長もご存じになったことかもしれません。いろんなパイプがあってこういう派遣をしていただいたということなんですけれども、今回、台風9号、10号が本土に近づいています。コースが、今までと違って朝鮮半島のほうに行っているんです。もう、通常であれば、あそこから東のほうにずれて本土

に直撃したりしたんですけれども、いつ、また大きな災害があるとも限りません、こうした場合に、今までと違って、こういう方法も検討するような考え方、だから、無駄取りというものもあるんですけれども、被害状況を少なくするというのも無駄取りになるんです。対応策になります。そこら辺の検討をする考えはありますかどうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、お話を聞いていて、やはり櫻井議員さんがこれまで経験されてきた知識の中で、素晴らしいお話なのかなというふうにお聞きをしたところでございます。

初めにありました自衛隊さんの件でございますが、自衛隊さんにつきましては、災害が起きた、お昼頃にそういった事態に陥ったわけですが、その後、ちょっと川のほうにいた時間帯は私、分かりませんが、町役場のほうに自衛隊さんが詰めていただきまして、様々な情報収集をしながら、自衛隊の恐らく本隊のほうと町の状況についてやり取りをされていたのではないかなというふうに思います。聞いた言葉では、災害の状況の調査に自主的に来ていただいたというふうなことのお話をされていたと思います。

そういった中で、自衛隊さんの支援については、手続的にもいろいろあるかというふうに思います。有事の際に今、様々な災害現場で活躍していただいているというふうなのは、報道等を通して分かりますし、私たちも、25年の豪雨災害の折には、自衛隊さんのほうと給水活動の協力というふうなことで、実施には至りませんが、そういった動きをしたというふうなことがございました。ただ、やっぱりある程度、現場といいますか、役場の本部体制の中で取りまとめをした中で組織的に依頼をするというふうなことでなければ、現場も混乱しますし、来ていただいて、現場に入らせていただくにしても、町としての考え方なり対応の仕方、役割分担などもいろいろ相談した中でなければそういったこともできないのかなというふうに前回のときも感じたし、今回もそこまでのところには至らない事態であったというふうに思っております。

それは、人手が必要な部分については、確かに自衛隊さんの活用というふうな部分では、お願いできればありがたいというふうなところはあります。そこは、その時点、時点での様々な判断の中で対応していかなければならないのかなというふうに思いますが、一番初めに申しあげました、自主的に現場の状況把握に来ていただいて、事務室の中で待機していただいたというふうなことについては、私たちも、そここのところは心強かったというふうなのが正直な気持ちです。

災害派遣というふうなことも、状況によっては当然考えなければならないものだというふ

うにも思いますので、そのようなことで、今後、一つの選択肢としては常に頭の中に入れながら、というふうに思っております。

それから、テックフォースの件であります、テックフォースのシステムについては私達も承知をしておったところです。ただ、私たちの判断としては、現在の状況、災害の状況からして、職員体制あるいは様々な方々からの町内のご協力などにより、この場は乗り切れるのではないかというふうな判断の中で、そこまでには一步踏み込むことはしなかったというふうなことです。

西川町さんのほうでは、聞くところによりますと、町だけでは対応できないというようなことがあっての派遣だというふうに思いますが、私どものほうでは、町の職員体制などの中で何とかここは乗り切れるのではないかという判断の中で、要請までは至らなかったというふうなことです。もちろん、今後、町の職員なり、行政として太刀打ちできないような状況、それ相応の大規模な災害があれば、当然そういったものは派遣を要請しながら進んでいくというふうな選択肢も十分持っておりますので、今後、対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。できれば、パイプをつなげておいて、いつでも対応できるような形をとれるようにしていただきたいと思います。

ちょっと、時間がだんだん迫ってきていますので、いろいろなところを全てカットして、ある程度話して、最後に町長のお話を伺いたいと思います。

全体的に言うと、無駄の削減には予算の執行もあるんですけども、町長が何かをやろうとしても、まず、計画の根拠となる予算が必要です。いろんな話、皆さんから、いろんな議員の一般質問の中でも、これは予算に限度があるので、ということで答弁されているのをよく聞きます。もちろん、予算があって、その中でやりくりするのがそうなんですけれども、例えば、先日、白鷹町の役場に行きました。そこは、役場庁舎と中央公民館と町立図書館が一体になっているやつなんです。そこで、町が支出したのが8億ぐらいだったです。たしか、うちの町立の中央公民館をやったときのやつが大体8億ぐらいだったですよ。それを1つのところでやれたというのはすごいなと。それは、町の単独なんですけれども、いろんな補助をやるパイプをうまく活用しているということ。同じぐらいの予算でその全てができる。

大江町は、ぷくらすなんかは西山杉を使っているんでコストがかかるんですよと言ったんですけども、白鷹もほとんど、県内、町内の木材をふんだんに使っているんです。物すご

い使用量です。でも、それぐらいできるんです。大江町は法人税が少ない、あと補助金がなかなか取れないんで、全ての計画をやることは不可能だと思います。例えば、これをするにはどうしたらいいか、とかということも考えなきゃいけないと思うんです。

いろいろ飛んでしまうんですが、例えば、副町長にそこら辺に精通した方を充ててやるとか、無駄も、ほかから見た目線でやってもらうとか、例えば副町長に役場の内部職員を充てたとします、OBでもなんでもいいんですけれども、そうした場合に、役場の中の不祥事に対しての自浄作用が起こらないのではないかと、なあなあでやってしまう。町長の知り合い、親戚、そういう仲間だけで集めてしまっちは、イエスマンだけで終わってしまうんじゃないか。例えば、中の不祥事、人事登用なんかについても、待て待て、それは違うでしょうという目線でやれる人を登用して、町を一步でも二歩でも進めていくというのが必要なのではないかと思います。

副町長の人事案に関しては、私どもは全てを反対しているわけじゃなくて、大分前から、一議員のグループサイドから人事案を提案させてもらっているんですけれども、できれば、今回がすばらしい変化、そして改革の時期だと思います。町民は期待しています。松田町長にとっても、大江町民にとっても、小さいことから大きいことまで、今こそが最大で最適な転換期であり、町長の決断を町民は期待しております。時間ですので、最後まで行く前に、ちょっとそこら辺を一言お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長、通告外の質問ですけれども、答えはできますか。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、議長のほうからお話がありましたが、ちょっと私も、お茶出しのお話と今回の公共施設の利活用についての話というふうなことで、そこから副町長の話まで話が広がっているというふうなところにはちょっと違和感を感じたところで、議長と同じような意見を持っております。

ただ、今ずっと櫻井議員と1時間程度やり取りしている中では、もう少し外部の目で様々な検証しながら行政運営をしていかなければならないのではないかと、この1点なのかなというふうに思います。その辺の部分については、これまで申し上げてきた、今、1時間の中で申し上げてきた中身について、様々な検討しながらやっていきたいというふうに思いますので、ぜひ、皆さんのほうからもご協力とご提案含めてお願いできればというふうに申し上げたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。まさに全てつながっている、リンクしている話でありました。早めに終わるつもりが、もう時間いっぱいまでなっていました。

最後に、答弁要らないです、一言。

このたびの水害被害に遭った町民の皆様、おかけする言葉もないぐらいに大変なご苦勞をされて災害復旧をされ続けているのを実感として感じております。町議会議員もほんの少数、本当にほんの少数の議員ではありましたが、自らの意思で災害復旧ボランティアとして参加させていただきました。実際に作業をしてみると、いかに大変な思いをしているのかが分かります。

実際、災害に遭われた方は、その何倍も、何十倍も苦勞して復旧にご尽力されている、町民を代表して、とかの言葉だけではなく、困っている人がいたら本当に、実際に手を差し伸べていくという姿勢を変えずに議員活動をしていくということをごにこにお誓いして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで、櫻井和彦君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 藤 野 広 美 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

水害時の行政側の対応と今後のマニュアルについて、質問をさせていただきます。

7月28日の低気圧と一緒にあった梅雨前線がもたらした大雨は、昭和42年の羽越水害に匹敵する53年ぶりの大災害となりました。最上川・月布川の水位の急上昇を受け、同

日11時15分、消防団に警戒出動指示が発動され、さらに12時10分、水防活動を実施するため、全消防団員に出動要請が出されたと説明を受けております。

このたびの災害で、ある町民の方が、役場に自らの危険な思いを伝え対応を求めた際に、他地区の出動により、消防団の対応は難しいとの返事であったということを知っております。突然の災害であり、的確な対応が難しかったと思われませんが、町民の方がいま大変困って対応を求めているのですから、不安を抱かせないような対応と体制が必要であったのではないかと思います。

さきの8月5日の全員協議会では、平日ということもあり、消防団の人員確保が難しいということもあったと説明がありましたが、これらのことを踏まえ、これから起こり得るであろうあらゆる災害に備え、各課からの応援も含め、緊急時にすぐに対応できる災害別マニュアルを作成しておくことが重要かと思えます。加えて、年度初めの職員の異動時には、マニュアルを確認し合い、対応を共有するという事を申し添えさせていただきます。

もう一点、災害時において、建設クラブとの災害協定を結んでいることに関して伺います。

さきの全員協議会で、総務課長より、災害後の後片づけを建設クラブに応援要請しなかったのは、ボランティアを募り何とか対応できるといった報告を受けました。水害が発生した時点で、消防団員とともに建設クラブに応援要請をなぜしなかったのかという思いがあります。

いただいている資料によりますと、災害発生日から、建設クラブは建設水道課からの要請を受けて、町道、がけ崩れ等の応急処置、その後の復旧工事に当たっているようであります。その一方で、民間の土地のがけ崩れも発生していて、大変な思いをしている方もおりました。今後、行政側の公有地と民間土地に関わる範囲に限度があるにしても、今回のような災害のときは、迅速かつ柔軟な対応を図る体制づくりが必要かと思われまます。

災害発生時に、建設クラブに重機の提供を仰ぎ、消防団員の有資格者によりオペレーターとして活動してもらい、この体制ができていれば、各災害箇所の水が引いた後の重労働となる泥撤去作業のボランティア負担が軽減されたものと思われまます。結果的に、連日のボランティアの方々の協力により、水害の後片づけにめどが立ちました。災害に遭い、ボランティアの方々のありがたさを強く感じているという町民の方々の声が聞こえてきています。

このような災害は二度と起きてほしくはありませんが、これからも台風や異常気象社会で新たな災害が発生することは、当然予測しておかねばなりません。災害弱者の民間には、消防団員と一緒に建設クラブにも応援要請を出すということを含め、先ほどのマニュアルの提

案をさせていただきたいと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

これで、1つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員からいただいたご質問について、水害時の行政側の対応と今後のマニュアルについてというご質問でございますので、お答えさせていただきます。

最近、地球温暖化に起因しているかのような気象現象により、雨の降り方は、局地化そして集中化、激甚化していると言わざるを得ません。全国各地で洪水や土砂災害などが多発している現状は、皆さん、テレビ等でご覧いただいているとおりにかと思えます。

今年も、活発な梅雨前線や低気圧の影響で、7月3日から31日までにかけて、熊本県を中心とした九州地方や岐阜県など中部地方、そして、山形県や秋田県を中心とした東北地方など日本各地で発生した集中豪雨は、気象庁により、歴史的な、記録的な大雨として、「令和2年7月豪雨」と命名されるに至っております。各地で河川の氾濫や堤防の決壊による浸水、土砂災害など甚大な被害をもたらしています。九州地方などにおいては、多くの方が命を落とすなど、人的な被害も広範囲に及んだことは、新聞やテレビ等の報道によりご承知のとおりでございます。

大江町においても、8月5日の全員協議会で行政報告をさせていただいておりますとおり、7月28日を中心とした豪雨により甚大な被害を受けております。被害の詳細につきましては、昨日の行政報告でも申し上げておりますので、重複することから、簡単に申し上げたいと思いますが、住宅被害としては、今現在、左沢の百目木及び鹿子沢地区、荻野地区を中心に、床上の浸水が20棟、床下浸水が11棟、檜山地区においては、土砂災害による準半壊1棟というような状況になってございます。本当に、幸いにして人的な被害がなかったことは、日頃から町民各位が防災への意識を高め、備えていたことに加えて、関係機関の協力のもと、連携して現場の対応に当たったその結果だというふうに思います。減災を図り、最小限の被害にとどめることができたことにほかなく、災害への備えと、いざというときの迅速な、的確な行動がいかに大事であるかというのを再認識させられたことであります。

さて、ご質問にあります災害時の行政としての対応でございますが、職員が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるように、現在、大規模災害発生時の職員初動マニュアルというものを作成し、持ち運びができるようにポケットサイズで各職員が持ち歩いている、これを

運用している現状にあります。今年1月には、全職員を対象として、気象条件により想定される災害や改定したハザードマップ、また、国の避難勧告等に関するガイドラインのほうも変わっておりますので、そういったことの学習会を行ったところであり、情報共有を図り、あわせて、職員の初動体制について確認してきたというふうなことでございます。

マニュアルの中では、災害の種類やレベルなどに応じて、職員の配備態勢や災害対策本部などの設置に関する基準、各課の担当などが体系的に実施する事務分掌に整理され、記載されております。このたびの災害におきましても、本マニュアルに沿った全庁的な対応を行ってきたところでもあります。

また、これは緊急時のマニュアルでありますので、基本的には防災計画に沿った様々な対応を行っていくというふうなことでございます。当然のことではありますが、災害の対応においては、死亡者や行方不明者などの人的被害を出さないことが最優先事項でございます。当時も、地域や消防団、警察署、消防署、そして町の職員が連携して、道路が水没した孤立のおそれが高まるぎりぎりのところまで対象となる家々を巡回し、避難の呼びかけと誘導に当たってきたところでもあります。その辺の対応については、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、建設クラブに災害後の後片づけ等の応援要請という点でございますが、町では、緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合には、町が行う応急対策を建設クラブの協力を得て速やかに実施することができるように協力協定を建設クラブと結んでおります。当時も、建設水道課と町の建設クラブが連携調整を図りながら、町道の管理上の緊急性があるもの、または町有施設への被害防止上の応急対策が必要なところにつきましては、協定に基づき協力要請を行ってきたところで、緊急時の対応を進めたというふうなことでございます。

ご指摘がありました件につきましては、大原則として、建設クラブとの役割分担の中では、町が管理する財産を超えて関与することはできないわけではありますが、人的被害が発生するおそれが高まるような事態など、優先される協力要請の範囲等を精査した上で、今後に向けて検討してまいりたいと思っております。

最後に、土砂や泥の撤去作業などへの消防団の重機活用のご提案でございますが、このたびも、消防団には警戒活動や避難の誘導、そして水防活動、土砂撤去作業など延べ453人から幅広く活動していただきました。危険な状況が広がる中、本当に頭の下がる思いであります。

消防団活動は、大江町消防団に関する規則において、住民の生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限に食い止めるため、水火災の防御及び鎮圧に努めることと規定されております。このたびの災害でも、消防団員の方々には、避難誘導や水防活動などにより被害を最小限に抑制するため、その力を十二分に発揮し、職責を全うしていただいたというふう

に思っております。

規定により、土砂、泥の撤去作業などの活動については、消防団としてどこまでやれるのか、どこまでできるのかということケース・バイ・ケースについて判断をしながら決めていかなければならないと思っております。しかしながら、大規模災害時における緊急性や人手不足などに鑑み、現実的には、機械などの利用をなくして、効率的な作業ができない状況があります。消防団の活動とあわせて、ボランティアの募集、ボランティアの負担軽減、町建設クラブなどを含めた事業者の方々の協力要請の範囲など、全体的に検討を加える必要があると感じています。

このたび、大江町においては、初めてボランティアセンターを社会福祉協議会と一緒に立ち上げました。そこで私が感じたのは、参加していただいた方々のボランティアの熱い思いがあったというふうなことであります。そして、被災されてボランティアの受入れをされた側でも、感謝の言葉が本当に多く聞かれていたというふうなことで、被災者の方にとっては非常に力づけられたのではないかとこのように思います。今後とも、万が一の際には、有効的に機能できるようなボランティアセンターの在り方について、今回のことをきっかけにしながら検証を進めたいというふうに考えています。ご指摘、ご提案いただいた内容を踏まえて、今後とも災害時における職員の対応能力の向上に努めるとともに、地域や関係機関と連携して、防災、減災につなげてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

災害時の職員初動マニュアルを作成し、このたびもマニュアルに沿って全庁的な対応を行ったということですが、災害発生時の町民への対応にやはり十分でなかったところがあるというのも聞こえております。突然の災害で対応し切れないところがあったのも理解できますが、今回の災害の経験を生かして、災害マニュアル等の再確認をしていただき、防災、減災に備えていただきたいと思います。

最後に、備えあれば憂いなしという言葉を申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

月布川の早急な治水事業と今後町民への対応についてであります。

最上川の支流である月布川は、小朝日岳を水源とし、延長24.2キロメートルに及ぶ一級河川であり、最上川と合流するまでの流域の恩恵は、田畑を潤し、最上川と並び、大江町民の宝であります。しかし、この宝である月布川も、気象変動によって、7月28日に起きた災害で試練を与える川となってしまいました。

私は、川上の柳川地区から、月布川沿線の災害現場の爪痕を見てまいりました。川は、増水によって、泥や土、そして石・砂利を下流へと運んできます。それが、長年にわたり堆積され、雑木が育ち、川底が上がり、川の両側に残された土砂により年々川幅が狭くなってきています。今後起こり得るであろう台風や異常気象により月布川の増水を想定すれば、その流域の安全・安心のために備える治水事業として、堆積土砂の撤去、月布川全域の川幅の確保を図る氾濫対策を早急に望むものであります。このことについては、6区・12区の区長連名で、要望書として既に町長に提出されているかと思えます。

国は、県の要望を受けて、7月豪雨の激甚災害指定を閣議決定しております。町長の専決処分、災害に遭われた方へ助成が出されることは大変ありがたいことであり、町長の言う住みたいまちづくりのために、最上川と月布川の災害に対する公平・公正な町長の声を町民は待っております。

8月21日の山形新聞に、公共土木施設の災害査定に必要な調査や河川の土砂撤去、地滑り防止施設の緊急整備に充てる補正予算を県議会臨時議会にかけるという記事が掲載されております。この記事が掲載された日に課長から話をお聞きしたときは、対象になると思うが、優先順位もあるようだ、との答弁でした。

また、ご存じかとは思いますが、昨年の台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害が多発したことを受けて、今年度から令和6年度までの5年間で行う緊急浚渫推進事業が創設されているようであります。この事業は、各地方、団体において個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置づけた河川、ダム、砂防沿線に係るしゅんせつとなっているようではありますが、月布川がこの対象となるよう、対策の優先順位に、指定になるよう、強力に国や県に働きかけていただくことを町長にお願いしたいと思えます。町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

もう一点、月布川沿線の災害に遭われた方々の被災対応についてお伺いしたいと思えます。

災害に遭われた方々の被災状況と、その思いを聞かせていただきました。行政側は、家屋の床下・床上浸水・物置や車庫の浸水状況は把握しているようですが、農業従事者の災害状

況は地区単位で何ヘクターと把握しているようであり、被災した方々は、自分の状況を把握してもらっていないのではないかという不安を抱えている方もいました。

災害後、直ちに各地区にいる農業委員に把握していただき、今後の体制について説明をしてもらうような要請をする方法もあったのではないかというふうに思います。自分の土地に流木が引っかかっているが、河川敷だから県を通して役場で撤去作業をしてくれるのだろうかという声もありました。

また、災害現場の修繕費用のことで心を痛めている方がいるようです。行政側から、民間の土地や建物には助成金は難しいと言われたという声も聞かせていただきました。まだまだ把握できていない箇所もあるかと思えます。この担当は、農林課になると思いますが、災害査定の金額を出すのに数日間不眠不休の体制で対応していただいたのも把握しております。今すぐにというのではなくとも、例えば各区長を通して、民間の災害状況を提出していただくような全体の災害把握を記録に残すことが必要ではないかと私は思いますので、提案させていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいま、2つ目としてご質問のありました月布川の早急な治水事業と今後の町民への対応というふうな点についてお答えさせていただきたいと思えます。

7月28日の豪雨というようなことでは、月布川だけに限ってみても、かなり相当の甚大な被害が各所で確認されているという状況です。月布川自体の災害の復旧確認につきましては、河川管理者である山形県のほうで基本的には行うというふうなことになってございますが、町として、その部分の箇所の確認、そして県への報告、要請というふうなことでは、当初の段階から県と連携をとりながら進めてきたところでございます。

河川砂防課、西村山河川砂防課の情報によりますと、護岸の破損等も32か所ほど確認されているというふうなことでございますので、大小様々あるかというふうには思いますが、相当の費用とそれなりの期間が護岸等の復旧にはかかってくるのかなというふうに感じております。

今後の台風なども心配される中、被害が拡大されるおそれもあると思えますので、早急な復旧が望まれるわけでございますが、今申し上げましたように、箇所数が多く、直ちに全てを復旧するというふうなことは物理的に不可能なのかなというふうにも感じますが、緊急度の高い部分または早急な対応が必要な部分、そういったところを優先してというふうなこと

で、県のほうにも要望を申し上げながら対応してまいりたいと思っております。

月布川の堆積土砂の撤去というふうなこともご質問がございました。県のほうでは、県の補正予算で対応するというふうなことで、先ほど、新聞記事のお話がありましたが、恐らく、8月28日の臨時会というふうなことがありましたので、その中で対応されている部分もあるのかなというふうに思いますが、町の予算もそうですが、緊急的な対応、災害査定に向けた対応、そういったものが優先され、実際に現場のほうに入るというふうな部分については、本当に緊急性が高い、または今後の被害の拡大が予想される、そういったところが優先されていくのかなというふうに思いますので、県のほうと相談しながら進めてまいりたいと思います。

土砂がたまって、川の流れが悪い場所を優先というふうなことになるかと思えます。どれほどの予算になるか、どこの箇所になるか、どの程度撤去できるのか、しゅんせつの部分については、今後、県との連絡調整を図りながら進めていくというふうなことになると思います。

また、川が運んできた増水による流木やごみなどにつきましては、河川敷にあっては、河川管理者である県で統一して対応するというふうなことは県との間で確認してあります。ただ、その範囲外である道路、住宅、田畑などについては、県が直接管理している土地でないというふうなこともありますので、基本的には県のほうで対応することというふうなことはできないというふうなことであります。ただ、町としても、困っている町民の方が実質いらっしゃるわけでありますので、その辺は県のほうと相談をして進めていくというふうなことになると思います。全体として、県に対しては、今まで申し上げたような、県管理の月布川の部分につきましては、早い時期に実現できるように、引き続き要望はしていきたいというふうに思います。

あと、農地や農作物の被害調査の部分についてもありました。豪雨の翌日、大江営農生活センター、JAのです、と協力しながら、月布川の沿線を中心に農地を巡回し、被害状況の確認を職員が足を運び、しております。地域の方々の状況などもお聞きをしながら、園地、畑を回らせていただいたというふうなことです。

今回は、想定を上回る豪雨の状況でありましたので、被害が広範囲にわたってございました。農業委員や区長さんの農地も被災している状況で、その時点では直ちに全ての農地などの被害の把握は、することが実質的にはできなかったという困難な状況もご理解いただければというふうに思います。

調査後、後日、農業委員や区長さんよりそれぞれ被害の状況についてご報告をいただいた

り、こちらから連絡をして確認をしたりというふうなことをしながら、再度、現地のほうも報告に基づいて確認をさせていただきました。農地、農道や水路の復旧などにつきましては、このたびの被害状況を鑑みて、町の単独土地改良事業を、通常50%の補助率であります、かさ上げして、農家負担を少なくして、早期復旧を図っていただくというふうなことで手当てをしているところであります。

また、個人の土地、建物に対する部分のご質問もございましたが、議員の質問にもありましたとおり、原則としては、個人の財産の部分についてまでの町としての実質的な支援というのは難しいということでもあります。ただ、このたびの災害はかなり大規模なものだというふうなことも含めて、専決処分とさせていただいた予算の中で、被災者生活再建支援金というふうな名称で、早くもとの日常生活を取り戻していただけるように、使途に制限なく、事務手続も容易な、できるだけ簡単なようにしながらの支援金を来週の7日にお支払いさせていただく予定で、被災された住宅の方にはお話をしているところであります。

また、災害等互助会の見舞金もお盆明けにお渡ししており、今後も国や県と連携した新たな支援策、それから、日本赤十字社をはじめ様々な団体から義援金を頂いておりますが、その部分についても分配を早期に図っていきたいというふうに思っております。その内容についても、また今後、報告をさせていただきたいと思っております。

これらの支援の対象とならない事例も、一方であるかと思っております。例えば、家の裏の敷地が崩れて物置が壊れたとか、庭木が倒れた、お墓の土手が崩れたなどの事例は、町内の各所で発生しているというふうなことでございます。

災害発生時の役場の状況を振り返ったときに、災害の発生時または発生直後は、マスコミ等の取材やこのような様々な被害の報告、そして相談、そういうものが殺到しておりまして、職員も、よくある話ではございませんので、正直、パニックとまではいきませんが、様々なことで右往左往したというふうな状況も確かにあります。可能な限り、できるだけ現場に向いて確認していくというふうなことを基本にしながら進めたいというふうなことは、指示をしながらやってきましたが、なかなか全体的なことが同時に起こっている状況でありましたので、失礼をしたような形もあったのではないかなというふうなケースも感じております。

町としては、道路や公共施設の復旧というのが、まずは人命の次に最優先されるというふうなことは、これはやむを得ない部分なのかなというふうなことでありますが、個人の、今回の災害に当たっては、非常に大きな被害を受けて、生活再建もままならないというふうな事態でございますので、これまでのことはこれまでのこととしても、今後の十分な支援と対

応を行ってまいりたいというふうに思います。

あとは、実際に出向いて、被害を受けられた方からお話をお聞きしますと、説明を様々している中で、誤解されていた部分だとか、取り違い、聞き違い、そういったところで様々、顔が見えない電話等でのやり取りの中では厳しい場面もありましたが、私たちが現場に出向いて、実際、顔を見ながらお話をすることで、その部分については一定の理解をいただけたというふうなケースが多かったわけですから、そういった部分についても、職員の対応という部分は、これまでの経験を生かしながらちゃんとした対応ができるように努めていきたいというふうに思います。なかなか限定的な対応にならざるを得ない状況であったというふうなことも町民の皆様からはご理解いただいた中で、今後とも十分な対応を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

月布川沿線の流木やごみに関しては、県対応ですということ、確認を得ているという今、返事をいただきましたので、早めの対応になればありがたいなという思いがあります。

また、町の対応としても、やっていけるところはやりたいという町長の言葉でしたので、よろしく願いしたいものだというふうに思います。

先ほど質問させていただいた災害箇所 の把握に関しても、区長さんを通してできているという状況ですので、聞いて安心をしているところであります。

もう一つ、見舞金のほうも、専決で既に皆さんにお配りになっているということで、喜んでいるのではないかというふうな思いもあります。

〔発言する人あり〕

○3番（藤野広美君） 災害に遭われた方 の見舞金等がもう既に出ているということで、専決でもって対応していただいたということに感謝を申し上げます。

8月21日の山形新聞に記載されていた記事で、東北大学災害国際研究所の准教授は、最上川本流の水位が上がる中、支流の流れが悪く、水の行き場がなくなった結果、住宅地内に内水氾濫するバックウォーター現象が起きたと見られ、河川内の樹木伐採や土砂の堆積を減らす対策を進めることが急務だと言っておりました。月布川流域の町民の安全・安心のために、堆積土砂の撤去、川幅の確保を早急に実現することが課題となります。そのためにも、町長からも国・県に迅速な対応を働きかけていただくようお願いを申し上げて、私の質問を終わ

ります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、藤野広美さんの一般質問を終わります。

1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時55分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次の一般質問は一問一答方式で行います。

---

◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本彩子です。

一般質問に先立ちまして、7月28日に起きました豪雨災害において被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

町長をはじめ役場職員の皆様におかれましては、通常の業務に加えて新型コロナウイルスへの対策、さらには災害対応もと本当に毎日お疲れさまです。いつもありがとうございます。また、災害時には水防団や災害ボランティアをはじめ、復旧のために尽力なされた皆様に心から感謝を申し上げます。今後もまだまだ復旧のための業務が続いていくと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私が町議会議員となり、間もなく1年がたとうとしています。今回で5回目の定例議会となります。前回6月の定例議会では、執行部の皆様に新型コロナウイルス対応に尽力していただきたいという思いから一般質問を自粛いたしました。今回も豪雨災害で役場内が大変な状況であることから、非常に迷いましたけれども、一般質問をさせていただくことにしました。機会をいただき、本当にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

町の情報発信の在り方についてお伺いいたします。

昨年の12月議会で、町の広報にSNSを活用してはどうかと質問いたしました。当時の町長と総務課長のお答えは、SNSの利用は少し時間をかけて考慮しながら、大きな問題として捉えていくというものでした。

7月にありました豪雨災害時の情報発信では、避難勧告・指示が必要なご家庭に対して直接ご連絡をされたとお聞きしました。寒河江市からは携帯電話やスマートフォンを利用した緊急速報エリアメールが多く鳴った中で、大江町のアラートは鳴らなかったということが町民の方の不安を逆にあおるという現象がありました。避難指示については、直接行っていると聞けばそうだったのかとほっとしますが、災害が起きているその瞬間には確認することができません。町としては、避難しなければならない方が助かるために間違いなく動いていますから問題ありませんと判断されているのだと思いますが、不安を感じた方が多くいらっしゃったことは事実であります。

事実を伝える情報は不安をあおるものではなく、自分たちの身を守るために正しく判断するためのものです。また、自分たちの住んでいる自治体が今どのような状況になっているのかをリアルタイムで知ることができる大切なものです。大江町役場はしっかり町民を守るために仕事をしているのだというお知らせがあることが、町民の安心、町への信頼につながります。

松田町長は3月に就任されて以降、ずっと新型コロナウイルスへの対応、さらには7月豪雨と様々な災害対策によって新しい施策を始めることも難しいかもしれませんが、どちらの災禍も公からの正しい情報を広く発信することが重要であると考えます。

さきの6月10日付の山形新聞で、大江町に民間の診療所誘致の記事がありました。それを知った町民の方からは、町民でつくる対策委員会というのは何ですかという質問がありました。ほかにも、第10次大江町総合計画の策定に当たり、経緯を説明し、パブリックコメントを募集していることをお伝えした方からも、町民の策定委員というのは何人ぐらいいて、どのような方たちなんですかという質問がありました。

よりよいまちづくりのためにと町民の方から直接お声をお聞きすることや、あるプロジェクトのために委員会を立ち上げ、進めていくことは非常に大事なことで、目標を実現するためには必要であります。ただ、委員会に入っていない大多数の町民の方々が置いていかれているように感じられています。

知らないうちに決まっていた、私も意見を言いたかった、町から選ばれた方だけが意見を言えるのは不公平だ、そのようにおっしゃる方々もいらっしゃいました。まちづくりに対し

て積極的な方ほど、どうせ自分たちの意見は伝わらないんだ、勝手に決められるものなんだと残念に思われているようでした。その各種委員会の内容は私たち議員にも分からないので、町民の皆様に説明をしてお知らせすることもできません。

今、町にはどのような委員会があり、どんなメンバーで、どんな話合いがなされたのか。その話合いの中で誰が何を言ったかなど詳細までは明らかにしなくても、町が進んでいこうとしている方向性を見せることが重要であると思います。それが町民とともに町をつくっていくという町民全体の意識の向上につながるのではないのでしょうか。

全ての町民の方に広くお知らせするためには、やはり全戸配布の広報誌でお伝えをすることがベストであると思います。しかしながら、広報誌の予算も際限なく使用できるわけではありませんし、ページ数にも限りがあると思いますので、随時ホームページで詳細な情報を公開することが現実的ではないかと考えます。各種委員会の情報や結果、町民の関心事が現在どのようになっているのかなど、ホームページを見ると誰でも分かるようお願いいたします。

ホームページの更新については、情報が更新されたことに対するお知らせは受けられないため、都度確認するまで新しい情報が分かりません。より多くの方が更新された情報をなるべく早く見ることができるよう、毎日町のホームページをチェックしたくなるような仕組みをつくってみてはいかがかなと考えました。

現在の広報誌には前町長のようなコラムのコーナーはありません。そこで、町のホームページのトップに情報が更新される可能性のある平日だけでいいと思いますので、町長からの一言コーナーをつくられてはいかがでしょうか。平日毎日の更新です。町長だけでなく、各課長をはじめ職員の方たちにもスポットを当てて、季節や情勢によって様々な一言をいただき、それを町民の方たちがチェックするときに更新のお知らせも確認できるようになっているとよいかと思いましたが、いかがでしょうか。コロナ禍でなかなか接することのできない町民との距離も縮まるのではと考えております。

ただし、大前提として、ホームページの大胆なリニューアルをお願いします。残念ながら相変わらず不評の声を多くいただきます。こちらについては少し大きな予算をかけてもよい、かけるべきであると思いますので、町の顔となるホームページを町内外の多くの方にご活用いただけるよう魅力的なホームページに刷新していただきたいと思います。構図などはもちろん、使いやすさ、どちらのデザインにもこだわっていただけますようお願いいたします。

また、現在利用している町の情報メールもさらにご活用いただけますようお願いいたします。

す。パソコンや携帯電話、スマートフォンでより多くの町民の方に受信いただけるように紙媒体の広報だけではなく、何かの集まりの折にはぜひとも口頭で告知し、分からない方には具体的に操作方法も教えてあげていただきたいです。聞き取れなかった防災無線の情報を確認する電話番号にしても、情報メールにしても、その他のお知らせ全てについて言えますが、町から情報は出していますというポーズではなく、ぜひともこの情報を見てください、皆さんのための情報をお知らせしていますという気持ちを出していただきたいのです。

そして、やはりSNSでの細かな情報発信を要望します。7月の豪雨災害時には町公式のツイッターもしくはLINEを始めてほしいという要望が複数ありました。山形県の公式ツイッターはコロナ禍の対応が好評で、全国から対応のすばらしい山形県が羨ましいという声ツイッター上に多く上がっていました。熊本県人吉市では、豪雨災害後フェイスブックで頻繁に被災地の写真を載せて、支援や募金の依頼、必要または不要な物資のお知らせ、復興の状況をお知らせされていて、多くの支援の輪が広がっていたようにも感じました。県内では三川町が5月からLINEの利用を始めています。三川町はフェイスブックも利用されており、8月6日の山形新聞で発表された県内の市町村別人口で、東根市と三川町だけが前年増となっているのは何か関係があるのかもしれませんが。

SNSが情報メールの発信と違うのは、登録されている方以外への波及効果がある点です。必要な方だけに情報が届く、それだけではなく、よい反応が拡散され、その町のお知らせが全く関係ない人のところへ行くのですが、内容がよいものであれば関係人口が増えていきます。知らないうちに町のアピールにつながっていきます。それは、ふるさと納税や観光客誘致にもつながる取組になります。

コロナ禍、豪雨災害への対応のただ中であることは重々承知の上ではありますが、優先順位は高い事案だと考えております。松田町長のお考え、今後の方向性をお聞かせください。

壇上からは以上です。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいま橋本議員のほうからありました町の情報発信の在り方についてというご質問でございますが、まちづくりをする上で、情報発信なり意見をお聞きするという場面は、多ければ多いほどいいのではないかと、重要ではないかというふうに思います。情報の発信の出し方も、一つの方法だけではなくて、幾重にも様々な方法で情報が届けられることが町民の多くに伝わる方法ではないかというふうに思います。

日頃思うのは、今SNSで様々なアプリといいますか方法がございますが、それぞれやられている方も全てをやっているわけではないし、自分の好きなものを選んでやられているというふうなことを考えただけでも、様々な用途を使って情報を発信していくというふうな手法は、全くそういう橋本議員の意見には同意できるところもございますし、私自身、2月の立候補に当たっても、SNSの活用というのは今後もっと進めるべきだというようなお話をさせていただきながら、選挙というふうなことで進めてきました。

そういう基本的な考え方の中でちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、まず7月豪雨の際の対応について、そういった情報発信の在り方についてのお話がありました。前日からの気象の状況を踏まえながら、防災行政無線、町のホームページ、町からのメール配信サービスの防災情報メールの利用、想定された大雨、洪水・土砂災害の警戒をこれらを使って呼びかけるとともに、避難所の開設や避難勧告などの避難情報を町の災害対策本部の状況について順次お伝えをしてきました。

避難勧告の発令が百目木など川沿いにお住まいの一部の世帯に限定されたということもあり、該当する地域に対して担当課から直接連絡をさせていただくというふうな手法で行って、それを中心に行って来ました。昨年度更新したハザードマップなどに基づいて、各地区、各世帯で日頃から防災への意識を高め、災害の備えを取っていただいたこと、また、テレビなどのこれまでの災害の状況を皆さんが見ている中で避難の重要性の理解が深まってきているという現状、それから消防団をはじめ関係機関が連携して現場のほうで実際に対応に当たっていただいた、これらのことなどから、おかげさまでもちまして、各自の避難等の対応も早く、甚大な洪水被害や土砂災害があった中ではありましたが、人命に関わる事故等もなく済まされたというふうなことは何よりだったなというふうに思います。

ただ、近年経験したことのない事柄であり、全国ニュースにも大きく取り上げられました。これほどの災害になりますと、町民の不安の大きさはかなりのものだったというふうに想像できます。テレビから伝わる情報だけでなく、町の動きを逐一よりよい方法で情報発信の頻度を増やし、町民の方へお伝えしていかなければならなかっただろうと振り返れば思うところがございます。今後、災害が起きないことを願ってはおりますが、災害時の情報発信についてはこのたびの教訓を生かしながら、様々な角度で情報発信ができる体制を整えていきたいというふうに思います。

なお、議員のほうからもお話がありましたが、緊急速報エリアメールの件でございますが、寒河江市などからは頻繁に情報が送られてきたというふうなことがあり、今話があったよう

に、一部では、大江町の部分はどうなっているのだろうか、何をしているのだろうかというふうなことに繋がったのかなというふうに思います。当時、町のほうでもエリアメールを出す準備というふうなことでは整っている環境にありました。ただ、その時点で最優先をすべき課題は、危険が迫っている地域の方々を早期に安全に避難させる必要、このことが最重要課題であった、対応の一番先にすべきものだったというふうなこと、そして、大江町の堤防等の状況からすれば、堤防が決壊して、大きく広範囲に避難なり洪水が及ぶというふうな危険はあまり考えられないというふうなことで、ごく一部に限ったスポット的な避難勧告を優先させるといった意味合いから、そういった対応をさせていただいたというふうな状況であります。

先ほども申し上げましたが、これまでもそうした避難勧告を出してきておりますが、区長さんや消防団員の協力を得ながら、危険と思われる地域、ピンポイントで避難勧告への対応、実際に避難が完了したという事実がありました。加えて、防災行政無線を通じて事実上の避難指示というふうなことにもなっていました。あのエリアメールのけたたましい警告音がかえって住民の皆さんの不安をおおるのではないかという判断もありました。

エリアメールの活用というふうなことでは、今回の部分については、寒河江市さんの部分がいかに、恐らく寒河江市さんの状況では支流などがあふれて、広範囲に、あのエリアメールを見ている限りでは、避難勧告なり準備をしてくださいという情報が必要だったのではないかというふうに感じますが、先ほどありましたように、私どものほうでも情報を提供するという意味合い、一部エリアメールで心配が増すというふうな感じを受ける方もおりますが、町内で起きている事実を伝えるというふうな意味では、そういった対応も場面によっては必要なのかなというふうにも、今振り返れば思うところでもあります。その辺の運用については、再度場面、場面のケースを想定した検討をして、次のものに備えていきたいというふうに思っております。

次に、広報活動というふうなことで、その時々町の動きについては、広報おおえや町のホームページで随時お伝えしているというようなことです。特に広報おおえは、毎月の町政トピックスのコーナーで町の事業や取組を紹介してきております。皆さんに広く知っていただくこと、お伝えすべき内容などについては年間スケジュールを組み、特集記事として巻頭でより詳細にお伝えすることにしておりますし、その時々様々なイベント、事業、町からのお知らせなどについても順次掲載をして、読んでいただければというふうに努めているところです。

今、議員のほうからは、診療所誘致の検討委員会、総合計画の委員会、そういったものの例が出されましたが、できるだけこれからは町民の方が今一番知りたい情報は何だろうかというふうなものも意識しながら情報発信をしていきたいというふうに思います。これらに関しましても、様々な委員会の活動の状況につきましては公に情報発信できるもの、検討委員会の中にまずはとどめておかなければならないもの、様々なあるかというふうに思います。出せる情報についてはできるだけ出していくというふうなことに努めたいというふうに広報誌の特集なども考えていきたいと思います。なかなか紙面の制約というふうなこともございます。随時ホームページなどと広報をうまく使い分けながらお知らせしていくというふうな方法なのかなというふうに思います。

あとは、パブリックコメントなどの部分についても、有効な手段だというふうに思います。広く町民に情報を出しながら意見を聞く機会をより多く持つというふうなことが住民主体のまちづくりの基本となることだというふうに思いますので、今後も検討を深めて進めてまいりたいと思います。

あと、広聴活動につきましては、これまでのおおえ広聴はがきの取組を今年度から町長への手紙というふうなことで、名称を変えて継続するような形で実施しております。年3回広報誌に挟み込んでやっていくというふうなことを予定しておりますが、親しみやすくなったのか、町長が交代したことによる期待、叱咤激励なのか、7月の1回目の配布からたくさんのおはがきを頂いております。私自身も全て必ず目を通した上で、課題等について担当課と意見交換し、様々な判断をしながらお答えをしていくというふうなことで、直接お答えするもの、広報誌等でお答えするもの、その辺は控えさせていただいて対応しているというふうなことで、意見が多く来ているというふうなことは喜ばしいことだなというふうに感じているところです。

また、コロナの状況もありますが、まちづくり座談会というふうなものも進めたいというふうなことで、町長と夢を語る会という形で、8月下旬に第1弾をやっと始めさせていただきました。若手の新規就農者の方との意見交換というふうなことなんですが、私としてはできるだけ若い方の率直な声を、また農業にかける思いなどを聞きたいというふうなことで、座談会を開かせていただきました。どちらかというと、やはり町からの行政報告的な内容になりがちですが、意見を様々な聞かせていただくというふうな機会にできるだけつなげていきたいというふうに思いますし、これからも若い方、様々な業種なりグループ、それから女性の声や子育ての世代の方の声を直接お聞きするような場にしていければというふうに

思っておりますので、その場面、場面で積極的に参加していただければというふうに思います。

橋本議員さんのほうからは、30年と令和元年度、町の広報委員を1期務めていただいたという経過があります。その際にはいろいろ具体的な意見をいただき、紙面等に生かさせていただきました。これからもぜひ、広報委員という形ではなくても、様々な形で意見をいただければというふうなことをお願いしたいというふうに思います。

次に、ちょっと長くなってすみません、ホームページのリニューアルの件でございますが、今年度、委託料を補正予算で今回の定例会に計上させていただいております。大規模に改修したいというふうなことでいきたいというふうに思いますので、ぜひこれ、私、常日頃思うんですが、見やすいページ、見にくいページというふうに分かれるわけですが、慣れとか個人の嗜好とか、様々その辺の評価はあるのかなど。総体的に見やすいというふうなことを狙いながら行くのか、こういう情報を特化したようなことでやるのがいいのか、その辺も含めて検討しながら、ただし町の公式ホームページでありますので、その辺を考慮しながら変更作業を行っていきたいというふうに思っております。

SNSの導入というふうなことで、やっぱり今の時代、スピードが大切だというふうに思います。先ほど、一番冒頭申し上げましたSNSの導入については、私の進めたい一つの大きな柱でもあるというふうなことでございますので、ぜひそういったものが早期に実現できるような方向でやっていきたいというふうに思います。今さらながらその有効性とか利用価値を上げるまでもないとは思いますが、これからの時代、行政にとってもそういった活動といいますか動きが必要だというふうに思っておりますので、早急に実施できるよう担当課のほうに具体的に進めるよう指示を出しているところでございます。その辺はホームページの更新と併せて進められればというふうに思っておりますので、ぜひ期待していただきたいというところとちょっと大げさでございますが、ぜひ見守っていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 大変前向きなご答弁を本当にありがとうございます。今のご答弁に対して、先日の災害の際の情報発信について、防災無線であるとか情報メールでお出しいただいたということだったんですけれども、あの豪雨の際にはやはり防災無線は聞こえないという情報もありましたし、戸別受信機の方は聞こえるでしょうけれども、それ以外の方は分か

らないことでもあります。私も全然聞こえなかったのも、実際防災無線が鳴っていたか分からないけれども、電話すれば分かったんでしょけれども、そういうこともしなかったのも、鳴っているとも気づきませんでしたのでそういうことはしなかったんですが、そういうときにSNSであるとか情報メールでどんどん発信していただけるとありがたかったかなというふうに思いました。

また、広報誌についても、トピックス、毎月楽しみになさっている方もいらっしゃると思うんですが、やはりある程度結果が出てからのお知らせになると思いますので、今取り組んでいること、こういうふうに考えているんだということを随時お知らせいただけたらいいかなというふうに思っています。

あと、パブリックコメントについても、今までのパブリックコメントはずっとホームページで募集しているんですけども、やはり更新を確認しなければ募集していることも気づけないということがありますので、その情報についても広く周知していただけるように、先日の第10次の総合計画についてのパブリックコメントの募集は回覧で回していただいたのでごくよかったかなとは思いますが、皆さんにお知らせいただけるようお願いしたいと思っています。

また、先ほどのホームページについても、どんどん、雑誌ではないんですけども、皆さんが見たくなるような準広報誌的な扱いで取り扱っていったらいいのかなというふうに思っています。若手農業者との座談会ですとか全国ニュースになった旧最上橋の集塵船の撤去であるとか、みんなが知りたい町の様々なニュースについて、少しずつでも上げていったらいいのかなというふうに思いました。県内で、私の調べた中ではSNSを利用していない自治体は6つということで、その6つの中の一つが大江町ということで、非常に遅れているという印象も受けられますので、ぜひとも早急ということですが、お願いしたいと思っています。

また、SNSでは発信する内容によっては炎上すると言われています。担当者が個人の意見を乱暴に伝えたときには炎上もすると思いますけれども、公に伝えるべき情報を届けているだけでは炎上しようがないと私は思っています。少なくとも今の町の情報メールでいただいているような内容でしたら全く問題ないと思います。ただし、本当に知りたい情報がなく曖昧な情報である場合は、炎上とまではいかないでしょうけれども、少しくレームのようなものもあるかもしれません。

ただ、クレームというのは瞬間的に耳に痛いものであるとか、勢いに驚いて耳をふさぎたくなるようなものもあるかもしれませんが、逆に捉えると、成長のためのメッセージでもあ

ります。自分たちに足りなかったところを教えてくれている、思い至らなかった部分に気づかせてもらえる貴重な意見ですので、ぜひとも怖がらずにチャレンジしていただきたいと思います。

また、クレームへの対応によっては、大江町のファンになる方も多く現れることもあります。早急というお返事いただきましたが、様々対応していらっしゃる中で非常にお答えにくいかと思いますが、大体いつ頃を目安になどの現時点でのお考えはありますでしょうか。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 豪雨の防災無線、聞こえないという話がありました。大石田町さんでの避難の対応がすばらしかったという報道がございましたが、大石田さんの担当課長さんの話では、やはり伝えるには音声だけでは駄目なので、サイレンという手段を使ったと。サイレンが鳴るということは何かあったのではないかというようなことで、町民の方が耳を傾けていただけるというふうなことにつながるのではないかという方法だったんだと思います。やはり豪雨の中では聞こえないという事態も想定されますし、そういった意見はほかの町でも数多くあるようでございます。

ただ、私は、防災無線で何か言っているというのであれば、テレビをつけていただいたり、ラジオをつけていただいたり、町のホームページをのぞいてみたり、そういったことで情報をいろんな角度から取りに行っていく手段となってもらえればなというふうなことで利用しなければ、全てが全て100%防災無線があるから大丈夫というふうな事態にはつながらないというふうに、これは防災無線の役割としては一定程度やむを得ない部分ではないかというふうに感じているところです。

あと、SNSの部分につきまして、今のお話を聞いていて、ホームページというふうなものについてはやっぱりベースなのかなというふうに思います。そこにいろんな情報が載っているというふうなことがあり、さらにSNSは補完的なのという言い方がいいかどうかですが、情報に関連するひもづけの部分で様々な情報を出していくことで、受けられるほうの方々にとっては自分のSNSのアプリを開くことによってその情報は目に触れるというふうなことで、そこからホームページのほうに移動していただくとか、そういったことにつながるような仕組みができればいいのかなというふうに思います。

苦情等について、成長のメッセージだという橋本さんのお言葉がありました。いろんなクレームなり意見をいただくことで、私たち自体も伸びることができるというふうに思います

ので、成長のメッセージとして今後も職員とともにそういったものに対応していきたいというふうに思います。

最後に、大体いつ頃までというふうなところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の議会の中でホームページの改定の予算を委託料として上げさせていただいております。議決後すぐにホームページの業者さんとの委託契約に持っていきながら着手していくというふうなことでございます。少し時間は、そのところはひょっとしたら年度末ぐらいまでの期間でホームページのほうは改定になっていくのかなという気がしておりますが、できるだけ早くなるように指示を出していきたいと思います。

SNSの部分については、ちょっと手続的に私用の携帯電話、スマホを使ってというふうなことではできないというふうに思いますので、そういった部分のものも調整しながらやっていかなければならないというふうに思います。そういったところ調整しながら、少なくともホームページの改定と同時ぐらいにはスタートできるように頑張っていきたいというふうなことを申し上げて、現段階ではご理解いただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。楽しみに待っていたと思います。

それでは、2つ目の質問、楯山公園の今後の計画についてお伺いいたします。

左沢楯山城は国の史跡であり、国選定文化財である左沢の町場の景観とともに大切な大江町の、大江町民の宝であります。

平成22年に策定された大江町教育基本計画、史跡左沢楯山城跡保存管理計画に基づいて、町の宝として利活用を図るために、平成23年度から整備を目的とした発掘調査が進められていると理解しています。この事業は、国の過疎債制度を利用して多くの部分を国の負担で行っているものと認識しております。とはいえ、100%国が負担をしてくれているわけではありません。これまで、令和元年度までの総事業費、またその中で町が実際に負担した金額の合計を教えてください。

先日も我が大江町を含む山形県内に大雨による大変な被害がありました。この数年、特に台風や豪雨、地震による大きな災害が頻繁に起こっており、激甚災害に指定されるものが多くなっています。

また、このコロナ禍による様々な対応もあり、国の財源も厳しくなってくることが予想されます。

過疎債は交付税算入率が高く、ほかの起債と比較して有利なものであると理解しています

が、多くの災害によって国の財政が厳しくなってくると思われる中、果たして今までのように充当率が100%である保証はどこにあるのでしょうか。

12月議会で、町の広報や防災無線についてお答えをいただいた際、佐竹前総務課長から、防災無線は29年度に運用を開始し、26年度から3年で3億6,000万円をかけて整備した。過疎債を充当したが、交付税措置や県の支援があるものの、新たな財政負担として今、町に重くのしかかっている状況であるとお答えいただきました。ということは、過疎債であるから大丈夫だとは言い切れない財政状況になっていくおそれがあるのではないのでしょうか。

2017年3月に出された第1期整備計画書で令和14年度、2032年度までである計画について、このまま進めるおつもりでしょうか。町民や関係者の意見、発掘調査成果などにに基づき、必要に応じて計画の見直しを行うとも計画書には書かれています。

先日の大雨で楯山では大小6か所の崩れがあったと報告されました。毎年のように起こると予想される大雨などで、都度、山崩れがあれば修復しなければなりません。

左沢楯山城跡地は大江町の大事な宝であることは理解しています。町民の皆様は計画、金額についてどの程度認識していると町ではお考えなのでしょうか。今後、町の財政負担が増えるおそれもありますし、人口減少は止められない事実として進んでいく中で、税収も減少方向になっていくと思われます。この整備計画を進めていくことは町民の理解が得られるものとお考えか、お聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 橋本議員のご質問にお答えいたします。

左沢楯山城跡は国指定の史跡でありまして、議員おっしゃるとおり大江町の、大江町民の宝であり、重要な財産であると認識しております。したがって、計画書にのっとり調査を進め、整備をし、楯山城の歴史や役割の全容を明らかにして、町民や県民に広くその魅力を伝え、後世に伝わるよう子どもたちにも分かりやすく整備内容を示していくのが私たちの務めであると、このように考えております。

このたび作成いたしました大江町教育プランの中においても、城跡としての価値の保存を前提とした整備を進め、訪れる方が城跡を体感できるように進めていくと位置づけております。また、学校教育や社会教育の場面で、知る、触れ合う、学ぶ機会の創出を推進していく必要があると明記しております。

これは取りも直さず、教育プランの中で強力に推し進めようとしている「大江町を愛する

子どもを育成」し、「ふるさとを愛する人材の育成」に結びつくものと考えているところであります。

史跡左沢楯山城跡の整備事業や発掘調査につきましては、これまで国庫や県補助金を活用して推進してまいりました。まず、冒頭のご質問であります令和元年度までの事業費等についてお答え申し上げます。

大江町教育委員会では、平成22及び23年度に民地が入り組んでいたために史跡の公有化事業に取り組んだところであり、事業費は約8,960万円で、国庫補助金が約7,130万円、県補助金が約118万円、町負担額は約1,700万円でありました。

議員のご質問にありますとおり、発掘調査につきましては平成23年度から国庫補助金を活用して実施し、令和元年度までの事業費は約3,780万円、うち国庫補助金は1,855万円で、町の負担額は約1,924万円であります。

史跡の整備事業につきましては、平成25年度に着手したところですが、その年の7月に発生した大雨による災害に伴い、災害復旧事業を優先することとし、一部着手中の部分のみ施工いたしまして、平成29年度から再び事業に着手したところであり、令和元年度までの事業費は約8,556万円、うち国庫補助金は約4,278万円、県の補助金が約429万円、過疎債を充当いたしましたのは令和元年度のみで2,120万円、町負担額は約1,731万円となっております。

また、先ほど申し上げました災害復旧事業を平成25年度から27年度まで施工いたしまして、総事業費は約1億239万円、うち国庫補助金は7,133万円、県の補助金が約306万円、町負担額は約2,800万円、これ崩れたところですが、合計といたしまして、令和元年度までの事業費は約3億1,537万円、うち国庫補助金額は約2億400万円、県補助金が約852万円、過疎債充当額が2,120万円、町負担額は約8,163万円となっております。

過疎債の充当率につきましては、国の総発行枠や県内事業への充当要望によりましては変わってくる状況にあることは橋本議員ご質問内容の懸念部分であると思っておりますが、県との連携の中で十分認めてもらうように努力をしてまいりたいと、このように思います。

左沢楯山城跡の整備事業につきましては、現在第1期整備事業を推進しているところでありますが、全国からたくさんの補助要望があるため、毎年国の補助金が町の要望に対して約50%程度しか認められていない状況にあり、本来であれば本年度で第1期整備は終了する予定でありましたが、こうした状況から2年程度は終了年度が先に延びてしまう状況であります。加えて、この7月豪雨で史跡地内で崖の崩落が6か所見られ、国に対して現状変更の申請をしなければならない状況も出てきております。このように、計画しております事業であ

っても、国の補助の状況、動きのある現場の状態により、予定どおりに進捗できないため、第1期整備計画で予定した事業計画も見直しを迫られている状況にあります。

しかしながら、町民の方々からも要望の聲が寄せられております八幡座から寺屋敷方面、蛇沢までの散策路を整備し、周回できるようなコースの第2期整備及び左沢楯山城跡の魅力の一つである寺屋敷地区の整備を目的とした第3期整備事業については、今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

町民や関係者の意見、発掘調査成果などに基づき、必要に応じて計画の見直しを行うことにつきましても、さきにも申し述べましたとおり、国の補助の状況により計画の進捗は左右されますし、災害の状況等でも大きく変わってくるものと考えております。ですが、地道にでも少しずつ調査を進め、国が指定する史跡の内容を明らかにしていくことが町の務め、町民への責務、未来につながる遺産であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

町民の理解が得られるかどうかという点につきましては、現時点で得られていないというご指摘であれば、アナウンス不足のところは率直に認めなければなりませんし、今後整備計画や予算、進捗状況や成果を丁寧に報告し、ご理解をいただきながら、この歴史上極めて重要で、東北でもトップレベルの中世の山城の解明を進めていかなければならないと考えております。

今後とも町民の方々はもちろんのこと、朝日少年自然の家を利用される児童・生徒、保護者の皆さん、また県内外の方々に親しんでいただけるように、ふるさとの宝として継続して整備してまいりたいと考えております。併せて、ふるさとを愛する町民を育てることに配慮しながら教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

平成5年に左沢楯山城跡調査検討委員会が発足してから平成21年に国の史跡指定を受けるまで大変なご苦勞をされたことと思います。ただ、令和元年に行われた町民アンケート結果によると、町民が考える大江町の魅力は、自然の豊かさ73%、豊富な農産物や食の安全・安心47%、温かい町民性35%が上位3位を占めており、歴史的な町並み、風土が16.4%と4位と次点ではありますが、数値的には低いように感じています。

どれだけ素晴らしいものであっても、東北でトップレベルの中世の山城であるというすば

らしい宝であっても、価値が伝わっていなければ生かすことはできないのではないのでしょうか。

山形県が選んだ山形百名山の大頭森山にしても、町民の中でその魅力を知っている方がどの程度いらっしゃるのでしょうか。町に残る子どもたちが増えるために、まちづくりに参加する町民の方が増えるためには、大江町を今よりもっともっと好きになってもらう必要があります。町の宝であるという認識を町民へ伝えるためには、小冊子を作成するだけでは足りないのではないのでしょうか。残念ながら紙媒体では読む人が限られてしまいます。

そこで、おいでおおえさんに映像を依頼して発信してもらうですか、親子教育で伝える必要があるとすれば、例えば学年行事に楯山公園の現地視察ツアーを組み込んでもらうなど、必要ではないのでしょうか。豊かな自然を、またすばらしい山城の文化を五感で感じていただけるような取組をして、歴史、大江町の歴史も感じて、自分たちの町を深く知っていただく努力がさらに必要ではないかと思います。

それとはまた別の問題として、財政面の不安がやはりあります。今、先ほどのお話ではあと2年程度かかるのではないかというお話ではありましたが、そこで一旦落ち着く計画にはなっていると思います。次の計画が始まったときに、もし財政に行き詰まりが出た場合、途中中断になってしまうことがあるのではないかと心配しています。国の史跡であり、非常に貴重な文化遺産であることは重々承知の上で、発掘調査や整備事業を継続することで町の財政が苦しい状況に陥るのではないかと懸念しております。

町民の方からの各種要望や災害への対応、様々ある中で、優先すべき事項に当たるのかどうか。国の史跡の内容を明らかにすることが町の務めであり、町民への責務であるとのことですが、いま一度町民に問うてみる必要があるのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今町の宝であったとしても、もう一度立ち止まってというふうな、ちょっと極論的な言い方をしますとそういった意味合いのことなのかなというふうに思いますが、私は楯山公園、左沢楯山の城跡につきましては、やはり町の宝であり、どこにでもない、唯一無二のものであるというふうに思います。例えばレジャー施設だったり通常の公園だったりというふうなことであれば、それは似たような施設を造ることは可能だというふうに思います。この町にある重要文化的景観だとか、最上川舟唄だとか、歴史ある花火大会だとか、そういったものをしのぐ価値のある左沢楯山城跡のもので、町の財産だというふうに思います。これは真似してもできるものではないというふうな位置づけが非常に大きいのではない

かというふうに思います。

そういった意味合いからも、発掘調査から始め、整備をして、実は私、史跡の指定を受ける前後に教育文化課長をしておりました。史跡の指定を受けたというふうなことで非常に喜んだ記憶がございますが、さあ、史跡の指定を受けたと。じゃ、これを何とか観光などにも生かせないかというふうな発想になる方が多くいました。私もその一員でした。なので、できるだけ早期に誰もが楽しみに見られるような史跡の公園、遊歩道の整備、そういった環境整備をできるだけ早い時期にしなければならないのではないかというふうな考え方の下、当時そんな思いを皆さんと話しした記憶がございます。

ただ、やはりこれだけ重要なものというふうなことになるのと、史跡としての保存、記録、そういったものが必要だというふうなことで、ここまで年数がかかっているというのは、当時の私からすれば非常に残念な思いでならないですが、今思えば、やっぱりここにしかないものを守り、育てる、財産として後世につないでいくというような役割を担っているわけですから、それは必要な部分だなというふうに思っております。

国の補助金がなければ進められない事業だというふうに思います。町の一部財政負担はあるにしても、国としてその部分を守っていくという姿勢がなければ、私たちはそれに町の財政だけで取り組んでいく勇気も財政的余力もないというふうなことでございますので、そこは、先ほど国の配分としては50%程度しか今来ていないという中で、なかなかじれったいところはあるんですが、それに合わせたような形でも、少しずつでもやっぱりこれは守り育てていくようなことは考えなければならないというふうに現段階では考えています。

ただ、やはり、実はさっき過疎債の話の中では、過疎債を借り入れているのは1年だけなんです。令和元年度だけ2,000万ちょっとの過疎債を起債しているというふうなことで、ほかは過疎債を借りずにこれまでやってきたというふうなところなんです。その辺は町の財政状況と合わせながら、過疎債は優良債でございますので、活用していく方法も一つの手段だというふうに思いますが、ただ、やはり財政状況が許さなければ進められないというふうなところがあります。守りながらも整備を続け、後世に引き継いでいくというふうなことは進めなければならないのかなというふうに思っておりますので、今言われましたとおり、財産の価値を町民の方からよく理解していただく努力を続けながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。本当に唯一無二の町の宝で、国の史跡ですか

ら、やはりとても大事なものだと思いますので、それを町民の方々がしっかりと理解をして、それを自分たちの誇りだと、自分たちの自慢するものなんだというふうにみんなが口をそろえて言えるぐらいの認識に町民の方たちがなっていくように、動画、情報公開であるとか、様々なことをよろしく願っています。

また、昨日報告いただきました教育プランにも、やはり文化財等の保護とか整備の中に一番に史跡左沢楯山城跡、あと保存の整備とか推進とありましたので、町として継続の努力をしていくということは分かっていたんですけども、質問させていただきましてありがとうございます。ただ、どうか町民不在の事業にならぬようにだけ願っています。

質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで橋本彩子さんの一般質問を終わります。

3時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次の一般質問は一問一答方式で行います。

---

◇ 宇津江 雅 人 君

○議長（菊地勝秀君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

まず最初に、質問に先立ちまして、このたびの集中豪雨で災害に見舞われた方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。また、新型コロナをはじめ豪雨災害の復旧作業の職務に精励されている役場職員の方々に感謝を申し上げます。

それでは、質問の通告に従いまして質問させていただきますが、まず今日の新聞に少し明るい兆しが見えたような記事が掲載されていました。それは、8月20日に提出しました西村山1市4町の首長で構成しております西村山地方総合開発推進委員会からの要望や、8月27

日の西村山、北村山の首長と県議が知事に要請したことを受け、県知事は昨日2日に国土交通省副大臣にオンラインで緊急要望をしております。そして、副大臣からは河川整備計画に位置づけてある箇所は整備を加速し、他の箇所は県や地域の話聞きながらしっかりと取り組むと強く明言されております。

また、本年度末で終了します防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の延長継続も考えるとの満額に近い心強い回答を得たとの記事が掲載されておりましたので紹介いたします。その中で町長も、西村山地方総合開発推進委員会では、月布川に関しまして被災箇所のいち早い復旧と引き続き護岸整備をお願いしたいと訴えております。

私のこの災害対策に関する一般質問につきましては、今年の第4回定例会でも質問させていただきましたが、まさか今年の台風19号に続き、今年も大災害が予想されると思いませんでした。したがって、喫緊の課題として対処していく必要があると考え、今回の質問に至りました。

細部事項ですが、7月28日、県内は本州付近に停滞する梅雨前線や低気圧の影響で広い範囲で豪雨に見舞われました。これは昭和42年の羽越災害に匹敵するとの53年ぶりの大災害であります。正午頃から最上川及び月布川の水位がぐんぐんと上がり、町は水防活動を実施するため全消防団員に出動要請をしております。

12時50分頃には最上川水位は急激に上昇し、月布川が危険氾濫水位を超えたため、午後1時に町は災害対策本部を立ち上げ、以後、災害区域に避難勧告を発令しております。左沢地区の雨量は、羽越災害時には約600ミリ、2日間ちょっと、これには及びませんが約200ミリを記録し、建物災害被害では8月3日現在、床上浸水17戸、床下浸水20戸、その他孤立集落の発生、町道及び農地、農道ののり面土砂崩れ、農作物の被害、北及び南堰幹線水路等の土砂堆積による水路閉塞などの町内全域に及ぶ甚大な被害をもたらしました。

これは、地球温暖化に伴う異常気象による大規模な災害と思われませんが、災害が発生するたびに被害場所が同じ傾向であることを熟知し、住民の生活、生命及び財産を守るために万全な対策を講じていく必要があります。

町の災害の歴史は古く、つい最近までは、昭和51年8月5日から6日にかけての通称8・6災害、平成25年7月18日、22日の朝日山系からの濁流ともいえる洪水で月布川及び最上川が氾濫、さらに翌年、26年7月9日から10日にかけては台風18号と梅雨前線による災害、そして今年の10月13日の大型台風19号による被害など、少なくとも5年を待たずに発生しているように思います。国や県は災害発生の都度、県知事や地元選出国會議員などが被災現場を

視察されておりますが、具体的な対策はなかなか見えてこない現状であります。また、被災された地区民は豪雨が発生するたびに夜も眠れないとの話も伺っております。

そして、地区民については、日頃から何回かの対策会議を開き、町に対して要望書を提出しております。

具体的には8月5日、1区及び2区長名で、最上川大洪水等災害復旧の緊急要望について、さらに8月6日には6区及び12区長名で、月布川治水についての要望などがあり、さらに8月7日、地元選出国會議員、同じく17日には町長が国土交通省山形河川国道事務所長へ要望に行っておられます。そこで、国や県に住民の声を届けていただいておりますが、要望に対する受け答えなど、どのようなものであったかお伺いします。

このたびの一般会計補正予算（第6号）は、まさに最優先すべき復旧工事に迅速に対処しておられ、感謝しておりますが、国や県からの財政的な支援なしでできない工事につきましては中長期的な展望に立ち、災害対策工事を迅速に送っていただき、待ったなしの状況と考えられます。

以上が第1問目の壇上からの質問でございます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、災害対策工事の早期実現についてということで、宇津江議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの藤野議員の一般質問の中でも、災害の復旧・復興についてというふうなことでお話があった部分もございますが、引き続いてお話をさせていただきたいと思っております。

大江町においても、これまでの災害を振り返れば、今ありました昭和42年の羽越水害、昭和51年の8・6水害、そして平成25、26年の豪雨災害、昨年10月の台風19号というふうなことで、規模的にはこのたびの部分については百目木地区なりの水害の状況、水位の状況などを見ますと羽越水害と同じぐらい、若干少ないぐらいの水量だった、そして、冠水といいますか浸水した住宅なども前回と同じような状況だったというふうなことを考えれば、全体的には羽越水害同程度の匹敵する災害が起きているという現状です。

また、25年、26年のときのようにちょっとした、町道が冠水する程度の災害、一部床下などもあるというふうな災害については、今申し上げましたとおり、頻繁に起きつつある近年の状況であると言ってもいいのではないかとこのように思います。

宇津江議員が今おっしゃられましたとおり、町民の生活、生命及び財産を守る、地域の方々をはじめ国や県、河川を管理していただいておりますので、そういった関係機関と連携を密にして、河川整備工事を含めた災害対策を進めていく必要があるというようなことを今回の災害を通して強く強く感じているところでございます。

こうした状況を受けて、今年2月に昨年の豪雨災害を受けた左沢の1区から百目木地区の水害対策の要望書というふうなものが提出されました。町としては国に対し、町長名で要望書を提出した経過がございます。その際には、山形河川国道事務所長との話合いの中で、地元、町と一緒に社会整備、資本整備と捉え、しっかりと検討していかなければならないことや、最近の状況から、ハード面だけの対策ではなく、自分の身は自分で守る自主的な避難行動が非常に命を守るという意味では大切になっているというふうなこと、それから、最上川の景観、町の重要文化的景観、そういったことにも配慮しながら整備を進めていかなければならないというようなことで意見交換をしてきたというふうなことでございます。

このたびの豪雨災害後の8月5日にも、左沢1区と2区、両区長の連名で、災害からの生活再建に関する要望と併せて最上川百目木地区の整備についての要望をいただいております、緊急のものとしての項目、そして今後の対策としての項目から成る内容でありました。被災された方々の当面の生活を、生活する上での不安材料を少しでも取り除くため、町として緊急的にできること、やらなければならないことを精査し、対応させていただいているとともに、災害対策としての最上川河川整備については、今後とも河川管理者である国と連携し、住民の方々のご意見を集約した上で合意形成し、景観にも配慮しながら進めていきたいというのが私の今の考え方でございます。

なお、今回の百目木地区における洪水被害を受けて、急遽ではありましたが、ただいまありましたように8月17日に山形河川国道事務所を訪れ、所長さんとお話合いを持たせていただきました。百目木地区の洪水対策は前回、町からの要望書を出しているというふうなこともあり、住民の方の命と財産を守るための堤防をはじめとする様々な角度から具体的に整備をするための検討を町、県、そして国、そこに住む方々一緒になって進めていくことをこちらのほうから要望申し上げて、それに対して河川国道事務所長さんのほうからは、そういったことで進めてまいりましょうというような話合いになったところでございます。

とりわけ今回の被害が甚大であったこと、ここ数年、水害の状況が頻発しているというふうなことで、国においても優先順位度も上がってきているというような見方、百目木地区の整備については早々に進めていかなければならないという認識でいるというような感触を得

てきたというふうなことであります。

なかなか実際、現場のほうの、現場といいますか地域の住民の方の考えも様々かと思えます。そこらの意見を取りまとめながら、実際それではどういった整備の手法で進めていけばいいのか、土地の協力は、住宅の再建は、そういった部分についても短期間でできる課題ではないというふうに思いますので、ぜひみんなで知恵を絞りながらその部分を解決し、進めてまいりたいというふうに思っております。

また、8月6日には左沢6区と12区両区長の連名で、今回の水害を顧みての月布川のほうの治水対策についての要望もいただいております。こちらにつきましても、川沿いに住む方々の安心・安全につながる河川整備がなされるよう、河川管理者である山形県に対して働きかけながら進めてまいります。今、質問者のお話にもありましたが、8月27日、山形県知事と北村山、西村山地区の首長との意見交換会がございました。その際にも私のほうから、最上川百目木地区の洪水の対策に向けて県としても一緒に取り組んでいただきたいこと、それから月布川の復旧と治水対策について率先してよろしくお願ひしたいというような要望を申し上げてあるところであります。

いずれにしましても、河川の氾濫による洪水災害の減災を図るため、河川整備に当たりましては、これまでの経過や周辺環境に配慮しながら、町民の安全と安心を最優先に、地元の意見を本当に十分に聞きながら、河川管理者である国・県と工法等の技術的な所見を示していただきながら、よりよい方向性を探っていきたいと考えております。なかなかすぐにはできる課題ではないのかもしれませんが、ただ、災害はいつ起きるか分かりません。その辺を踏まえた上で対応をしていきたいというふうに思っています。また、ソフトの面では、今後とも自分の命は自分で守る、自助、自分たちが住んでいる地域は自分たちで守る、共助、その取組を関係する区や自主防災会などを通じて啓発して、一緒に行動してまいりたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 再質問ということで、一つ一つ簡潔明瞭に質問していきたいと思えます。

まず、町長の回答の答弁要旨の中で、ここ数年被害が続いていることで、先ほども言われましたんですが、国・県における優先順位も徐々に上がっているような感触もあります。これは国土交通省山形河川国道事務所長さんと会ってこのような感触を得たということでご

ざいますが、それで、私は、山形県内ですけれども、じゃ、それでは山形河川国道事務所管内の現在の工事はどういうところをやっているのかとちょっと気になりまして調べてみました。それによりますと、現在の河川工事は予算的には約20億円、それから道路工事は約204億円、そして河川事業の内訳は9件で、全て最上川に関するいわゆる堤防強化、掘削、それからかわまちづくり、具体的には長井市地区と寒河江地区なんですけれども、これは直接には災害とは関係ないと思われまますけれども、そして、この9件の中で今年度中に完成するのは2件、町の名前言いますと、具体的には河北町の堤防の工事今やっている、これが2件完成する予定です。

したがいまして、次の、次年度というか来年度、ここは河北町の完成して抜けますので、この間に何とか大江町のほうの百目木地区とかその他のもろもろの工事が食い込めないか、ちょっと思った次第であります。

ですから、この辺は喫緊の課題と考えていただきまして、この間も町長行かれましたんですけれども、もし機会を捉えまして、また河川国道事務所あたりに情熱を持って当たっていただければありがたいなと思います。町長また来られたかというようなことで、相手にも情熱は伝わるんじゃないかと私も思います。今が山形河川国道事務所の工事状況の内容でございますので、ぜひ機会があればまた出向いてお願いしていただければありがたいと思いますが、これについてお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 国の河川整備に関する予算というふうなことでは、今、宇津江議員がおっしゃられた意味合いのこともあるのかというふうに思います。予算取りの課題と同時に百目木地区の整備というふうなことは、これまで幾度となく堤防なり洪水対策の話が国、町、そして地元の方と話し合いを持たれてきたというふうなことがあります。そうした中で、やっぱり進むためには工事の手法をどんな形で整備をしていくかというふうな基本的な考え方のすり合わせができなければ、実際に現場のほうは動いて行かない、計画の着手という具体的な行動にはつながっていかないのかなというふうな意味もあると思います。

逆に、予算がついたからそこは何とかというふうなところもあるのかもしれませんが、順を追っていかないと、これまでの経過からして難しい場面も出てくるのかなというふうなことも心配されます。ぜひその辺のところを町としても国と住民の間に入り調整をしながら、早期に解決というか意向が固まるような取組を進めていかなければならないと考えています。

そして、2つ目としては、何度となく国土交通省山形河川国道事務所、東北整備局あるい

は国の国土交通省というふうな形で、タイミングを見ながらそういったところに足を運ぶというふうなことも必要かというふうにも思いますので、ぜひ山形河川国道事務所を中心にそういった取組も頑張ってもらいたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ぜひタイミング、機会を見ていただきまして、またお願いしていただければありがたいなというふうに思います。

あと、百目木地区付近の方々の声も町長も聞かれていると思うんですけども、共通していることは、中洲付近のいわゆる堆積した土砂の掘削、いわゆるしゅんせつ工事、あそこに雑木がいっぱい生えていまして、取りあえずあそこを少しでも除去していただいたら水位が下がるんじゃないかというようなことであります。現に住んでいる方で、十数年前に遊歩道の工事があったそうです。遊歩道の工事のついでに中洲付近の砂利も少し片づけてもらった、掘削したということだと思ってしまうんですけども、それによって数十センチ水位が下がったというようなことも現場の経験者から伺っております。

したがいまして、まず第1はしゅんせつ工事、2番については、景観条例に配慮した堤防のいわゆる何メートルにするかどうか、そういったことだろうと思ってしまうんですけども、最終的には専門家の技術者、これに任せるしかないと思いますが、そのようなことでございますので、中洲付近は最優先の工事だというふうに私は思います。これは参考までのことです。

続きまして、これは藤野議員のほうからも月布川の件で質問ございましたんですが、やっぱり平成25年の豪雨災害、その後、月布川は一級河川、県の管轄でございます、山形県。国ではなくて。県のほうで例えば貫見郵便局の付近とか荻野、堂屋敷の水位計、県の観測所ある、ずっと、あと久保の橋、ぐにゃっと曲がっている、いろんな工事をされてきたにも関わらず、今回それを乗り越えて、先般も議会で現場視察行ってきたんですけども、荻野、堂屋敷のスイカ畑は全滅、さらに反対側の住民も、こういった箇所があちこちあるわけなんです、ですから、これまた来たら、また同じような状況になります、恐らく。

したがいまして、上流から下流の屈曲した川幅の拡張、それから堆積した土砂の掘削、特に市の沢川と月布川合流している付近とか、月布川と最上川合流している付近とか、それから貫見付近も床下浸水したとかあると聞いていますので、この辺、堤防のかさ上げを再度行ってほしいと要望していただきたいというようなことでございますので、これについて一言お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、ちょっと最上川の中州の件について一言申し上げたいというふうに思いますが、先日河川国道事務所さんのほうのお話では、しゅんせつと樹木の伐採という2つの作業を当面進めたいというふうなお話をこれまでいただいておりました。それで、今年は立木の伐採を既に発注してあるという、先日前お伺いしたときのお話でした。ただ、その後水害がありというふうなことで、やることは間違いないんですが、そんな計画でいると。

ただ、土砂の片づけ方については、ちょっと今年の実施については難しい。ましてや、その後の洪水により大きく状況が変わっておりますので、その辺の見極めもしながらの作業というふうなことで、今年はしゅんせつのほうには取りかかれぬのかなというふうなお話でございました。

水位を下げることができるのではないかとというふうなことにしても、国土交通省さんの見方としても、樹木の伐採をすれば川の流れがスムーズになるだろうし、しゅんせつの部分でも流れのスムーズさの確保ができるというふうなことでは、やはり数十センチの水位を下げることは見込まれるのではないかとというようなお話もしてございました。そんな状況で、最上川のほうには築堤のお話と併せて、中洲のほうの対応も国土交通省さんに今の現状でお話をさせてもらっているというふうなところなんです。

それから、月布川の部分について、まだちょっと県のほうとそここのところ、私が今申し上げようとしている部分の検証ができていないんですが、荻野地区の部分について、右岸側、左岸側、両方とも一応堤防のかさ上げ工事は終わったというふうなことになっての今回の災害でございます。そここのところの県としての整備といいますか今後の対応の検討については、町のほうでもぜひ同様の水害が起こらないような対応というふうなことではしっかりと県のほうでも調査をお願いし、対応をお願いしたいというふうに考えているところでございます。川幅の拡張や土砂の堆積した部分の処理については、先ほど藤野さんのご質問にお答えしているところでございますので、繰り返しません。

あとは、月布川と市の沢川の合流点の水門の問題です。ここの部分は2回、昨年、今年の部分については県のほうで毎回排水用のポンプを準備するというふうなことではしていただくことになってきてはおりますが、それだけではやはり処理し切れない今回の雨だったというふうに思います。実際は、水量の増加によりポンプでかき出すというところが冠水してしまっただけですから、そういったことができないままの状況になっていたというふうに思います。これも様々これまでお願いをしたり検討したりというふうなことでありますが、抜本的な解決策というふうなことが見いだせないままになっている状況なのかなというふうに思い

ますので、対応についてももう少し一歩踏み出せるようなことを県と相談していきたいというふうに思います。

私も羽越水害のときには小学生で、あそこに住んでおりましたから、川なり道路の状況は全く変わっておりませんが、月布川と最上川の関係とか逆流の話、そういったところとかというのを身をもって感じてきた人間でございますので、洪水対策についてもそういったところはお願いをし、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

まだ県のほうとのいわゆる検証、調査というか、そういうのはまだできていないということでございますけれども、一つ一つ、一緒に全部というのもちょっと予算的にも無理と思えますので、最優先的な箇所から行っていただければありがたいと思います。

それでは次に、避難所の件でお伺いしたいと思うんですが、ふれあい会館のほうにつきまして、左沢百目木地区の方避難されて、これは想定を超える人数と聞いておりました。33世帯79名、ふれあい会館の畳の部屋とか大ホール、こういったところ、それでさらに感染予防で3密を避けるためということで、間取りに少し余裕がなかったというようなことでしたので、今後まだコロナ、来年まで続くかどうか分かりませんが、続くと思えますけれども、その間に今年の秋も台風、またどういうふうになるか分かりません。去年の台風19号は10月に来ておりますというようなことで、10月頃大型台風来たらまた避難、そんな可能性が出てきますので、避難所を近くのふれあい会館に限定せず、ここは指定避難場所になっているからそうなんだと思うんですけれども、例えば公民館とかそういった公共の場所を使用してはどうかということでございます。

あと、ホールの中では床にマットやござ、その上に毛布とか敷いてお休みになると思うんですけれども、特に高齢者の方なんかはそこに横になって寝ているときなんかはちょっと不便はなかったのか。もし不便であれば、段ボールベッドですかね、9月1日、2日前の新聞読みましたら、段ボール箱製造会社のエスパック、これ上山にあるそうです、1～2分で組み立てる簡易ベッドを開発したと。1台幾らかといたしますと5,478円、こういったことも書いてありました。

さらに、大江町は東北カートン株式会社と平成24年に段ボール製品等の緊急調達で災害協定を締結しておりますので、こういった災害協定を締結している会社と相談してみる必要があると思います。

以上、公民館を使用したらどうか、それから段ボールベッドを考えてはどうか、2件についてお聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 避難所の件については、ちょっと私的には通告にない部分なのかなというふうに感じながらも今のお話を聞かせていただいたところです。大きくは災害の関連というふうなことなのかなというふうには思いますが、その辺のところはご理解いただきながらお話しさせてもらってよろしいですか、議長。

避難所については、確かに利用された避難者の方々にはご不便をおかけしている様々な点でということはあるかというふうに思います。ちょっとこれまでの災害を見れば、一晩ないし二晩というふうな避難の状況になってくるかなというふうに思います。長期化というかももう少し長いスパンで避難が必要だというふうなことになれば、もちろん様々な環境整備というふうなことは必要になってくるかというふうに思いますが、被災者の方々のお話をお聞きすると、できるだけ早くお宅に戻りたい、うちの状況がどうなっているのか心配だというようなことがあるようです。一晩だけだから我慢してけろというふうなことではありませんけれども、今言われた段ボールベッドなどにつきましても、協定を結んでいる東北カートンさんあたりの協力を得ながら準備するというふうなことも考えなければならないというふうに思います。

あとは、今回食事の部分で少しいろんな意見をいただきました。その辺のところも反省点を踏まえながら、次に生かしていければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございました。

次に、避難所の件とちょっと関連するというところでございますが、今回開設期間が3日間ということで、実際には一晩泊まって、次の日は自宅に戻られたということだと思いますけれども、その中で炊き出しとかいろいろ苦勞されたと思います。

そこで、先ほど櫻井議員も一言ちょっとあったと思うんですが、神町の第20普通科連隊というのがありまして、そこに第1から第4中隊というのがありまして、寒河江、西村山の担当は第3中隊というところでありまして。隊員は約120名弱。何かあればこの3中隊の方が来られるわけです。その連絡幹部が大江町役場、いわゆる総務課のほうだと思いますけれども、見えられたというところでございます。

この話の内容は、恐らく災害派遣のする必要があるのかどうか、何かお役に立つということであればすぐ出ますよというような話だと思うんですけども、確かに死傷者もなかった今回、よくテレビなんかニュース見るとゴムボートで高齢者を運んでいる、背中に縛って、そういう状況でもなかったから要請はしなかったと思うんですけども、連絡幹部が言うには、何も死傷者が生命、そういったあれがなくても、例えば炊き出し用の陸自レベルの野外炊飯車というのがあるわけです。100名か何十名かの分、あるわけなんですけれども、そういったお惣菜から汁から、何も一括全部できます。それから、避難が長期に及ぶ場合は風呂が心配になるわけです。そうした場合、野外テントに風呂できるんです。そういったこともできると。

だから、こういったこともあるということで担当の方は頭に描いておいてもらったらよろしいんじゃないかと思います。大きな災害が起きれば長期間、さらに長期化になればそういったことをお願いしたいと思います。

ちょっと時間もあれでございますので、最後になりますけれども、これもさっき櫻井議員が何かテックフォース、いわゆる緊急災害対策派遣隊というようなことを言っていましたけれども、まさしくやっぱりこれ西川町で要請しておったんですけれども、この正式な名称は東北地方整備局災害対策マネジメント室、いわゆる仙台市にある役所なんですけれども、ここに西川町は要請されたそうです。いわゆる被害現地調査をお願いしますというようなことで、そして約10日間で町へ被害調査報告書を出しているということであります。

もちろん本町におきましては、役場職員が四方八方走って現場調査をやっておられると思うんですけども、こういう制度もあるということをご理解していただきたいと思います。あわよくばお願いしてもいいんじゃないかと思いますが、総務課長、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） テックフォースの派遣依頼等に対する状況なり考え方については先ほど申し上げたとおりでございますので割愛させていただきたいと思いますが、今後そういった必要のある大規模な災害が起きた際には、選択肢の一つとして十分考えてまいりたいというふうに今は思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 第1問につきまして、これで終了したいと思います。

次、2問目についてお願いしたいと思います。

2問目につきましては、砂防堰堤の設置についてということでございます。7月28日の集中豪雨による町内、特に土地改良施設の被災地箇所につきましては、8月3日現在、改良区管内に72件ほどになっておりますが、その後、土地改良区の調査によりますと約90件近い結果となっているとのことです。

ここで北堰及び南堰幹線水路に焦点を当ててみますと、豪雨災害が発生するたびに被災地が同じ場所に見られる傾向にあります。被災の状況は水路ののり面崩壊、上部の、上のほうからの沢からの土砂流入による水路閉塞、それから排水路への土砂堆積などが挙げられます。

そこで、上からの、沢からの土砂流入による水路閉塞対策として砂防堰堤を設置してはどうかということでもあります。砂防堰堤とは、土砂流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、たまった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節するほか、両岸の山裾を固定し、山の斜面の流れも防ぐ施設であります。

この設置により、北及び南堰幹線水路の閉塞等が解消されるほか、町道等への土砂流の侵入阻止や水路付近の田畑への土砂流入を防ぐことができます。ただし、被災箇所の全てに設置することは困難でありますので、豪雨の際頻繁に被災している次の4地区について優先的に対策を講じる必要があると考えますが、所見を伺います。

1つは、沢口柳川旧道線の入り口、旧沢口支所近くの沢から流れる膨大な土砂流の阻止であります。沢口柳川旧道線は豪雨災害の都度、道路が通行止めになっております。

2件目は、貫見地区の入り口に流れる地ノ沢であります。豪雨の都度、地ノ沢は氾濫し、杉の倒木や民家の畑に大量の土砂をもたらしております。

3件目は、十八才の大平地区に流れる南堰幹線水路であります。これも上からの沢の土砂、あるいは付近にある工事作業場の裏手まで大量の土砂が押し寄せ、県道大江西川線の道路が通行止めになります。

4件目は、月布堰幹線用水路であります。月布堰のほぼ中央付近に水道が引かれるまではこの地区民は生活用水として利用していた沢が今でも存在しており、豪雨の都度氾濫し、付近の民家まで流水している状況です。

最後になりますが、この砂防堰堤の設置につきましては、県や関係機関と連携しながら一つ一つ地道に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） お知らせします。

本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

それでは、町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 2点目の質問の砂防堰堤の設置などについてというようなことでお答え申し上げます。

このたびの災害では、農地、農林道のほか幹線水路である北堰、南堰など町内各所の用排水路等で土砂の流入などによる水路の閉塞という現象が非常に多く発生いたしました。現時点で被災箇所、ただいまありましたように90か所について、土地改良区からの報告を受けているというふうなことです。ただ、災害時においては出穂期間近であったことなどから、土地改良区の職員はもとより、組合員や建設事業者などの協力によりまして土砂撤去作業を早急に実施して、現在は基幹水路においてはほぼ通水が可能となっている状況がございます。また、水路が閉塞したことにより、あふれた土砂が農地や道路に流入するという被害にもつながっている現状であったというふうなことで、そちらのほうも復旧を急いで行ったところでございます。

ご質問にありました1点目の町道沢口柳川旧道線ではありますが、このたびの豪雨で県営の治山事業で設置した堰堤がいっぱいとなり、土砂があふれ、水路が詰まり、道路の管渠が破損する被害により現在通行止めというふうにしてございます。道路につきましては、公共土木災害復旧事業で工事を進めるというふうなことで予定をしております。上のほうの堰堤工事につきましては、地区からの要望もあり、町としても県に要望をこれまでしておりますが、先日県による地元の説明会が行われ、工事についても予算を含めて早急に、具体的に検討を進めていくというような説明があったというふうなことです。

次に、2点目の地ノ沢の状況でございますが、こちらのほうは平成21年9月に土砂災害警戒区域に指定されておまして、このたび地滑りのあった場所については、土砂災害警戒区域に隣接した山腹が地滑りを起こしたというふうな現状でございます。地ノ沢に沿って土砂が流れ出し、下流にある住宅1戸を取り囲むように流れ込んだというふうなことで、実質的な大きな被害には至らなかったというふうなことです。お住まいの方につきましても、避難をしておりましたので、住宅のほうへ多少の被害はあったものの、大きな被害は確認されていないというふうな現状です。

こちらのほうも、県のほうでこれまでこうした災害に対する対処についての検討を進めておいた箇所ございまして、地滑りの状況等を改めて確認したところ、今後の雨などにより再度地滑りを起こす可能性も否定ができないこと、それから県道の大江西川線にまで土砂が

流れ込んだ場合、貫見以西が孤立することなどを考慮して応急対策を行っております。住宅等への土砂の流れ込みを防止するための導流堤を築造するとともに、閉塞した地ノ沢の土砂の撤去、それから地表面の動きを観測する土石流のセンサー、危険を知らせるための回転灯、こういったものを設置していただいております。

また、対策工事に向けたボーリング調査もお盆明けから進められておまして、工事の詳細はこれから調査の上決まっていくというふうなことです。具体的に工事のほうを県のほうで進めさせていただいているというような現状でございます。

それから、十八才地区の南堰については、県道のすぐ脇の南堰の水路が土砂崩れにより破損して、現在は大型土のうを積み、臨時的にパイプを通して水の流れを確保しているという状況です。今年度につきましては、県営防災減災事業で水路改修を実施予定しておりますので、その際にも県と今後の対策について協議をしながら、本格的な復旧に当たっていくという予定でございます。

月布堰につきましては、水路への土砂流入により詰まったため、土砂があふれ出すといった被害が出ておりました。土地改良区により水路の土砂の撤去作業を実施しておりますが、大雨のたびに大量の土砂が流れ込んでくるという現状があります。原因の調査とその対策につきまして、県と協議しながら対応していくというふうなことで今、事が進んでいるということでもあります。

大雨などにより被災する箇所は毎回同じ箇所ではないかというようなことではありますが、そういった傾向も見られると思います。復旧とともに予防策を検討する必要がありますが、このたびの災害を踏まえて、県より対策を講じていただいているところもございますので、今後とも関係機関と連携しながら、県への要望や対応を協議して災害に備えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 時間もあれですので、最後の質問にさせていただきます。

隣の西川町と比較するわけではありませんけれども、西川町も寒河江川にいろんな支流が入っております。西川町におきましては、管轄、管内というのは新庄河川事務所寒河江川砂防出張所というところでもあります。それで、私これも調べましたんですけれども、西川町におきましては、毎年のごとく砂防堰堤1か所か2か所、工事をやっています。それで、平成2年におきましては、4か所、砂防堰堤をこれ、完成したところもあるんですけれども、

このように造っているわけなんですけれども、確かに西川町と大江町の、大江町でいったら七軒というか、あちらのほうしか恐らく大きな差はないと思いますけれども、少し違うかもしれないけれども、やはり今言った4か所というか、一度にはできませんので、一つ一つできるようなことあったら、積極的に県の事務所のほうに要望お願いしたいと思います。

先ほども申しましたんですが、来月から再来月にかけて台風シーズンとなります。それでまた大きな災害が発生するかも分かりませんので、今回の教訓を生かし、町を挙げて守っていかなくちゃいけない、守る必要があると思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで宇津江雅人君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

## 令和2年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和2年9月4日(金)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(2名)

5番 関野幸一

○ 通学路に防犯カメラを

2番 菊地邦弘

○ 新型コロナウイルスに伴う経済対策、支援について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者兼 出納室長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

---

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

---

◇ 関 野 幸 一 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） おはようございます。

まず初めに、7月の豪雨水害で被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、連日、災害現場で様々な活動をしていただきました消防団の皆さん、そして役場の職員の皆様にも連日連夜遅くまで豪雨対策の対応をしていただき、頭の下がる思いです。本当にご苦労さまです。一日も早い復旧・復興のため、これからもよろしく願いいたします。

それでは、通告しておいた質問に入りたいと思います。

昨年12月の定例会でも、一般質問で町内の小中学校に防犯カメラを設置していただきたいということで質問しましたが、当時の町長、教育長の考えの中では、子どもたちの監視に当たるのではないかという今の世の中の情勢から考えてみれば考えられない回答であったと思います。非常に残念でした。

そこで、このたびの質問ですが、もう一步踏み込んだ形の質問にしたいと思います。

子どもたちが安全・安心に通学するために、以前、ある議員の方は、全生徒をスクールバスで送迎するべきではないかという質問をされました。確かにそのような考えもあってはいいかとは思いますが。でも、子どもたちは、毎日の通学で様々なことを学んだり、忍耐力や体力も自然に身につくのではないかと思います。

我が大江町は、比較的治安はいいと思います。しかし、今の世の中、いつ何どき子どもたちに危険が襲いかかるか分かりません。ふだんどおりに通学しているところを町内に設置した防犯カメラで見守ることで、犯罪の抑止力になることは当然であり、また、万が一のときには、素早い情報の提供で解決や、今後の対応、対策などをどのようにすればよいかなど、有意義な使い方ができるはずです。

子どもたちの安全・安心を確保するため、通学路だけではなく、子どもたちが集まるような公共の施設、危険と思われる数か所に防犯カメラを設置すべきと思いますが、教育長の前向きな考えをお聞かせください。

また、防犯カメラを使い、災害時の有効な使い方もできると思いますが、この件に関しては町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

関野議員のご質問にお答えしたいというふうに思いますが、町長のほうからは災害などの活用もできるのではないかなというふうな話についてというふうな話でしたが、防犯カメラの町内での活用に対する基本的な私の考え方なりを述べさせていただきたいというふうに思います。

安全、安心して生活ができる、このことが大江町に住んでいる方の願いでもあり、行政として進めなければならない一つのキーワードかなというふうに思います。町民の皆さんにとって防犯カメラがあるということが安全・安心であるというふうにつながるか。例えば、人が人を守る、地域力で安全・安心を感じられる。そういった意味では、防犯カメラと私が今申し上げたところあたりは、両極端な形なのかなというふうにも感じます。

私は、両方がそれぞれの強み、弱みを補いながら、使いこなせばいいのではないかなというふうに思います。この場合、人間に取って代われるものがあるとすれば、それを活用しない手はないのかなというふうにも思いますし、デメリットが多ければ、それはデメリットの部分をよく考えながら活用しなければならないと思います。

防犯カメラには、何度も言われていることではございますが、メリットとして、犯罪、事件などが発生した際には、非常に有効な記録媒体として早期の事件解決などに活用できるということがあると思います。カメラが設置されていることで犯罪等の抑止効果、これが期待できるということもあります。これらが挙げられますが、一方で、行政が、公的機関が設置をして活用する場合には、当然ながらプライバシーに十分に配慮しなければならないと考えます。

設置する箇所につきましても、質問にありました通学路というふうな提案でございますが、どんな目的でどの場所なのか、効果的な場所となるのかどうか、そして何より町民の皆さんがそのことについてどう考えられるのかということ、そして費用対効果の面も考慮しなければならないというふうに思います。

基本的には、あるにこしたことはないというふうには思いますが、ただいま申し上げましたメリット、デメリットなどを十分に考慮する必要がありますし、今後、防犯カメラの現状や、警察をはじめ関係機関とも協議しながら、近隣自治体の状況なども調査した上で議論を深める必要があるというふうに思います。

災害というふうな意味合いでは、防犯カメラというよりは河川などの監視カメラというふうなものも設置してございます。あとは、町の観光カメラというふうなことでは、町の状況

が見られるようなカメラもございます。そういった様々な目的、活用方法を十分に理解しながら、設置、活用していかねなければならないというふうを考えておりますので、ご理解願えばと思います。

通学路関係のことにつきましては、教育長のほうからお答えさせますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君）　続きまして、教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君）　おはようございます。

それでは、関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、町立小学校の通学には、大きく分けてスクールバスを利用している地区と通学班を編成して徒歩で通学している地区がございます。中学校については、スクールバス、徒歩、自転車等を使って通学をしているという状況であります。

かつては、小学校の場合ですが、地区ごとに通学班を組んで登校してまいりましたが、少子化に伴って現在は通学班の編成も困難になりつつあります。したがって、登校時は地区の枠を超えて通学班を編成し、通学路も工夫しながら通学するようにしております。

子どもがたくさんいて、地域の大人たちも声を掛け合い、子どもの通学の見守りや地域一丸となった行事等で子どもの教育が当たり前に行っていた時代と違って、現在は共働き世帯やひとり親世帯が増加し、核家族化や家族のライフスタイルが多様化する中で、子どもを見守る地域の目が減り、その分、子どもたちが犯罪に巻き込まれる可能性も高くなるであろう、そのため、防犯カメラを設置して犯罪の抑止力につなげて子どもたちを守るべきではないかという趣旨であろうというふうを受け止めさせていただいたところであります。

さて、既に行政報告で述べさせていただきましたが、このたび新たな教育プランを作成し、その作成過程で、大江町の子どもたちが学ぶ学校教育のみならず、大人をも含めた大江町の生涯学習をどのように進めていくかということ町民や専門家の意見を伺いながら慎重に考えてまいりました。

その教育プランの中で、町の将来を担う子どもの育成にコミュニティスクールという考え方を打ち出しており、それは、学校の活動、運営について、学校、保護者、地域が共に知恵を出し合い、連携協働しながら学校づくりを進めていくという構想であります。したがって、基本的にはその中で通学の在り方や危険箇所等の情報を共有し、警察や安協の方々の

協力を得ながら子どもたちの安全確保につなげていくことが大事であるというふうに考えております。

議員おっしゃるとおり、防犯カメラがあれば犯罪の抑止力につながるという考え方も当然あるわけですが、機械という力をもって抑え込みを図るというよりは、教育という部分で考えれば、地域の方々のお力をお借りしながら、地域一丸となって子どもを見守り、育てていくということが大事なんだろうと私は思います。

現在の状況ですが、町では、大江町子ども見守り隊を委嘱して、子どもの安全確保をお願いしたり、交通指導員の方々から毎日危険箇所での立哨を行っていただいたりしています。また、先生方からも定期的あるいは状況に応じて役割を決めて見守っていただくとともに、PTAでもその活動の一環として見守りを行っていただいております。

ですが、万全を尽くす方策をどのように探ってみても、犯罪そのものがなくなる限り、また自然災害等を完全予知できない限り、子どもの安全を100%確保するということはできません。したがって、現段階ではリスク0%とはなっておりません。

しかし、今やれることは、地域の方々や保護者、学校の先生及び関係者、私たち大人一人一人ができることを確実にやっていけば、子どもたちに降りかかるリスクは減らすことができると思いますし、地域の教育力も高まる、このように考えております。

今後考えていかなければならない地域と一体となった学校づくりを、いわゆるコミュニティスクールの運営の話の中で、ぜひ通学路に防犯カメラの設置が必要だということになれば、町の防犯担当課と協議しながら設置も考えていくことになるというふうに思いますが、土地、建物の所有者の問題、国・県・町などの道路管理者の問題、プライバシー保護の問題等、クリアしなければならないことがかなり出てくるというふうに思われます。

繰り返しになりますが、地域の方々が学校を支えていくというコミュニティスクール構想でもって見守ってもらうことを基本に考えたいというのが、現在、私どもの考え方でございます。しかし、その構想の中で子どもの安全について監視カメラ等についても話題になれば、考えていく余地はあるだろうというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） まず、町長が、防災というか災害時の使い方ということで町長なりの考えを聞かせていただきました。

でも、実は、防犯カメラを設置するという事は、災害時だけじゃなく、また通学路の子

どもの安心・安全対策、両方で使える、そういうふうな考えで私はいますので、そういう考えでの今の2人の回答に対して、再度、町長ではなく教育長のほうにまず質問したいと思います。

教育長の話は分かります。いろんなこれからの学校の教育プランの中でしなければならないという話は分かります。地域の協力があってという話も十分理解はできます。ただ、地域の協力というのが、どこまで子どもたちに地域の協力ができるか、やはり朝でいえば、交通指導員の方の協力とか、あとは先ほど言いました地域の見守り隊、そういう方たちがやはり子どもたちの安心・安全のために町内で様々な活動をしていただいているのは分かっております。その中でも、そういう地域の協力があるからこそ、やはりここは防犯カメラを設置することによって、さらにその安心・安全のレベルを上げていかなければならないと思っております。

様々な意見が教育長から出てきました。前回とほぼ変わらないような意見なんですけど、ストリートに聞きたいのが、教育長、防犯カメラ置くの、反対なんでないかなと思うんだよね。防犯カメラ置きたくないと、そういうふうな考えに聞こえてくるんです。

今、極端なこと言うと、コンビニ、スーパー、あと、ありとあらゆる公共施設に行けば必ずカメラがあります。その中で、カメラを気にすることなく子どもたちも大人たちも生活しているのが現状だと思います。

今、車にドライブレコーダーというものも自分の身を守るためにつけていることも教育長はご存じだと思います。そういうふうに、今、自分たちが監視社会ではないと思っている中でも、いわゆるドライブレコーダーをつけることによって、自分を、またその周りを監視することによって自分の身を守る、そういうふうな時代になってきているわけでありますので、やはり防犯カメラなどもそういうふうな意味合いで、やはり町内の数か所に設置することが望ましいと。

先ほど町長から、場所とかの問題もありますということで、大体場所も町内で今後、東小の学区だったらこういうところがいいんじゃないか、左沢小の学区だったらこういうようなところがいいんじゃないかというところをある程度把握はしております。その中で、やはりそういうところを前向きに、やはり保護者の意見、地域の意見を聞いてからじゃなく、教育委員会が主導になってやはりカメラを設置する、このことが大きく意義のあることだと思います。

多分、保護者の方に聞けば、保護者の方の大半の方が設置していただければありがたいな

という答えになると思います。まだアンケート調査もしていないわけですよね。その中でそういう考えが出てくるのはどうかと。去年の12月に私の質問をしているわけですから、その後、アンケートなり質問を取っての回答だったら分かると思いますけれども、そこがなっていないと。その中でまた同じ質問をしたときに、言葉尻がちょっと変わっただけの回答かなと、少し残念かなと思っています。その辺のところ、教育長、もう一回お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 子どもの安全、安全に子どもが学校に来て、安全な姿で帰るとするのは、これは教育の基本だというふうに、これは思っております。

監視カメラ云々、あるいは防犯カメラ云々について後ろ向きじゃないかというふうなご指摘のように私は受け止めたんですが、学校の考えや、あるいは保護者の考えもきちんとアンケートを取っているわけではありませんけれども、ただ、私は人の目を大事にしたいと。機械でもって見るというふうなことも、今、議員は多分、今の世の中だからそれは必要だというふうな思いでおられるというふうに思いますけれども、まずは人の目を見た対応、人の目で見ていくというのが基本ではないかと。

ただ、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、これから進めていくコミュニティスクール構想の中で、そういうふうなものは必要だと、やっぱり今の世の中、そういうものは必要になってくるというふうに学校全体の運営の中で考えた場合には、もちろん考えていかなきゃならないと、このようには思います。

ただ、こうしてみると、子どもたちの安全な教育というふうなことに限らず、自分たちの手で地域を守る町全体の取組として、防犯対策の一つとして考えなければならないというふうに思いますので、やっぱり学校だけでは難しいようなこともあるのではないかなというふうに感じているところです。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 学校だけで難しいと言われると、通学路なので、やっぱり学校が絡んでいることだと思いますね。学校で難しいと言うのであれば、やはりPTAのほうにアンケートを取り、相談をし、PTAがどのように思っているか、保護者がどのように思っているかということのやつ、まず結果を出すということをしなくて進めていくのもどうかと。

教育長、これ防犯カメラつけるときの補助金というのはわかりますか。多分調べてきていると思うんですけども、PTAのほうからの要望でも補助金が使えらるはずだと思います。また、学校の施設とかそういうものに関しても、やはり補助金というのはあると思います。

それを利用して、やっぱりカメラをつけるということもできるし、今年の4月には長井市もやはりそういうことで通学路に防犯カメラを設置しています。

町のほうの予算で無理であれば、本郷東、大江中、左沢小学校のPTAの方にも相談し、いろんな面で教育委員会のほうがバックアップするから、PTAのほうで防犯カメラの設置をしてはどうか、そういうふうなやはり気持ちをしないとやはり駄目なのかなと。

人の目が基本と教育長言いましたけれども、人の目、年中子どもさん見ているわけじゃないんですよ、我々も。子ども帰ってくる時、ずっと追っかけるわけにいかないんです。やっぱり目が切れるところもあるわけです。そういうところ、やはり機械なり、そういうものでカバーするというのも考えていかなければ、保護者も当然そうだと思います。毎日365日子どもの送り迎えを玄関まではしますけれども、学校まではできません。それを地域の方が担っているということも分かります。ただ、地域の方もそれをずっとできるわけではありません、仕事とかいろんなものがありますから。そこを言っているんです。

そのところをやはり少し教育長も一歩踏み込んで、やっぱりそういうことを今度考えて、早急に考えるとかとやっぱりしてもらわないと、やはり子どもの安心・安全というのは、いわゆる口だけでは言えますよ、口だけでは。でも、本当に安心・安全をするのであれば、カメラだって必要だと思ってくださいよ。そういうことをしないと、やはり本当の安心・安全はならない。

もし万が一何かあったときに、教育長どうしますか。例えば車が突っ込んできたとか、例えば町内にちょっと変な人が現れたというときに。もし何かされたときに、人の目が届かないところですよ。人の見ているところではしませんから。それを考えたときには、人の目も大切だけれども、人の目も当てにならない。それを考えながら、やはりカメラというものも考えていかないとうまくないのではないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 繰り返しになりますが、子どもの安全というのは第一に考えているということは間違いなく議員さんも私も同じことでありまして、ただ、監視カメラ、防犯カメラというようなことの設置を具体的に進めるとなると、学校内という一つの場所、通学路となるといろんな管理者があるというようなことで、そこは随分検討していかないと難しいだろうなというふうにも実際思います。所有者、あと管理者、通学路と取ってみても、町道、県道、国道あるわけですので、そういった部分の問題とか、いろいろクリアされない問題はたくさんあるだろうというふうにも思います。

今の段階で、子どもたちを見守るといふ、そういう地点を考えたときに、今の体制でやれることをまず十分やらなければならないというふうに思っているのですね。ただ、議員さんのご心配も当然なので、今後の問題としてやっぱり考えていかなければならないというふうには思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、教育長から学校という話もありましたので、通告にはないんですけども、やはり学校にも防犯カメラを設置することを、まずそれは教育委員会でできるので、学校のほうで考えていただきたい。

また、これも通告にないので申し訳ありませんが、先ほどちょこっと言いました。町の公共機関、公共の場所、施設、例えば森ノ宮とか、今、中学生とか小学生が結構遊んでいると言っています、遅い時間まで。多分、森ノ宮には防犯カメラはなかったと思います。

私が言っているのは防犯カメラですからね。教育長は再三、監視カメラ、監視カメラと言っているんだけど、監視カメラじゃないですから。防犯カメラですから。

〔「言い直します」と言う人あり〕

○5番（関野幸一君） そのこのところは気をつけてください。

そういうことで、あとは道路の使用とかいろんなものあります。それは教育長が心配することじゃないんですよ。町のほうの行政でこういうところだと言え、その所管が皆きちんとやりますよ、多分。やってくれると思っています。そういうことを、やはり全部教育委員会がやってくださいということじゃないんです。餅は餅屋で、それなりに全部あります。電柱にどこに設置する、例えばどこの建物をお願いする、何を。これは多分、警察でも防犯カメラをつけるということに対して、ここにはつけないでくださいとは絶対言いませんよ。逆にお願いしますと言われますよ。やはりそういうところをもう少し柔軟に考えてもらいながら、何も教育長さ一人で全部してけるというんじゃなく、そういうものは全部町のほうで役場のほうでやります、いろんなところでつけたいとなれば。そういうところを考えて、ぜひやはりこれは実現していただきたいと、それも早急に。

やはりいろんな、今、町内にあります。去年は駅前のほうで花壇に植えていた花がなくなってしまったと。そのいたずらしたとか持っていった方も、駅につけた防犯カメラで一応分かって、検挙はしませんでした、一応指導して、今度から持っていかないようにという、そういうこともできます。なので、そういうものというのが、それは人の目で見えませんが、朝の5時とか6時に歩かれれば。そういうのも一つかなと思っています。通学路にし

でも同じです。再三、もう教育長と同じことの話になりますけれども、夕方の下校時なんかは、やはりなかなか大変だと思います。

そういうのもありますので、やはりもう少し柔軟に考えていただいて、あとはもう一つ、災害に関しても、この間の役場の前の水が上がったときなども、やはりあれも防犯カメラがあつてそういうところを見ることができるような状態にしておけば、ああ、今こういう状態だなということで、危険だ、そういうようなこともやはり町のほうでは把握できるんじゃないかと思っております。

やはりそういう、何というのかな、リモートのカメラになるとなかなか金額も大きくなって設置はできないと思いますけれども、そういうものじゃなくても、結構低金額で設置できる防犯カメラでも十分活用ができると思いますので、その辺のところ考えながら、もう一言だけ、最後に教育長どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 前向きにというふうな意味だというふうに今感じているところでありますけれども、学校の考え、それから子どもを守るという全体的な視点で、どのように進めたらいいかと、コミュニティスクール構想ということも申し上げましたけれども、今の段階の子どもたちの様子をもう一度考えさせてもらいたい、このように思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

では最後に、早急に小学校、中学校でアンケートを取っていただいて、保護者がどういう考えであるかをまずきちんと把握して、そこで早急に設置していただけるようにまず教育長にはお願いしたいと思います。

あと、町長には、設置費のほうが大きいというのであれば、それに町のほうでも前向きに検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで関野幸一君の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） おはようございます。

2番、菊地邦弘と申します。

質問に先立ちまして、このたびの災害に遭われた皆様へ、7月の豪雨による河川の氾濫で家屋の浸水や農作物の被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

町長はじめ、消防団、町職員ほか関係団体・企業の皆様、またボランティアの方々、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。一日も早い復興と皆様のふだんの生活を願っております。

それでは、質問に入りたいと思います。

新型コロナウイルスが日本に上陸して約半年、感染症の感染拡大に伴い、外出自粛や企業、飲食等の営業自粛の要請の下で、町民生活や幅広い業種において営業活動への影響が生じました。それに加えて、つい先頃までは絆ということが盛んに強調されていたのですが、最近では一転して、できるだけ他人と離れるようにということが提唱されています。この影響により、握手する習慣もなくなるのか、世の中が変わる節目というものなのか、これまで長年にわたり築いてきた人間同士のつながりがなくなってしまうのではないのでしょうか。身体のみならず、精神的にも私たちに脅かしております。そんな新型コロナウイルスの感染が、いまだ収束の兆しが見えず、長期戦になることが見込まれています。

新型コロナウイルスという見えない敵との闘いは、手洗い、消毒、3密を避け、常時マスクをかけるといった新しい生活様式を生みました。しかし、新型コロナウイルス対策は、第2波、第3波の発生も懸念され、長期的な対策とその覚悟が必要になり、元の生活に戻るには何年かかるか分からないような状況となった今、ウィズコロナの中で、ポストコロナとも最近呼んでいるようでしょうけれども、予防対策を徹底した上で経済を回していかなければならないと思います。

町独自の新型コロナウイルスに伴う経済対策はすばらしいものがありますが、県や国でしないような援助、支援の仕方を考えて、町民の日常生活の回復と安定、地域経済の堅実な維持と活発化に向け、より一層の経済対策支援が必要と考えます。

それには、災害等緊急を要するときの財政調整基金を使い、1年から3年かけて約5億の予算を立て経済支援をするという目標で、1年ごと平均で約1億7,000万予算を立て、教育、医療、子育て、商工農林業、町内の企業等、あらゆるものに救済、保障、支援をしていく政策です。中期ビジョン策定に向けた支援や新しい生活様式に対応したビジネスモデルへの支援拡充、公共工事の継続発注など、将来あるべき姿の実現に向けて、アフターコロナではなく、ウィズコロナ、コロナと共にと新しい生活習慣に向けての援助、支援です。

先日、町民の方々から「税金を払っている。それをちゃんと還元してほしい」というお話をお聞きすることがありました。こういう緊急事態のコロナ問題のようなときに、財政調整基金を町民のために、町民を守っていく経済支援とし、思い切って大胆に政策を考えていただきたいと思います。

例えば、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を見据え、コロナ禍のインフルエンザ対策として、冬を迎える前に全町民に万全を期していただくため、インフルエンザワクチン予防接種を補助または全額補助をしてみてもはいかがでしょうか。

また、今回の豪雨災害を受けて、町なかの側溝を一斉に整備し、豪雨水害に備える。加えて、農業関係の支援等、いろんなことが政策としてあると思います。

長い闘いになる新型コロナウイルスに加え、これからも新たなウイルスが発生していく可能性が推測される中、全世界を覆い尽くす感染症や豪雨、台風、突風、地震、猛暑、大雪等の自然災害は頻発化、激甚化する傾向にあり、私たちを取り巻く環境は困難極まりない世の中になってしまったと思わずにはられません。

このようにどんどん変貌する環境下にあっても、町民皆様の真の豊かさ、生きがいなくして本当の幸せは訪れないと思っております。感染予防と経済活動の両輪を目指し、みんなが笑って暮らせる町になるように、行政としてやるべきことを踏まえ、柔軟な発想でもって速やかにスピード感を持って対応していただきたいと思います。

今後の新型コロナウイルスを見据えての経済対策と支援等を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 菊地議員のご質問にお答えをしまいたいと思います。

新型コロナウイルスの対応については、感染が落ち着き、ある程度の安心した生活を取り戻すまでには、相当の期間を要するのではないかと考えざるを得ない状況だと思います。

今、全世界で新型コロナウイルスに対するワクチンや治療薬の開発が進められ、国内で使用できるようになるまでには早ければ何年、何年というふうな言われ方がしておりますが、まだまだ待たなければいけないというのが現状ではないでしょうか。早期に一般的に使用できるようになることを願うとともに、国においてもそのための準備が進められているようではありますが、期待をしまいたいというふうに思います。

さて、ご質問に何点かありましたが、まずは衛生面というふうなことでの対策について、対応について申し上げたいと思います。

インフルエンザ予防接種に対する現在の町の対応策というふうなことでは、現状では65歳以上の高齢者の定期接種及びゼロ歳から18歳までの児童・生徒の任意接種を対象にインフルエンザ予防接種に対する助成を行っております。中身につきましては、接種費用が約3,800円かかるのに対して、町のほうで2,500円を助成しているという中身でございます。

対象者について限定をしている理由であります。高齢者については、免疫力が低下して、罹患すると重症化しやすく、入院や死亡につながるケースが可能性として高いということ、また、児童・生徒につきましても、免疫力が弱く罹患しやすいこと、またあわせて、子育て世代の経済的負担を軽減するという意味合いもあるというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、インフルエンザは、新型コロナウイルス感染症と高熱、せきなどの症状においてなかなか見分けがつきにくいと言われております。今後の流行の状況によっては医療機関が逼迫する可能性もあるというふうなことで、このことについては、新型コロナウイルスが出た春先から、今年の冬場のインフルエンザの流行期に向けて、様々と心配の声が出されていたというふうに認識をしております。

事前の予防対策が重要になってくるというふうに思いますが、現在、国のほうでは、今年度のインフルエンザ予防接種をめぐるまして、ワクチンの量の需要と供給の関係から、混乱を避けるため、重症化のおそれがある65歳以上の高齢者や、心臓、呼吸器機能に障害のある方、加えて医療従事者や妊婦さん、子どもなどを優先することで検討がされていると伺っております。国民や医療機関に理解と協力を求めているという現状だと思います。

また、今年1月の村山保健所管内での感染症発生動向調査というものがありました。インフルエンザの感染者が過去5年間の県平均の約半分の数だったという結果があります。これ

は、新型コロナウイルス感染症の発生により、多くの方がうがいや手洗い等の感染症の予防対策に努めた結果ではないかとも考えられます。同じ感染症である新型コロナウイルスとインフルエンザの予防として、手洗い、うがいの励行が効果的であると言われておりますので、これまで同様、町民の方々には、手洗い、うがいの励行についてご協力をお願いしたいと考えます。

したがって、現状行っております65歳以上の高齢者とゼロ歳から18歳までの児童につきましては、引き続き支援を行っていききたいというふうに思いますが、現段階では、それ以外の年齢層の方については、ただいま申しあげました新しい生活様式の実践例を広く広報していきながら対応する。それから、各医療保険者が独自に実施している予防接種費用の助成なども積極的に利用していただくというような周知に努めてまいりたいと思います。

なお、全町民を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行ってはどうかというふうな提案でございますが、当然のことながら、現物給付の面で寒河江市西村山郡医師会の協力が不可欠でございます。寒河江、西村山郡全体のインフルエンザワクチンの供給の量も先ほど言いましたとおり課題となります。今後、こういった課題が調整、解決されて、全町民を対象とした助成について、寒河江市、西村山郡全体での動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、新型コロナに伴う経済対策の部分についてであります。地域経済の活性化対策というようなことでは、今年度一番初めに町民1人当たり3,000円の商品券の配布事業を行いました。また、その後、4割のプレミアム付商品券の発行事業を行っております。ほかにも、国からの1人当たり10万円の定額給付金の給付など、総額で給付金については7億9,420万円という行政報告でも申し上げたとおりでございます。

また、事業者の方の支援といたしまして、県の休業要請に応じた事業所に対する緊急経営改善支援金の給付、国の持続化交付金と連動した、一月の売上げが国の場合は50%以上というようなことですが、大江町では独自に、20%以上の減少についても事業者への給付を行う商工業者経営支援給付金、そして新しい生活様式に対応するための設備等の導入に係る新生活様式対応支援事業補助金の交付、ほかにも、雇用調整助成金申請代行補助金、そしてオンライン化促進支援補助金、利子補給事業など、各種の補助金や支援の申請を受付しているところでございます。該当する事業者の方には、これらの給付金、補助金を有効に活用していただき、新型コロナウイルスで停滞している現状からの再起の糧にいただければと考えております。

今後も、感染拡大の状況を見ながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業の継続を断念することのないように、町内で事業を営む方々に必要な支援策や地域経済の回復につながる事業について、国や県の動向にも合わせて、町として事業を積極的に検討していきたいと思っております。

なお、これらの様々な新型コロナウイルス関連の事業につきましては、国の補正予算に伴う地方創生臨時交付金に頼っているのが現状です。現時点で本町には総額約3億2,700万円の交付のための限度額が国から示されております。創意工夫を凝らして、ハード、ソフト問わず、様々な分野の事業展開を予定しております。この貴重な財源を十分に活用できるように、これまでの補正予算編成の際にも多額の一般財源を充てて事業を積み上げてきました。

新型コロナウイルス対策に当たっては、小さな町では財源確保が来年度に向けての課題となることから、今年度の臨時交付金のような交付金について、継続して措置されるよう県の町村会とともに国のほうに要望を行っております。

お話のありました財政調整基金の活用というふうなことがありましたが、一つの例としてではありますが、近隣自治体の比較というふうなことです。過疎団体で同じような中山間地域、同様の人口規模というふうなことで、隣の町の例、2つありますが、こちらのほうの基金の総額というのが、人口規模にもよるというふうなことで、住民1人当たりどれぐらいあるのかというふうなことを比較してある資料がございます。それを見ますと、この両町の町の状況は、1人当たり50万前後の基金残高というふうなことです。あくまでも1人当たりということですが、本町の場合、じゃ、幾らかというと、18万8,000円というふうな数字に30年度の決算においてはなっております。今申し上げましたとおり、決してほかの町と比較した場合、基金残高8億というふうな現状についてはまだまだ追いついていない状況であるとも言えるというふうなことでございます。

ご質問にありましたように、商品券発行事業や商工業者への持続化交付金など、地域経済支援策は来年度以降も継続したい考えではありますが、国・県の特定財源がない限り、今年のような大規模な取組についてはなかなか難しいかなというふうに思います。町単独というふうなことでは難しいというふうなことで、先ほど申し上げた国の臨時交付金のような形での支援というものがぜひ必要なのかなと思っております。

ただ、新型コロナウイルスの対策については、これまで類を見ない影響を社会全体に与えているという現状でございます。今後、思い切った政策が必要となれば、積極的に対応していきたいと考えています。今後、予算編成作業を行っているということが進んでまいります

が、歳出予算の総額に対して最終的に不足する財源を補填するのが財政調整基金の役割というふうなことをご理解いただきながら、今後、様々ご指導いただければありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

それでは、分かりましたでは終わってしまいますので、去年の町議会議員選挙で4名の新人議員が生まれまして、町長さんも新しくなりました。これって何かが新しくなると何か起きるんですよ。何かそういうふうな時代みたいな感じがするんですけども、こんな予期もせぬコロナというものが生まれてしまって、難題ではあるんでしょうけれども、今まで振り返りますと、3,000円の給付金から始まって、10万円の5月25日早々に、この町はスピード感があり大変すばらしく、町民みんな思っているところであります。

このたびの豪雨災害に対しても、すごくスピードがありまして、いろんなところに支援なり援助、大変感謝申し上げているところであります。

先ほどインフルエンザのことを申し上げましたけれども、大体、国で用意しているのが6,300万なんです。人口の半分ぐらいしかこのワクチンないということで、理解はするんですけども、高齢者65歳以上または医療費無料18歳まではいいとしても、働く世代が元気に働いてもらわなければどうなんだろう、この世代をきちっと保護するのも仕事ではないのかなという観点からではあったんですけども、他市町村といろいろ連携しながら、少ないワクチンをどういうふうにするかというのは非常に難しいところがあるのかなという理解をしたところであります。

それに伴ってでもないんですけども、つい最近、国会議員さんの国政報告に行っていました。そのときに茂木外務大臣という方が講演していらっしゃいました。このウイルスは経済的にもあと2年はかかるであろう、GDPもリーマンショック以降のものであると。かなり落ち込んでいるというのは明確に皆さんが言っているところであります。

今回、こういうふうな支援がずつとなされてきて、していただいて本当に感謝はしているんですけども、来年、再来年とコロナに関してだけの予算を使うわけにはいかないと思いますので、いろんなところから予算が上がってきて、財政課の方々は大変ご苦労なさっていると思うんですけども、今年で「ああ、や一めた」なんてならないようなところから、来年、再来年とそういう見解があるようですので、それをどうしていこうか、どうしていけば

いいのか、そういうめどなんかはどのようにお考えですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今のご質問に答える前に、先ほどの答弁の中でちょっと誤解を与える発言があったので訂正させていただきたいんですが、最後に申し上げた比較のところでは、

1人当たり50万円と18万8,000円という話をしましたが、これは財政調整基金のみの残高だけではなくて、様々な基金の合計額というふうなことでございますので、そのように訂正させていただきたいと思います。

それでは、今ご質問いただいた日本全体としてもワクチンの数についてはというふうなお話が、2分の1しかないというふうなことがあったようですが、うちの町の今支援をしている65歳以上、それから18歳までの方の接種率というふうなことで取りまとめている数字としては、約半数程度だというふうなことでございます。

ただ、それは感染リスクの高いところ、重症化の高いところというふうなことの意味合いでというふうなことではございますが、その辺のことも踏まえた中で、今後の対応を西村山地区全体として医師会のほうと相談しなければならないというのは先ほど申し上げたとおりのことでございます。ぜひ、新型コロナウイルスとの闘いの中で、インフルエンザ対策が区別、判別できるような形が取れば一番いいのかなというふうなことで、そういったことにつながるような動きが出てくればありがたいというふうに思っております。

それから、お話として、あと2年程度続くのではないかという大臣のお話のことがありましたが、私も実質はそうになっていかざるを得ないのではないかというふうに考えています。これは先ほど申し上げたとおり、少し長期のスパンで考えていかないと、それぞれの対応に過ちが出てしまうのではないかというふうに思います。

もちろん、今年度行った経済対策全てが来年度に引継ぎ、継続されるというふうなことは、先ほど財政的な面からも不可能に近い形ではございますが、ぜひ、継続して必要なものは支援していかなければ、そこでこれまで支援してきたことが水の泡になるというようなことではしようがないわけでございますので、継続すべきものは継続するような形を考えながら事業を進めていきたいというふうに思います。どこにどういった支援が必要なのかというふうなところも十分に見極める必要がありますし、関係団体等の意見、実際商売をなさっている方々の思い、そういったものも考えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私も個人的に今自粛をしているところではあるんですけども、飲食店、たまに行ってみますと、6時半ぐらいから7時半、8時ぐらいで帰るということなんですけれども、全くいないですね、飲食店。困っちゃったものだということで、ということは代行業者もいないということになると思うんですけども、代行業も走っている音がしないので、それと、この豪雨によって町内の建設業の方々は大変忙しくなっているかもしれないんですけども、経済、あらゆるもの、医療もあると思うんですけども、そういった中で、飲食店等でどれぐらいを把握して、どういうふうなもので飲食業なりなんなりがあるのかなというところも調べながら、今年度行ったような支援策はできないということであれば、少しずつでもいいと思いますので、それに見合ったデータを取りながら進んでいかなければならないのかなというふうに思います。どれぐらい、持ち帰りって何て言うんでしたっけ。持ち帰り。

〔「テークアウト」と言う人あり〕

○2番（菊地邦弘君） テークアウト。テークアウトはそれなりにあると思うんですけども、そのような状況だと思います。

十分にいろいろ調べていただいて、PTA関係が動かなければ、スナックなんかも動かないとか、飲食店も動かないとか、全くそういう今状況の中でありますので、いろんな情報を職員の皆様も取り合って、精査して、どういうふうな支援が必要なのかなというところを考えていただいて、この町の財政規模の身の丈に合ったものでいいと思います。そんな感じで何か次々と新しいものが、ここ2～3年かけて戻るまでやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、このコロナ禍によってテレワークというのがすごく、昨日もタブレットという話がありまして、パソコン一つでもう仕事できる今時代ですよ。地方は安心なんですよということをお願いしながら、大江町出身の人たちで東京あたりに住んでいる人たちを誘致するような政策も必要なんではないかなと思います。テレワークというかパソコン一つで仕事できる世界ですので、田舎は安心ですよ、田舎でもって仕事をしたらいかがですかとかいうふうな形で、これを機に移住をどんどんと促進していくような政策も必要なんじゃないかなと思います。それには支援金がやはり絡んでくると思いますので、いろいろ考えていただいて、そのところは町長どういうふうにお考えですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 飲食店の状況というふうなことでお話がありましたが、飲食店さんに対する支援というのは、国も県も町も今回のコロナのことの中では一番先に注目もされまし

たし、手当てをしなければならないというふうなことで様々な支援をしてきました。

テークアウトのことがありましたが、私どもの町の飲食店さんのほうでも、自らチラシを配り、テークアウトの推進、この売上減の中でどうやったらそこを補えるかというふうな取組をしていただいた。こうしたやっぱり支援策を含めて、何かしてほしいというふうな気持ちだけではなくて、自らこういうふうな動きを考えているんですけども、何か町のほうで一緒にできないでしょうか、または支援することはできないでしょうか、こういったつながりが大切なのかなというふうに考えます。

やっぱり商売ですので、そこは商売として頑張るところは頑張る、そして町なり町民が支援できるところは支援するという、こうしたつながりが一つの事を起こしていく、進めていく上で大切なんではないかなというふうなことをこの飲食店さんの取組の中で感じましたので、そういった流れがもっともっと全体的に定着すればいいのかなというふうに思ったところです。

あとは、その感染防止と経済を回すというふうなことはこの町だけの課題ではなくて、ワイドショー含めてテレビの世界でも、東京都内でも物すごい課題になっているという話題で取り上げられている。なかなかそこが解決できないがゆえに皆さん悩んでおりますし、事業者の方もそこで逼迫する自分自身の経営というふうなことで悩んでいるんだというふうに思います。現段階で、何か注射をすれば熱が下がるような、そういった特効薬はないのだというふうには思いますが、やっぱりしっかりと長期的に見詰めながら、町・国・県の支援を様々な活用しながら頑張っていただくというふうなことと併せて、町民のほうからも、先ほど申し上げました、それを支えるという気持ちの中で一緒に闘っていく、少しきれいごとのような感じもしますが、特効薬はないという意味では、そうした地道なものの積み重ねが必要ではないかというふうに思います。

それから、テレワーク、町への移住のお話であります。先日、北村山、西村山の首長による意見交換会などがありましたが、その中でやはり多くの首長さん方の中でも、今回のコロナの関係で大都市部からの移住というふうなものを考えなければならないのではないかとのお話をされている方がありました。大江町にとっても、一つの例ではありますが、新規就農者の迎え入れという点では一定の成果が出ているというふうに思いますので、それと組み合わせるというよりは、そういった流れ、システムをつくって、そういった移住者の方の支援をして呼び込んでいくというふうな対策が今後求められてくるというふうに思いますので、ちょっと頭をひねりながら考えてまいりたい課題だというふうに認識をさせていただきます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私も何かあればお手伝いしながら頑張っていきたいと思っておりますけれども、この町で公共交通機関もなくなった、公共交通機関も走っていないとか、飲食店も随分少ないものだねとかというふうにならないように、飲食店の方々に限らず、やっぱりみんなで支えていっていかなければならない。共生の時代、本当にそうなんだなと思っております。何かあればお手伝いしていききたいなと思っております。

もう一つ、このコロナ禍の中で、新型コロナの感染は世界中に先ほども申し上げましたように広がり、日本でも例外ではないです。現在でも東京など大都市を中心に感染の傾向にあるようです。

新型コロナは、私たちに幾つもの課題を与えたと言っても過言ではないと思っております。いろんなことを学ばされているような気がしますね。どういう知恵がみんなあるのかな、支援とか、そういういろんなもろもろで人間は人間にどういうふうにしていったらいいのか、するのだろうかというふうな、そういうこのコロナというものに対して物すごく学ばされているような気がします。知恵を使って前に進んでいかなければならないと思っております。

今回の豪雨による水害もその一つだと思います。中でも、避難指示による避難所の設定は、避難する方々にとって満足のいく結末であったかなと思っております。今回の水害による本町の避難勧告・指示は全町で16集落、80世帯、157人と伺っております。このうち、町内ふれあい会館には79人、33世帯と聞いております。避難された方のお話をお聞きしますと、かなり密であったというふうに伺っております。

そういうことを踏まえまして、温泉施設があるわけですので、健康温泉館またはあっちの柳川温泉あたりを急遽避難所にして、広々といっぱい広間があるわけですから、温泉にも入れるし、避難所として、今後このコロナが収まるまで、いろんな避難所開設のようなことが起きたら、そういうようなこともあってはいいのではないかなというふうに思います。

今回、温泉は、水道関係で、水道が使えないということで臨時休館ということであったと思っておりますけれども、水道が使えないだけでない場合も、想定外を想定する中で避難所のものもいろいろと考えていかなければならないのかなというふうに思ったり、大胆に休館にして、もう避難所になっていますと、ただ、被災された方々にとっては、どうぞゆっくり広々としたところでお風呂も入ってくださいというような考えもあるのかなと思っておりますけれども、い

かが思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっとコロナ対策の部分での避難所というふうの問題が吹っ飛んでいったなという感が否めないわけですが、お答えさせていただきたいというふうに思いますが、避難所の運営につきましては、確かに全体として避難者の方にとって十分満足まではいかなくても、気持ちよく避難所を利用していただけたかどうかというのはなかなか感じ方も違うと思いますが、町としては精いっぱい対応をした、担当部署のほうで頑張っていたというふうに思っております。ただ、検証は必要だというふうに思いますので、改善すべきところは改善してまいりたいというふうに思いますので、検証を進めながら、対応、次回につながるようなことを考えたいというふうに思います。

温泉施設の利用というふうなご提案でございますが、温泉施設についてはやっぱり営業施設であるというふうなことがまず一つあります。避難所の専用にするれば、その部分の営業ができなくなる。営業補償というふうな言葉が適切かどうか分かりませんが、そういった問題も出てくるというふうなことです。

あとは、環境のいい避難所に人が多く集まりやすいという傾向はあるかなというふうに思っていますので、例えば温泉施設を町の指定避難所というふうなことで指定した際、今回はふれあい会館と中央公民館、町場のほうではそういった、あとは各地区ごとの避難所というふうなことで設定したわけですが、例えば、温泉施設に集中すると、今回はふれあい会館に集中して、中央公民館のほうには1組、お二人の避難しかいなかったというふうな状況でございました。そういったことを考えると、1か所に集中するようなこともまずいですし、その辺の差配をどういうふうにしていくかという問題もあると思います。

避難が長引けば、その分、営業の部分も止まってしまうというのが一番の課題かなというふうに思いますが、温泉の利用については、今回も被災者の方に、家でお風呂に入れなくてもいらっしゃるといようなことで、無料の入浴券を公社のほうから配らせていただいております。これは8月いっぱいそうした対応を取らせていただいたというふうなことで、災害時の入浴の利用というふうなこともフォローしていかなければならない課題だというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

そのあたりを新町長として大胆にいろいろ、改革でもないんでしょうけれども、やっていただきたいなと思います。

私個人的にこの目の前に住んであるものですから、大江町の職員の皆さん、朝から晩までずっと見えております。災害等緊急を要するときに夜遅くまで町の職員の方々、対応していただいていると思っております。また、かつ、いろんな支援、施策においてもスピード感があり、誇れる町ではないかなというふうに思っております。これからも私たちもお手伝いします。いいアイデア、いいものでもって、町民がやはり安心して暮らせるようにいけばいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。我々も一生懸命いろいろやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、このあたりで質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの8日火曜日まで議案調査等のために本会議は休会とします。

9月9日水曜日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

## 令和2年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和2年9月9日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第60号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第61号 大江町総合計画を定めることについて
- 日程第 4 議第62号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 議第63号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議第64号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 7 議第65号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議第66号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第67号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第68号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 決算特別委員会設置及び付託(決算認定8件)

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等を着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元に配付しております資料4、大江町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表をご覧ください。

このたびの改正は、山形県に準じまして制定附則に、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設けるものであります。

本条例の第15条第3項第1号では、感染症防疫手当として、1日につき1,000円を支給す

ると規定しておりますが、例外として新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業に従事した場合、1日につき3,000円、感染症患者の身体に接触する又は長時間にわたり患者に接した形での作業に従事した場合は、1日につき4,000円を支給するとの規定を設けるものであります。

その他、改正附則については、施行期日を公布の日と定めております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第59号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第59号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第60号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第60号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料5の新旧対照表をご覧ください。

これまで、個人番号の通知カードを紛失したことなどにより、再交付するときの再交付手

数料については、1枚につき500円となっております。

住民の利便性の向上や行政手続の簡素化・効率化を図ることを目的に、電子証明書のついたマイナンバーカードへの移行を推進するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、通知カードが廃止されました。

このことから大江町手数料条例の一部を改正し、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第60号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第60号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第61号 大江町総合計画を定めることについてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第61号 大江町総合計画を定めることについて、詳細をご説明申し上げます。

別冊をご覧ください。

本計画は、基本構想とそれに基づく基本計画により構成する町の最も上位に位置づけられる計画であり、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年次とする10か年計画となっております。

7ページをお開きください。

原案では、町民・地域・事業所・各種団体・行政など、町に関わる一人一人が町の創り手であることを自覚し、お互いを認め合い支え合う「協働」を通して、創造性豊かに課題解決に向け行動することを基本理念とし、3つの柱に位置づけた「ひと」「くらし」「しごと」の基本目標に向かって様々な取組を行うことで、町の目指すべき将来像として設定した、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を実現していくことを基本構想としております。

戻りまして、6ページをご覧ください。

町の将来像「ちょうどいい 幸せ感じるまち」についてご説明させていただきます。

この「ちょうどいい」という言葉には、町民策定委員会の中で、大江町の将来について様々な語り合う中から生まれたものであり、「たとえば」ということで例示しておりますが、「県の中央で他地域へのアクセスがよくて住むのにちょうどいい」「のびのび子育てできてちょうどいい」「四季がはっきりしていて農作物が育つのにちょうどいい」といったように、大江町のよさ、大江町らしさを象徴する言葉となっております。

ちょうどいいという言葉は、「過不足なくぴったりしているさま」を表す言葉であり、将来像の「ちょうどいい 幸せ感じるまち」とは、「一人一人がそれぞれの価値観で感じる幸せの度合いが、期待どおりで満足できるまち」のことを表現しております。ちょうどいいという言葉に様々なご意見をいただきましたが、町民一人一人が「大江町のちょうどいい」について考えるきっかけとなり、まちづくりに関わる方が一人でも増えてくれることを期待しているものであります。

この基本構想に基づく基本計画として、さらに基本目標ごとに4つずつ計画を定めております。

9ページをご覧ください。

「ひと」として掲げる目標「歴史を紡ぎ 未来を拓く “まちびと” づくりの実現」達成のため、基本計画におきましては、人口減少対策として結婚・出産・子育てに希望を持てるまちびとづくりをはじめ、先人を尊び、郷土に誇りと愛着を持ち、自ら学び行動する住民力のあるまちびとの育成を目指します。

10ページをご覧ください。

「くらし」として掲げる目標「誰もが住み続けたいと思える、安心な“くらし”と豊かな地域社会の実現」達成のため、基本計画においては、このたびの豪雨災害のような大規模災害に備え、危機管理機能の充実強化、社会資本の整備・充実を図り、町民が支え合い・助け合う地域づくりを通して安全・安心な暮らしを目指します。

また、豊かな自然環境や文化資産の保全に努め、地域の特性を生かした魅力を形成することで、インバウンドだけでなく、マイクロツーリズムを視野に入れた観光のまちづくりを推進し、未来に向けた活力を創出することで、誰もが住み続けたいと思える豊かな地域社会の実現を目指してまいります。

11ページをご覧ください。

「しごと」として掲げる目標「次世代につながる大江町らしい“生業”の創造と進化の実現」達成のため、地域産業の磨き上げと後継者対策の推進によって大江町らしい産業の持続発展を図るとともに、多様な世代の起業と第二創業推進の取組を進めてまいります。

また、自然・食・景観・人の魅力を生かした交流産業を推進し、ふるさと教育を通して「生涯をこの町で働きたい」や「将来の地元回帰」という「ふるさとで働きたい」に結びつけ、町の活性化につなげてまいります。

今後10年間、これらの基本計画に基づき、様々な町の下位計画を策定し、「ちょうどいい幸せ感じるまち」の実現に向けた取組を進めていくこととなります。そのため、大江町総合計画を定めるべく、大江町議会基本条例第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、基本構想及び基本構想に基づく基本計画について提案するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第61号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 所管でありますけれども、所管の質疑の中で、町長がおられませんでしたので、町長に質問させていただきたいというふうに思います。

中身的には非常に夢のある時代の趨勢を捉えた中での計画であるというふうに思ったところでありますが、問題は、これから10か年のこの計画を進めるに当たって、職員の意識が、同じくこの計画に沿ってまちづくりを進めていくというふうなのが一番の課題、クリアしなければならぬ問題かなというふうに思うんですが、そういった中で、職員の意識をこの計画に向けさせるというふうな努力はどういった方法でやるのでしょうか。

それから、第2点は、この基本構想については、ほとんどの項目の中で数値目標がありま

せん。文言だけの計画というふうな中身であるというふうに思うんだけど、その中で、当然、下部の計画である教育委員会の教育プランはできたというふうなことがあるんですが、そのほかに、農業振興計画、あるいは土地利用計画等々の町の個別計画があるわけですので、その個別計画をどういうふうに推進していこうというふうに捉えているのかをお聞きしたいというふうに思います。

それから、基本計画を進めるに当たって、基本計画、あるいは短期行動計画、あるいは実施計画というふうな具体的な計画がこれから待ち構えているわけですが、その短期行動計画なるもの、いわゆる基本計画を何年目標として掲げて、その中には、数値目標というものを捉えて実施していくというのが私は基本だと思うんですが、その辺の考え方、以上3つについて、町長の考え方をお聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 総合計画を進めるに当たって、どんな取組をとというふうな大枠での質問なのかなというふうに思いますが、1点目の職員の意識を同じ方向性を持って取り組んでいくべきではないかというふうなことで、どんな手法で、どんな形でというふうなことにつきましては、やはり、この総合計画をまずは職員全体のものとしなければならないというふうに思いますので、これから実施計画なり、作業を進めていく中で、この総合計画を共有できるような研修の場を設けながら、職員のまずはこの計画に対する事柄について理解、そして方向性を同じように持っていくというふうなことに努めたいというふうに思います。

また、職員のそういった活動の中で様々な課題が見えてくると思います。課題を解決するために必要であれば検討委員会などもその部門について設けながら、この計画の実現に向けて、方向性を出していくというふうなことで進めたいなというふうに今は思っています。

それから、2点目であります。数値目標なり下部計画との関係というふうなことでありますが、それぞれの下部の計画については、計画期間というふうなものがございます。その中で計画期間、原則的には満了に合わせてその計画の見直しを、この総合計画に基づいて行っていくというのが基本的な考え方になってくるかなというふうに思います。

ただ、途中で何としてもこの部分についてはというふうなものがあるとしたら、計画期間内でも見直しをしていくことを検討しなければならない部分もあるかというふうに思いますので、そのところは、具体的にまたそれぞれの計画に合わせて進めていくべきではないかというふうに考えております。

それから、3点目、実施計画、短期行動計画などというふうなことで、数値計画など、ど

ういうふうを考えているのかというふうなことでございますが、計画を今回つくりました。そして、これを5か年ごとに短期行動計画としてまとめていくというふうな手法で、これまでどおり進めていきたいというふうを考えております。

そのためには、年度年度の実施計画というふうな形で、短期行動計画は5年単位で決めていく、そして年度年度の、1年、2年程度の実施計画というふうな格好で具体的なものをそこに検討しながら、そして予算化に向けてつなげていくというふうな進め方は、これまでと同様な形で進めたいというふうに思います。

やはり、計画をつくって、それを実行して、そしてそれを評価して点検するというふうな作業は必要になるかなというふうに思います。それはこれまでも実施計画の聞き取りなり、各課の担当課長、そして職員との意見交換というふうな形でその部分をやってきたところでございますが、もう少し、具体的にその評価が分かるような方法を取れないものかなというふうに考えております。その辺のところを検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

計画を立てる場合に、町の現状はどういうふうになっているのかなというふうなのがあって、その現状、課題認識の中で目標を定めて、そして施策をやっていくというふうなのが当たり前といえば当たり前のことだというふうに思うんだけど、やっぱり、一つ、所得水準を見ても、県の平均よりも下回っているというふうな現状の中、それから、いろいろと夢のあるような計画を書かれておりますが、集落も小さい集落だと4戸とか3戸とかの集落の中でコミュニティー活動を続けなさいと言っても無理な話があるんです。ということは、やはりその置かれている現状をある程度数値化しながら、そして、その課題解決に向かって努力するというふうなのがしかりだと思っただけでも、そういった中で、検証というふうな、この計画の検証をどうするのかというふうなことが課題かなというふうに思うんだけど、この計画の検証というのは、民間の人たちの構成する振興審議会で、毎年度検証していくというふうな政策推進課長の話だったんだけど、そればかりでなくて、職員の中のやはり課長会というものを越えた係長クラスとか、そういった職員にこの計画を熟読していただいて、そのクラスの中でも年1回は検証していくんだというふうな姿勢がほしいというふうに思うんだけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） もっと、もっと、こういった施策の実施に当たっては、職員の力を出

して頑張ってもらいたいというふうな意味合いも含めての発言なのかなというふうに思います。

私、先ほど申し上げましたように、様々な課題がある中で、特化した課題なり喫緊の課題なりの部分で取り組んでいくに当たっては、いわゆる職員によるプロジェクトチーム、検討会のようなものも、これまでも立ち上げてはきましたが、そういったものをより多く開催しながら、特に係長職とかそれ以下の若い方の職員の知恵とアイデアを様々出せるような形態で進められれば良いなというふうに考えています。

そんなことで進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解ください。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3回目ですけれども、やはり1人だけでは進められない、課長だけでも進められないというふうな中で、先ほど言ったように、様々な行政課題があるということとを共有して進めていくというのが必要だと思うんです。だから、一つ、先ほどの所得水準も申しあげましたけれども、子どもの数が、出生率が少ないというふうなものも子育ての推進室とか支援室とかは設けたけれども、その室だけの問題でなくて全体的に課題を共有しながら進めていかないと、絵に描いた餅というふうなこと、そういうふうなものもあると思いますので、ぜひとも職員の方々の共有、この計画に対しての共有を促しながら進めていっていただきたい。

以上でございます。回答は要りません。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 5番、関野幸一です。

まず初めに、今回の総合計画は第10次ということでつくられたと思います。中身を見て、今、毛利議員のほうからもありましたけれども、なかなかすばらしいものであるなと思っております。

そこで、第10次があるということは、第9次の総合計画があったと思います。その第9次総合計画におきまして、具体的に成果があったものとか、9次で反省するべきものがあって、この10次に活かされたものがあるのであれば、まず、それを教えていただきたいのが1点。

あと、基本構想というか、町の将来像ということで、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」。これもすばらしいスローガン、ネーミングだと思っております。その中で、少し皮肉っぽく言わせていただければ、子どもらの出生率が少ない、子どもが少ないのにちょうどいいというような言葉を使うのはいかがなものか。また、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」なのになぜ若者が定着しないのか、そこをまず2点目として聞きたいと思います。

あと、3点目として、町内の様々な産業、いわゆる商店とかに立っての指針も出ていると思いますが、その中で、町内の商店の持続化について具体的なものが書かれておりません。やはり、今、町内の商店というのが、もうほとんど数が少なくなっており、この10次計画の中でほとんどゼロになる可能性もあると思います。その中でどうやって町内の商店を守っていくかというようなことも、具体的にどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 3点ほどのご質問かと思えます。

まず、第9次の評価をどのように行ったのかという部分かと思えます。第9次の評価につきましては、具体的には、内部で評価、ここの部分が達成した、達成しない、しなかったというような部分で評価をさせていただいております。ただ、今回の9次から10次に大きく変わった点と申しますか、取り巻く情勢、世界的にも、全国的にも、町的にも大きく変わっている部分はそれほどないかと思えます。ただ、少子高齢化に伴う人口の減少につきましては、最初のページのほうにありますとおり、社人研、人口減少につきましては、国立社会保障・人口問題研究所のほうで将来予測をしておりますけれども、こちらのほうについては、先ほど来あるとおり加速度的に進んでおります。その部分については、当然、これからも引き続き進んでいかなければならないというような課題かなというふうに思っております。

実際、先ほどありましたとおり、ちょうどいいという部分でなぜ若者が定着しないのか、そのような中でなぜちょうどいいなのか、というようなご質問があるかと思えます。その部分につきましては、当然、町の中でいろいろと、町民策定委員会の中でもいろいろと、ちょうどいいということについては、いろいろとご意見がございました。ただ、ちょうどいい一人一人の価値観を見た場合に、皆さんが価値観があるわけがございますので、そのような幸せという部分で高いレベルで満足するというようなことを目指すというような意味からも、ちょうどいいという言葉を使ったところでございます。

若者が定着しない理由と具体的な部分につきましては、様々な角度から見る必要があるのかなというふうに思っております。一番がやっぱり町の魅力がほかの町と比べてどうなのかというような部分が、私、個人的には思っております。大江町の魅力を皆さんから理解してもらう、当然、学校教育の部分から、この計画の中にもありますけれども、ふるさとを愛する気持ちを持っていただくというような部分の中で、強く取り組んでいかなければいけない部分かなというふうに思っているところでございます。

あとは3点目、町内の商店の考え方かと思えます。当然、今現在、コロナの対策というこ

とで経済対策を行っておりますけれども、実際、私、政策推進課の中でも、今現在、取り組んでいる経済対策が様々ございます。その中で、見るところによりますと、今議員おっしゃったとおり、かなり厳しい状況にあるというような状況は感じているところでございます。そちらのことにつきましても、今後、具体的にどのような施策が必要なのかを見極めながら、コロナ対策も含めて進めていかなければならない重要な課題かなと思っております。ただ、具体的に何をというのはこの総合計画の中ではありませんけれども、個別的な下位計画、あるいは実施計画であったり、短期行動計画の中で具体的に進めていかなければならない喫緊の課題かなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 第9次に関しては、内部での評価並びに検討はやっているということではありますが、やはり町の総合計画ということなので、9次のほうの評価、またそういうものも外部の方たちを混ぜながら、やはり町の計画でありますので、そういうところ、民間の方も入れて検討して、今度の10次に持って行っていただきたいと思いました。取り巻く情勢というのは、やはり10年の期間があれば大きく変わるとは思いませんけれども、基本的なところはそんなに変わるとは思っておりませんので、その辺のところも、今後、検討していただきたいと思えます。

あと、ちょうどいいということに関しては、人それぞれの価値観というのがあると思えます。私の価値観では、ちょうどいいなんてのは何ものだというのが私の価値観です。それだけは言っておきます。

あと、町の町内の商店街に関して、やはり課長も政策推進課ということで、様々に今回、コロナの対策におきまして、本当にご尽力されていると思えます。しかし、コロナが終わった後に、やはり町の商店がさらに継続・持続していただくために、今後さらなる、いわゆる施策を考えていただきながら、町の商店街、いわゆる商店にもう一度にぎわいが戻るようなことを、この10年間とは言いません、もう早い時期にそういうふうになるようなことを何とか手を打っていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

町長、ここの町の商店てなことで、町長から何か一言ないでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 例えば、計画書の11ページを私見ておったんですけども、基本目標3の（2）、多様な世代の起業と第二創業の推進という項目が2つほどあります。これまで、

様々な形でそれぞれのお店さんが努力をされてここに至っているというふうなことだと思います。そんな中で、一つの提案としては、ここにあるような新たなビジネスに挑戦できるようなことへの支援体制とか、あとは言葉としては第二創業という新しい今回の計画の中で出てきております。その辺のところを支援するような形で、ここに発想の転換と創意工夫によりというふうなことがあります。そういったことを支援できていければというふうな方向性が、この計画の中には表れているのかなというふうに思いますし、私としても、これまでの形に流されることなく、新たな視点で考えた商店街というふうなものが必要なのかなというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

いろんな形で、新しい考えもある中で、大江町というのは昔からの古い町で舟運から栄えた町であります。いまだにまだ昔の事業を継続しているところもありますので、新旧合わせながら、どういうふうな形でいいのかも考えていただきながら、今後、商工業者に対しても、工も入れましたけれども、商工業者に対しても、きちっと支援をしていただけるような総合計画であっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 6ページ、ちょうどいいということで、先般、全員協議会で私のほうも、ちょうどいいということの内容、注釈つけてと質問したんですけども、今、説明、このように注釈、分かりやすいようになっておりまして、このようなことかなというふうに今感じているところでございます。

質問の内容についてですが、その下に、3番目に、地震や台風の自然災害が少なく暮らすのにちょうどいいというふうな項目があります。確かに、地震とか台風なんていうのは九州方面とか東海、関東地方に比較しましたら、大江町というよりは山形県が少ないわけでございますけれども、皆さんご承知のとおり、先般、2年間、立て続けに昨年、今年も豪雨災害に見舞われているわけでございます。これも自然災害の一つかと思えます。その他、昨年は雪は少なかったんですけども、いわゆる豪雪対策本部とか、豪雨対策本部とか、何年に1回かやっておられるんですけども、果たして自然災害が少なく暮らすのにいいと言い切れるかどうか、ちょっとこの辺をお伺いして、もし検討されるのであれば別の表現というか、また、台風だけに絞って自然災害は少ないという表現なのか、確かに台風、ここは直撃、通過とか大江町はあんまりありませんので、そういう意味で言われたのかなという感じもし

ないわけではないんですけども、自然災害が少ないというのはちょっと疑問というふうで質問しました。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） こちらについては、当然、どの辺が基準になるのかなという部分がございますけれども、一般的にこれまで、山形県、この地域については地震や台風の自然災害が少ない、どこと比べるかですけども、多いところから比べれば少ないのかなということの中で、一つの例として挙げさせていただいたところがございます。自然災害につきましては、最近、皆さんもご承知のとおり、激甚化、あとは集中的に発生しているという豪雨災害を見てもそのとおりかというふうに思っておりますので、そちらのほうについては、今後、計画の中で、当然、基本計画の中では10ページのほうに、安全・安心を実感できる社会の実現ということで、暮らしの基本目標の（1）のほうに、自主防災組織を含めた危機管理機能の充実・強化というような表現を書いておりますので、具体的な部分については、今後、この計画を基に短期行動計画なり、あとは実施計画なりのほうで進めていきますけれども、この例えばという表現については一般的なことですので、大江町が何回だから少ない、多いという部分でなくて、一般的な表現をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。今後、短期行動計画とか、詳細にわたり政策等の実施、具体的には作業はやられると思いますので、その辺でしっかりとフォローしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

ちょうどいいという表現、前にもお伺いしたんですけども、ジャストライト、私、英語よく分からないんですけども、ジャストライトということで、通常考えればジャストライトはぴったりすると、ちょうどいいとはアバウト的にこれぐらいということではなくて、これが的確ですよというのがジャストライトなんです。町民が考えるちょうどいいと、町が考

えるちょうどいいとに多分ギャップが出てくると思うんです。もちろん、個人個人の考え方が違うので、価値観の相違はあるんですけども、通常、民間であればちょうどいいという表現をするためには、CSということを使います。それはカスタマーサティスファクション、顧客満足度、これをどれだけ充足させるか、お客様の考えている満足度と売手がやっている満足度をいかに縮めるかということを決めると思うんですけども、そこら辺を、今後これを進めるに当たり、どのような形でそのギャップを埋めようとするか、あとは個々の価値観、それをどのように収集して、その理想像に持っていくかということをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

ちょうどいい、今議員おっしゃったジャストライト、ちょうどいいというような形かと思えます。ここで言う「ちょうどいい 幸せ感じるまち」については、当然、町民の方が感じるものというふうに理解しております。町のほうではそれに向けて、個別的な計画をもって支援しながら町民皆さんが「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を目指すべく、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

当然、町民一人一人価値観が違いますので、ちょうどいいというのも町民一人一人が違うかと思えます。その辺につきましては、当然、町民の方から、皆さんがちょうどいいとはどういうことだというようなことを一人一人考えていただきながら、一人でも多くの方からまちづくりに参加していただきたいというような部分も含んでおります。その辺のところも町が考える、あるいは町民が考えるちょうどいいのギャップと申しますか、ギャップという考えでなくて、やっぱり町民の方がどのように、幸せを感じるためには何を求めているのかというようなことは十分に探っていきながら、施策については進めていかなければならないというふうに思っております。

このたび、この計画を策定するに当たりましては、町民の方からアンケート調査を行いました。大江町で今現在、住んでいる方については、住みやすさであったりとか、あとは町でしなければならないこと、町に求めること等々の様々なご意見をいただきました。これはやっぱり一過性のものでなくて、計画を進めてく段階で様々な町民の方からのご意見をいただきながらしていかないと、当然、町、行政だけで進められるものではないというふうに感じているところでございますので、個々の考え方について、施策を進めていく中で、様々なご意見をいただきたいと。その一つとして、今現在、広聴活動の中で、町長へのはがきという

ような部分もいただいておりますので、その辺のところを進めていければなというふうに思っております。

あと、この総合計画を策定するに当たり、町民説明会を行わせていただきました。ただ、今回のコロナの関係で、なかなか全員とまではいかなかったので、代表して区長の皆さんから集まっていただいて、様々なご意見をいただきながら計画の策定には加わっていただいたということを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

いろいろこれから大変なことがあると思いますが、これに関して、住宅、例えば人口流出を少なくする、あとは人口減少を少なくするために新しい住宅地を造って分譲しております。まだ買手が半分ぐらいしかいないのかなという情報も聞いています。それも場所的には非常にいい場所なんです。小学校、中学校、幼稚園、保育園もそろっているんですけども、その年齢からすれば、お子さんのいる年齢からすれば、すごくいい場所なんです。ところが、年配の方になると、今度はお店がない、買物に行けない、駅まで遠い。今まだ車が運転できるけれども、あと10年したら免許返納しなきゃいけないんじゃないか、そうした場合に買物ができないんじゃないか、買物難民になるんじゃないか。表現は適切かどうか分かりませんが、買物難民になるんじゃないかと。

例えば、うちの私が住んでいるパークタウンなんかでも、もう27年ぐらいなるんですけども、50歳ぐらいだった方、あと55歳ぐらいだった方が、夫婦で田舎でのんびり過ごそうとしたら、20年たったらご主人が亡くなった、奥さん車が運転できない、買物するにも足がない。町営バスはあるんですけども、そこまで行くのも結構あるんです、ルートが決まっていますので。それで重い物を運べないんでどうしたらいいかという相談なんかも来るんです。先々考えると、そういうことも考えて、今、委員の方、ずっと見たら年齢層も男性も女性もいるんですけども、もっと幅広い年齢の声も必要んじゃないかなと。もう老人になっている方、これから老人になる方も、話を伺いながら策定していただければよろしいのではないかと希望であります。

○議長（菊地勝秀君） 答え要りますか。

〔「要りません」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第61号 大江町総合計画を定めることについて、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第62号～議第63号の説明

○議長（菊地勝秀君） ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第4、議第62号 町道路線の廃止についてと、日程第5、議第63号 町道路線の認定について、この2議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

それでは、議第62号及び議第63号について担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） それでは、議第62号 町道路線の廃止についてと、議第63号 町道路線の認定について関係がございますので、一括してご説明申し上げます。

資料6のほうをご覧いただきたいと思います。

町道の廃止、認定の予定路線の位置図でございますが、図面の右側が左沢方面、左側が沢口・柳川方面となっております。

緑色で示している線、こちらのほうが主要地方道大江西川線でございます。破線部分が今年度に通じる部分となっております。青線、こちらのほうが現在の町道貫見沢口旧道線でございます。一旦、町道路線としては廃止しようとする路線でございます。

赤色の線、こちらについて町道路線として今回新たに認定しようとする路線でございます。現在の町道貫見沢口旧道線につきましては、平成28年の大江西川線の一部開通に伴いまして、町道に認定した路線でございます。延長が439.5メートルであります。今年度に主要地方道大江西川線の一部が開通することに伴い、現路線の終点を、新たに開通します大江西川線とのすりつけ部分まで変更して延長するものでございます。これにより、変更後の総延長につきましては、1,072.2メートルとなります。変更前の延長よりも632.7メートル延びることとなります。変更後におきましても、貫見と沢口地区を結ぶ路線でございます。このため、町道路線として改めて認定するものでございます。

道路法におきまして、路線の起点もしくは終点を変更する場合は、当該路線を一旦廃止し、その後に新たに変更後の路線を認定する必要があることから、当該路線についても町道路線の廃止及び認定の議案について提案するものでございます。

なお、議第62号と議第63号の議案書の起点の地番、異なっております。これにつきましては、県道用地の地番整理に伴いまして、地番ずれが生じたというようなことございまして、町道の起点としては、場所としてはこれまでと同じ場所でございます。今回の認定に合わせて地番の修正をさせていただくというようなことでございます。

以上でございます。

---

#### ◎議第62号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第62号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 62、63号について、施行日がないんですけれども、いわゆる今回9月2日提出で今日が9月8日だっけ、9日だっけ。ここで議決すると、即、図面のように廃止と認定というふうになるというふうに思うんですけども、実際の供用開始というのはいつになるんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） こちらについては、廃止と認定を合わせてさせていただくというようなことで、実際の供用開始については、県道大江西川線、こちらの破線の部分が開通するのが11月中旬というようなことで、今、県のほうで対応しているというようなことで

す。それに合わせて県のほうも供用開始というような運びになります。それと同時に町道のほうについても、供用のほうの開始というような形で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 確認しますけれども、今回の定例議会で廃止と認定をやったと、議決になったというときに、例えば、11月に供用開始すると。まだ2か月ぐらいあるんですけども、その中で、新しく認定した町道、あるいは廃止した道路というの、事故等があった場合は道路管理者、いわゆる責任者は廃止と認定に基づいて行われるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

町道の認定になった場合の事故等の対応ということかと思いますが、11月中旬ごろに供用を開始する、県としてはそちらのほうの供用を廃止するというような手続になりますので、その際に県から町への切替えといいますか、そういった事故等の責任というような部分については出てくるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） そのほか、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第62号 町道路線の廃止について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第63号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 次に、議第63号 町道路線の認定についての質疑を行います。  
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。  
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第63号 町道路線の認定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎議第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） それでは、お諮りします。

議第64号から議第68号までの一般会計及び各特別会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

それでは、日程第6、議第64号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第64号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第7号）の詳細についてご説明いたします。

最初に、5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、まちなか交流館の指定管理料であります。令和3年度からの指定管理の更新に向け、本年度中に指定管理者を決定する必要があることから、公募を始めるに当たって、限度額を設定するものであります。

下段の第3表、地方債補正のうち、学校教育施設整備事業は、左沢小学校トイレ改修工事に国庫補助金を充てられる見込になったことなどから、減額調整するものです。社会教育施設整備事業は、町民ふれあい会館の自家発電装置更新工事等に対する起債について限度額を変更するものであります。また、臨時財政対策につきましては、発行可能額が確定したことによる変更であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

それぞれの款に入る前に、人件費について一括してご説明いたします。

今回の補正では、本年4月1日付人事異動に伴う職員の給料、各種手当及び共済費の各費目間の調整など、それぞれの増減要因を反映させた結果、一般会計の人件費総額では211万4,000円の減となっております。

なお、費目ごとの説明は省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

初めに、歳出予算から説明させていただきます。

9ページをお開きください。

1款議会費は、94万2,000円の増額です。

1項1目議会費の議場改修工事費は、新型コロナ対策として、議場の演壇と質問席に飛沫感染対策のためのパーティションを設置するものであります。

2款総務費は、1億398万5,000円の増額です。

1項1目一般管理費の窓口カウンター作製委託料は、庁舎2階の事務室前に西山杉で製作したカウンターを設置するもので、併せてアクリル板で仕切りを設けるなどして、飛沫感染対策も徹底することといたします。

4目財産管理費の財政調整基金の追加は、地方財政法第7条で義務づけられております前年度繰越金の2分の1以上をクリアするよう、必要額を追加いたしました。

1項5目企画費であります。ふるさとまちづくり寄附の申込み件数が増加していることを踏まえ、歳入として1,600万円の追加を見込んでおります。これに伴い、報償費として寄附に対する返礼品となる謝礼、役務費には返礼品の郵送料、委託料には寄附受付のための支援サービス業務委託料をそれぞれ追加しております。

また、報償費の学生生活支援報償と委託料の学生生活支援事業委託料の追加は、大江町の行き来を自粛している県外在住の大学生などを応援するため、学業支援のための図書カードと本町の秋の農産物、新米、リンゴ、ラフランスなどをお送りする費用であります。

10ページをお開きください。

6目電子行政推進費12節のホームページ作成委託料は、町の魅力を広く効果的に発信していくため、ホームページを改修するもので、今後はSNSを活用した情報発信も視野に入れて内容の充実を図っていきます。

14節のネットワーク環境整備工事費と17節の事務用備品購入費は、新しい生活様式と、働き方改革を役場の業務においても実現できるよう、職員が在宅、リモートワークに対応していくための工事費と、パソコン端末の購入費用などです。

8目交流ステーション費は、施設の冷暖房設備の更新に当たり、4月の臨時会においてご可決いただき、空調方式の調査を進めてまいりましたが、費用面などからガス方式を採用することとし、工事費と設計監理費を計上させていただきました。

下段の2項1目税務総務費の7節口座振替奨励金は、感染リスクの軽減を図るため、町税の口座振替推進キャンペーンを展開し、新規に口座振替の申込みをされた方に対し、日本一くん商品券(2,000円分)を贈呈するものであります。

11ページをご覧ください。

2目賦課徴収費の地籍図閲覧システム処理委託料は、地籍図と航空写真により、土地所有者や地目、面積、筆界などを閲覧できるシステムでありますけれども、航空写真を最新のデータに更新する費用であります。

11ページ下段からの3款民生費は、1,784万4,000円の増額です。

12ページをお開きください。

上段の各特別会計の繰出金は、人事異動に伴う人件費の変動分などについて、それぞれ調整を図るものであります。

中段からの、2項1目児童福祉総務費の誕生祝特別給付金は、国の特別定額給付金の対象とならない、今年4月28日以降に誕生した新生児を対象といたしまして、特別定額給付金と同額の10万円を給付するものであります。

4目児童福祉施設費の本郷東放課後児童クラブ指定管理料の追加は、放課後健全育成事業の内容強化によるものであり、施設用備品購入費の追加は、子育て支援センターの新型コロナ対策といたしまして、おもちゃの殺菌保管庫などを購入するものであります。

18節の新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金は、県の事業でありますけれども、感染リスクを負いながら業務に従事している保育所や児童クラブの職員に対して、1人5万円の慰労金を給付するものであります。

13ページをお開きください。

4款衛生費は、287万円の増額です。

1項1目保健衛生総務費の18節感染症予防対策給付金の追加は、7月の臨時会で可決していただいた水道料金に対する支援をさらに2か月間延長するもので、寒河江市より給水を受けている木の沢地区の町民に対する給付金であります。

下段からの、6款農林水産業費は、2,733万9,000円の増額です。

14ページをお開きください。

1項2目農業総務費の柳川温泉施設改修工事費の追加は、新型コロナ感染予防のため、洗い場に仕切りを設ける工事費であります。

3目農業振興費の鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加は、農作物被害を防ぐため、捕獲活動を行っていただいておりますが、わなに監視装置を設置して見回り作業の負担軽減を図るものであります。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、農業者団体に対して、農業用機械のリースや資材購入を支援する補助金であります。

5目農地費の蛍水ふるさと広場遊具整備工事費は、老朽化した既存の遊具を撤去し、大型木製遊具とシーソーを町産材の西山杉を活用して製作設置するものであります。

10目の中山間地域等直接支払交付金の追加は、集落協定数そのものにつきましては25から23に減少しておりますが、4つの集落協定で独自の集落機能強化対策事業に取り組むことと

なり、交付金の加算措置が講じられるものでございます。

15ページをご覧ください。

7款商工費は、227万円の増額です。

1項2目商工振興費の商工業者経営支援給付金の追加は、事業収入が前年同月比20%以上減少している事業者に対しまして、個人事業者には20万円、法人には40万円を給付するものでございますけれども、対象となる事業者数の増加が見込まれることから、今回追加させていただきます。

3目観光費の健康温泉館改修工事費の追加は、浴室内の結露を防止する機械が不具合を来していることから、冬場の営業に向け交換するためのものであります。

なお、2目商工振興費と3目観光費のイベント関係経費を減額しておりますが、こちらは、新型コロナの影響により開催を中止したことによるものであります。

下段からの、8款土木費は、1,902万5,000円の減額です。

16ページをお開きください。

2項2目道路維持費の維持補修工事費の追加は、各地区からの要望があることを踏まえ、町道の側溝整備や舗装補修などの工事費を追加するものであります。

4目道路新設改良費と5目交通安全施設費の事業費の減額につきましては、財源である国庫支出金の社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、貫見旧道線ののり面補修工事費などの事業費を精査して減額するものであります。

下段からの、9款消防費は、475万円の追加です。

1項2目非常備消防費の出動手当の追加は、今後の災害発生に備え、必要見込額を計上するものであります。

17ページご覧ください。

3目消防施設費の工事請負費の追加は、消防団第1分団第1部（左沢1区）の可搬ポンプ庫の老朽化が著しく、保管している可搬ポンプも修理不能であることから、建物の解体工事を行うものであります。

4目災害対策費の工事請負費の追加は、新型コロナ対策用の物資や備蓄品を保管する倉庫を消防署大江分署の裏に整備するものであります。

中段からの、10款教育費は、112万5,000円の増額です。

1款3目教育活動推進費につきましては、芸術鑑賞会が中止となったことから、補助金をはじめとする関連経費を減額するほか、図書購入費の追加は、特別支援学級が増えたことか

ら、これに対応する教師用指導書や教科書を購入するものであります。

2項1目学校管理費は、小学校プールを使用中止としたことから、関連経費を減額するものであり、18ページの工事請負費の減額は、校内通信ネットワーク整備工事を国庫補助金の内定に合わせ事業内容を精査したものでございます。

4項2目公民館費のふれあい会館自家発電装置等工事費は、停電の際に消火設備を稼働させるための発電装置や、非常用放送設備が老朽化していることから、早急に改修を行うものであります。克雪管理センター非常用電源工事費は、有事の際に発電機により施設に電源を供給できるよう配線工事を行うものであります。

5項1目保健体育総務費は、それぞれの科目で減額しておりますが、予定しておりました舟唄健康マラソン大会の中止などに伴う減額であります。

19ページをご覧ください。

2目体育施設費は、町民プールの営業中止に伴う関連経費の減額のほか、施設用備品購入費は体育センタートレーニングルームのエアロバイクを更新する費用であります。

13款諸支出金の水道事業会計負担金の追加は、4款衛生費でも触れましたが、新型コロナウイルス感染予防のため手洗いやうがいを励行し、水道料金の負担が大きくなっていることを踏まえまして、水道料金の基本料金の減免措置をさらに2か月間延長し、家計を支援するものであります。

以上が歳出予算の概要であります。6ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

歳入予算につきましては、14款国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、15款県支出金、17款寄附金など、歳出予算でご説明した事業に充当する特定財源を調整いたしました。

7ページをご覧ください。

18款繰入金の1項は、各特別会計の元年度決算見込みに基づいた補正であり、2項の財政調整基金繰入金の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加できたことにより財源を組み替え、調整したものであります。

19款繰越金は、元年度決算に基づき、未計上の額を全て繰り入れいたしました。

8ページをお開きください。

21款町債は、歳出予算で説明した事業の特定財源の補正であり、「第3表 地方債補正」で説明しておりますので省略をさせていただきたいと思っております。

以上が、令和2年度大江町一般会計補正予算（第7号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第64号の質疑に入ります。

伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

14ページ、お願いします。

農業振興費についてお伺いします。

産地生産基盤パワーアップ事業ということ、もうちょっと詳細をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 産地生産基盤パワーアップ事業補助金の詳細をご説明いたします。

この2,030万8,000円の内訳としまして、サクランボの雨よけハウス12棟分の設置があります。補助金額にして678万3,000円、あと、野菜と育苗のハウスの設置が4棟分で、これが補助金で281万2,000円、あと、コンバイン1台購入、乾燥機1台、あと、色彩選別機1台の導入ということで、補助金で1,071万3,000円でございまして、補助率は2分の1というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

大変、農家にとってかな、農業やる方にとっては、素晴らしい支援かなと思います。今、皆さんもご存じのように、集約化という形で大規模経営をやむなくしなきゃならないという今現状です。それでも田んぼが誰もやる人がいなくて、だんだん集約されて大規模化になると。そういう中で、機械が大型化になる、それで、そのやった割合にはあまりにも生産というか、農家にとっては機械購入だけでかなり負担がかかるということで、ぜひ、これからも支援して行っていただきたいと思います。

そこでお伺いいたしますが、今現在、例えばそういう農家からとか、農業関係の、例えば支援をお願いしたいという機械というか、そういうものはどのくらいありますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 農機具関係の購入についての、農家からのご希望ということでありまして、こういった大型のものにつきましては、県、あるいは国の補助事業のほうをご紹介したりしておりますし、規模の小さいものと、町単独の農機具購入補助という

ことで、例年440万円ほどの予算で実施しておりますけれども、昨年度、あるいは今年度につきましても、ほぼ予算額いっぱいぐらいご希望があつて、それでもまだご希望される方もいるんですけれども、予算に限りがありますのでご希望に沿えない部分も若干あるんですけれども、そのような形で町のほうでも、あるいは場合によっては県、国の補助事業を活用して機械の購入、更新ということでさせていただいているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

これ予算見てみますと、ほとんど県・国から来た金額がそのままということで、何か町で少し何ぼか助けてもらえないかと思いますが、ほとんど国・県からの支出金で賄ったという形で、ぜひ、これからも恐らくいろんな形で要望があるかと思いますが、ぜひ、町としても少し予算を立てていただいて、支援していただければいいなと思いますので、そういう考えというのは、課長、どのような考えでおりますか。

やっぱり、国から県から来ないと、ほとんど予算はつけられないという状態なんですか。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 先ほども申し上げましたけれども、その機械、例えばコンバインですとやっぱり何百万、1,000万円を超えるというふうな額になりますと、なかなか町単独の補助では難しい部分もあるかと思いますが、そういったものは国の、あるいは県の補助金を使わせていただいて、あと事業によっては町の上乗せが必要だというふうな事業もごございますので、そういった場合は町の上乗せ補助というのもしながら、あるいは先ほども申し上げたように、町単独の小規模な機械物については、町単独の補助事業を使っていただくというふうなことで考えております。

○議長（菊地勝秀君） そのほか、質疑ありますか。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

12ページ、3款2項4目12節委託料の本郷東放課後児童クラブ、指定管理料追加184万7,000円について伺います。詳しく内容、どのようなものか教えていただけませんか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

本郷東放課後児童クラブ指定管理料の追加につきましては、基本的に本郷東放課後児童ク

クラブの指定管理料の算定基礎は、先ほど総務課長からも説明があったとおり、放課後健全育成事業ということで、国・県の補助要綱に基づいて算定をさせていただいているところでございます。そのメニューの中で、障害児受入れ事業というメニューがございます。これまで本郷東については、障害児の受入れがなかったんですが、その後、県との協議の中で、障害者手帳を持っていない子どもであっても、特別支援学級に在籍している方が放課後児童クラブを使われた場合は、そのメニューに該当するというので、その基準額である184万7,000円を今回追加をさせていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今のだと、本郷東小学校に通学する生徒さんが、放課後児童クラブに行っているような形のことでしょうか。それでよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 放課後児童クラブの本郷東を利用している子どもさんの中で、特別支援学級に在籍している子どもさんが今1名いらっしゃるということです。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 続けてもう一点、よろしいですか。今の質問じゃなくて続けて。

○議長（菊地勝秀君） どうぞ。

○3番（藤野広美君） 同じく12ページです。

3款2項4目18節の負担金、補助金及び交付金の新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金325万円について、施設等を教えていただけますでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金につきましては、県内の児童関係職員という方は、新型コロナウイルスの感染症の拡大期から今日に至るまで、他の都道府県で感染が確認されている中、その業務の性質上、児童等からの感染リスクを負いながら継続して保育等を行っており、相当程度心身に負担がかかる中、子どもの居場所づくり、子育て世代の方の居場所づくりという社会要請の下、強い使命感を持って今回業務に従事をしていただいたと。小学校関係は休校もありましたけれども、保育園については全然休園もなく、最後まで頑張っていたということ、県単の事業ということで、今回その職員の方について、県のほうから単独で慰労金が支給される制度でございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今、施設名というふうにお聞きしたつもりだったんですが。

お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 内訳を申し上げますと、今回の対象は、保育園が2施設、放課後児童クラブが2施設になります。人数につきましては、保育園、にじいろ保育園が31名、あゆみこども園が25名、放課後児童クラブでは、O-KIDSが5人、本郷東が4人ということで、合計で65人分の予算を追加させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 今のだと、子育て支援センターというのが入っていないように、今お聞きしたところでは思いますけれども、そこは対象にならなかったというのは何か意図というのか、あるのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 基本的に今回の補助要綱を作成したのは県でありまして、県の考え方に基づいて町が追従しているというのが第1点でございます。

子育て支援センターについては、今回、2回、3回ほどの休館期間を設けている実がありますので、基本的に今回の要件としては、4月1日から6月30日までの間に延べ10日間以上勤務をした職員が対象ということになりますので、そういったところで対象外になったのかなと思っているところでございます。

全県下においても、支援センターについては、全て対象外となっているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

3件、お伺いいたします。

5ページ、債務負担行為補正のまちなか交流館指定管理料ですが、割りかえすと、1年550万円と例年よりも50万円ずつ安くなっているようなんですけれども、これの算出根拠というか教えてください。あと、公募期間も教えてください。

次に、9ページ、2款1項5目企画費の報償費・委託料ですが、報償費とか委託料の学生生活支援報償についてお伺いします。

前回、県外在住の町出身25歳未満の学生に対して物資を送付された支援であったと思いますが、今回は前回いただいた方は、再度申込みが必要なのでしょうか。

もう一点、10ページ、口座振替奨励金、2款2項1目7節報償費の口座振替奨励金ですが、2,000円分を100名の分で見込まれていると思うんですけども、これは先着順になるのでしょうか、教えてください。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 5ページの債務負担行為のまちなか交流館指定管理料、令和3年度より5年度までの3年間で1,650万、割り返すと550万というようなことのご質問かと思えます。

今現在、第1期ということで、今年が3年目、平成30年、31年、令和2年につきましては600万円ということで指定管理をお願いしております。そちらのほうについては、当然、前回の3年前の金額、算定根拠によりまして算定したところでございます。今回の算定根拠につきましては、これまでの1期を行っておりますけれども、そちらのほうの評価を行った結果、あるいはそれらに基づいて町の基本方針を定めた結果、このような金額になったということでご理解いただきたいと思えます。

具体的にどのようなことになったかという部分になりますけれども、まずは、一番大きいのがテナント方式で行ってございましたけれども、今現在は、昨年、テナントが撤退して直営で指定管理者が今現在カフェの運営を行っているというような状況がございます。そちらのほうの見直しを図るということで、公募についてはそのような形で今現在と同じような形、要は指定管理者が直営でカフェ部門、飲食部門も行っていただくというようなことで考えているところでございます。一番大きい部分については、営業時間の短縮ということで、以前の指定管理の部分につきましては夜の10時までということをしてございましたけれども、今現在は18時までというふうな実態がございますので、そちらのほうで計算させていただいたところでございます。

あとはもろもろの経費については、これまでの2年間の実績を踏まえて算定させていただいたところでございます。具体的には、人件費の部分が一番大きい部分かなというふうに思っておりますけれども、そちらのほうを見直した関係で、人件費については減となっております。その他もろもろを含めて差引き、収入の部分については、これまでの部分について

はテナント料というような形で入ってきておりましたけれども、今回、公募するに当たりましては、直営でしていただくというような部分がありますので、そちらの売上げについては指定管理者の収入になってございます。その部分の差引きを見ますと、収支差引きで50万円の減というようなことで行えるというふうに算定したところでございますので、600万円から50万円を減した550万円で算定して、指定管理料ということで上限を定めさせていただいたところでございます。

あとは募集期間ですけれども、今回の補正予算において債務負担行為をお認めいただいたら、すぐにでも公募を行って10月の下旬まで行い、具体的にはこれから定めますけれども、10月下旬まで公募を行って、その後、審査会を経て12月の議会に向けて指定管理者の議決をいただくべく進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 2款1項5目の報償費、学生生活支援報償についてご説明いたします。

この中身につきましては、図書カード5,000円分をお送りしたいと思っております。それで110人分を予定しております。これは春の学生生活応援急便第2弾なわけですが、春のときは78人からご利用をいただきました。当時はまだコロナが全然、終息していなくて、今もそうですけれども、実家に残っていた学生さんが多くいたというようなことを聞いております。今回は、それよりは多くなるだろうという希望を基に110人分を計上しております、学業支援という意味で図書カードを予定しております。

あと、もう一度申込みが必要かというご質問でありますけれども、基本的に春に申込みいただいた学生さんには申込み必要なしというようなことで対応したいと考えております。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 10ページ、2款2項1目口座振替奨励金のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、キャンペーンについて期間であります、10月から12月25日までを想定しております、対象者としまして、キャンペーン期間内に1税でも振替科目を追加した方、ただしキャンペーン期間内に、納税義務者1人につき1回のみとさせていただきたいと考えております。

積算根拠であります、月平均20件強なんです、キャンペーン期間ということから、

1.5倍を見込んで約100件ということで、多めに見込んでおりますので、先着順ということではなくキャンペーン期間に申し込まれた方にお出ししたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

まちなか交流館ですが、今、カフェになってそんなにまだ売上げはないと思うんですけども、今、町に喫茶店というものがないので、私はすごく重宝していて、どんどん利用が広がっていったらいいなと思いますので、その550万円になったことによって、その指定管理を申込みされる方がないということがないといいなというふうに思っています。その辺、よろしくをお願いします。

企画費の報償費の件ですが、図書カード5,000円分ということは、報償費はもう全て図書カード代ということでよろしいですか。ということは、事業委託料のほうからリンゴとラフランスとお米の分ということですね、分かりました。

では、新たな申込みされる方も公募をされるということですね、よく分かりました。

口座振替奨励金ですが、来年度からコンビニの収納が始まると思うんですけども、それに合わせて、やはり口座振替が少しでも多くなったらいいなというふうに思っていますので、もし、このキャンペーンが好評な場合は、可能であれば来年度も一時期でも設けていただけたらいいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 今回のキャンペーンが好評であれば次年度にもということで、私ども担当課でも考えているところです。

以上です。

〔「よろしくをお願いします」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地です。

12ページ、民生費、誕生給付金の内訳ですけれども、いつまで区切って、大体該当者何名ぐらいか教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

今回の誕生祝特別給付金につきましては、子育て推進策の一環として国の特別定額給付金

の基準日、令和2年4月27日の翌日、28日以降に誕生した子どもさんで、来年の3月31日までに出生された方に対して、特別定額給付金について10万円を給付させていただくものでございます。

今回の予算には30名ということで計上させていただいております。内訳を申しますと、4月1日から27日までが既に3名の方が生まれております。28日から現在までは9名の方ということで、今現在、今年度は12名の方がいらっしゃいます。正直なところを申し上げれば、今年度の母子手帳の発行状況を見ると、最終的には26名程度にはなるのではないかと考えているところではございますが、どうしても30人の壁を超えたいという気持ちがあったものですから、今回思い切って30名ということで予算のほうを計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最初に、14ページですが、6款農地費の工事請負費500万、蛍水ふるさと広場遊具整備工事というふうなので計上されておりますけれども、説明では、蛍水ふるさと広場にある遊具を更新する。それは西山杉でやるんだというふうな説明だったんですが、この項目の中に設計委託料がないんですけれども、この500万円に係る西山杉を利用した遊具というものは、誰が設計して誰が管理して安全な遊具を作るというふうになるのか、ちょっと分からないので、設計委託料がないので、その辺をお聞きしたいと思います。

下の、負担金、補助及び交付金の中山間地域直接支払、これらについては、当初より139万8,000円がプラスになったというふうなことですが、14ぐらいの集落協定だっけか、8つがあると思うんだけど、この金額がなぜこういうふうに加わったのかということをお聞きしたい。

それから、16ページの、土木費の中の4目道路新設改良費、これについて委託料730万円、工事請負費120万円ということで、1,900万円ぐらいの減額になっていますが、詳細説明ですと、6ページの土木費国庫補助金の社会資本総合整備交付金が2,800万円ぐらい減額になったということでの対応だということの説明がありました。内容については、貫見旧道線等の精査の結果、こういうふうになったということでございますけれども、ここに2,800万円の減に対して1,900万円だと、1,000万円ぐらひは少なくなったんだけど、一般財源で対応するんだというふうな考えなのだと思うんだけど、そのことをまずお伺いして、これ

は貫見旧道線というのは、いわゆる精査の結果というふうな説明があったんだけど、設計を組んで、そして工事発注して、そして請差でこういうふうに出た精査の結果なのか、全然、測量設計も発注しないで、当然設計が発注になっていないとすれば、工事も発注になっていないというふうに思うんだけど、4月の段階で当初予算を計上して9月まで何もやらなかったということなのかどうか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、最初の蛍水ふるさと広場の遊具整備工事ということで、こういった公園の遊具等については、なかなか特殊なものであるというふうなことで、例えば、日本公園施設業協会等の会員で、そういった公園施設の整備、点検、あるいは安全管理というふうな資格を持っている方でないと、そういった作製等はできないようになっているというふうなことで、そういった資格を持ったところに委託をするというふうなことになるかと思えます。

中山間地域等直接支払費の交付金139万8,000円の追加でありますけれども、今年度から第5期対策ということで始まっているわけですが、この対策からの新たな加算措置というのがありまして、例えば、集落機能強化加算というのがあります。そちらのほうに、新たな人材の確保や集落機能を強化する取組を行う場合は、10アール当たり3,000円を加算すると。今までの交付金と別に加算するというふうな措置がございまして、それに取り組む協定が4協定ほどありまして、その4協定の面積が約78ヘクタールあります。それが10アール当たり3,000円ですので約234万5,000円。あと、残念なことに昨年度までの25協定のうち2協定が、今回から取組は行わないというふうなことがございましたので、その脱退された協定の分が70万1,000円減額になって、そのほか、取り組む協定の中でも一部面積を減らして取り組むと、一部混ざらない土地が出てきているというふうな部分がありまして、その分の額が約24万6,000円ということで、その差引きをしますと139万8,000円になるというところがございます。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 歳入の中の社会資本整備総合交付金の減に対する歳出の町道の設計及び工事費の減というようなことの内容かと思いますが、こちらにつきましては、昨年度、国のほうにこのくらいの金額でというようなことで要望してまいったわけなんですけれども、今年度4月以降になるわけなんです、交付決定というような形で来ております。その金額については、6ページのほうに記載になっておりますが、11款2項4目の中で国庫

補助金8,959万円というのが2,890万円減額というようなことでの内容でございます。

これにつきまして、支出のほうで申し上げますと、今回、いろんな事業があつて、そちらのほうを要望してまいったわけなんです、一つとして道路改良工事というようなことでは、藤田堂屋敷線第3工区、あと貫見旧道線ののり面補修、橋上小鉦線ののり面補修というような事業が含まれておりました。そのほかに橋梁の点検、あるいは橋梁の修繕、そういった業務もでございます。橋梁のほうにつきましては、要望額に対して満額100%ほど来ております。橋梁を長寿命化する、あと橋梁の事故が、過去に全国の中では事例が見られるというようなことで、国としても橋梁の補修ということに力を入れているのかなというふうに感じております。ただ、道路の改良の関係につきましては、要望額の半分ほどに減っているというような状態でございます。こちらについては、ちょっとパッケージというような形で国の補助金がつきますので、最大限、今現在進めています藤田堂屋敷線のほうに事業のほうを集中して対応させていただいているという状況でございます。

そんな中ではあるんですけれども、貫見旧道線ののり面補修、こちらについては、ちょっと当初予定していたところよりも若干施工する部分を減らして対応というようなことで、今年度、その部分について工事を発注しているというような状況でございます。

あと、橋上小鉦線、当初、ちょっと予算の中で計画しておったわけなんですけれども、なかなかここ、まだ着手していないということで、ちょっと着手できるような財源というような形ではないというようなことで判断させていただきまして、この部分については、ちょっと延期をさせていただくというようなことで、取組をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 社会資本整備総合交付金というのは、令和元年度に来年度、いわゆる令和2年度で取り組む事業について補助金の申請を行うというふうなことで、各路線ごとに意気込みを示して、国のほうに、県のほうにやるわけでございますけれども、それが4月の段階で交付決定がきたということであれば、4月の段階で本年度の事業を計画していたものを断念せざるを得ないということの中での、橋上小鉦線だか、あとは藤田堂屋敷線、貫見旧道線等々についての削減、あるいは断念せざるを得なかったというふうなことでございますが、4月の段階でそういうふうな交付決定があれば、今の段階の9月というよりは6月の段階の定例会の中で処理すべきものではないかなというふうに思うんですけども、その点は

総務課長、どのようにお考えでしょうか。

それから、西山杉を使つての遊具というふうに私は聞いたんだけど、その遊具を作る業者等々の専門的な技術、あるいは設計等については、それなりの技術を持った方にお願ひせざるを得ないというふうなことでの説明があつたんだけど、それは委託をするというふうな課長の話があつたんだけど、委託料なんていうものがないわけです。なくて、現物あるものを使うというふうになると、西山杉を利用してというふうな説明がちょっと矛盾するんじゃないかというふうに思うんだけど、その点は、昼間からでもいいですから、よろしくお願ひします。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 4月に確定した段階で、歳入歳出のほうの補正をすべきではないかというふうなご質問かと思ひますけれども、やはりまだ発注もしていない段階で、歳出事業のほうの事業費を特定できないという理由もありました。あと、やはり6月に補正をするというものに関しましては、基本的に6月補正の中身につきましては、その補正をしないことによって、事務事業に支障を来す場合というふうに限定しているものであります。当面、既決予算で、当初予算で泳げるものについては6月の補正ではしないという方針にしておりますので、6月段階では補正をしなかつたということでありまして。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 蛍水ふるさと広場の遊具、ちょっと私先ほど委託という言葉を使つてしまいましたけれども、主な作製、設置、工事というようなことで工事請負費ということで上げておりますけれども、先ほども申し上げましたように、公園の遊具施設につきましては、そういったしかるべき資格を持った方に作製、設置をしていただくというようなことの中で、その中で材料についてはこちらで地元産材を使うというような条件をつけた上での仕様にして発注をしていくというようなことをございます。

○議長（菊地勝秀君） 1時まで休憩します。その後、毛利議員の質疑を続けます。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

6番、毛利登志浩君の質疑を続けます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） それでは、指名をいただきましたので。

蛍水ふるさと広場遊具の500万円の工事費について、再度質問いたします。

特殊な技術を持った会社といいますか、そこに請け負わせるというふうな中での、設計委託料も込み込みというふうな感じの中での工事発注というふうな説明を受けたわけですが、いわゆる西山杉の利用拡大というふうな観点から、入札はどうなるのかなというふうなことでお聞きしたいと思いますけれども、西山杉の生産者がいる、それを加工する製材所があると。ということで遊具をその材料を使ってやるんだといった場合に、業者がその西山杉の材料を業者に全て任せて、業者が西山杉の材料購入、そして材料の製材をして、そして遊具を組み立てると。込み込みの500万というふうなことなんでしょうけれども、本来、西山杉の利活用というふうな観点の中だとすると、その生産組合、それから大江町での製材組合等々にこの材料をお願いしたいというふうな発注をかけて、そしてその材料を組み立てる業者に、設置する業者にその材料を提供するだとかというふうなのがあってしかるべきだと思うんだけど、その入札の方法について、今言ったようなことになるのか、それとも皆丸投げの提携業者に全てを任せて発注するのかということのまず第1点と、入札する業者というのはいろいろ指名する業者があると思うんだけど、特殊な工事だというふうな中で、何社になるんだか、要するに1社随契の中でやってしまうのか、それとも競争入札するのかなというふうな、2点のことについてお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、蛍水ふるさと広場遊具の発注方法等についてのご質問だと思いますけれども、議員おっしゃるとおり、今回のこの遊具作製設置については、一番の目的といいますか、地元産材の流通を拡大するというのがまず一つありますので、おっしゃったように地元の杉材を使っていただくというのが仕様に加えることになると思います。ただ、先ほどから申し上げているように、その公園の施設遊具等については、特殊な、特殊といいますか、しかるべき資格を持った方でないというふうなことでありますので、それと、あと地元の製材関係ありますので、その辺はちょっと発注の方法については今後検討させていただきたいというふうに思います。

あと、こういった業者につきましては、点検の業務等、大山自然公園の遊具とか、このたびはこの蛍水ふるさと広場の遊具の点検につきましても、そういった資格を持った業者とい

うことで、これまでもお願いしておいた業者がまず1社ありますけれども、その後は、そういった資格を持った業者がこの管内、あるいは県内にいるかどうかというのを調査した上で、のしかるべき方法で発注をしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 17ページ、消防費の中からお願いいたします。

工事請負ということで、防災備蓄倉庫設置ということで、先ほど課長のほうから説明があったときには、消防署の裏に設置すると、それでいろんなものを備蓄していくということの話があったと思います。当初の予算の中で、これは自主防災関係だと思っておりますけれども、そこでも防災備蓄倉庫の工事費が計上されております。金額は違いますから、当然大きさとか目的も違うと思うんですが、今年度当初でまず自主防災ということで、どこの地域に決まったのか、まずそれを教えていただきたいことと、今回、なぜ分署の裏に新たに備蓄倉庫を造らなければならないのか、また、その備蓄倉庫の中にはどのようなものを入れていくのか、そこのところちょっとお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 今回の防災備蓄倉庫につきましては、それを設置する理由でございますけれども、このたびの水害で様々な救援物資とかも頂いております。県からも今後備蓄物資の支給を頂く予定になっております。それに加えて、さきの補正予算で認めていただきましたけれども、今回も活用しましたけれども、避難所の間仕切り用のパーティション、あるいはアルミマット、そういったものが増えてきております。現状、事務室の中に置いている状態なんですけど、そういったものを今回設置させていただいて、保管をしたいというふうに思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今回の水害では、やはり各方面からいろんなものが届いているとか、そういうものもしまっておかなければならないということではありますが、それはそれで大切なことでもあります。ただ、これまで何基か地域に自主防災倉庫というか備蓄倉庫になるか分かりませんが、現在のところ、私、覚えているだけで3つかな、4つぐらい建てていると思うんですけれども、多分、その中のところにもまだたくさんものが入っていないのではないかなという感じがします。以前、9区の防災倉庫を見せてもらったときに、ふれあい会館のところの防災倉庫の中を見せてもらったときに、まだまだ入るようなスペースがた

くさんあって、多分その中にもなかなか物が入り切らないんじゃないかなというぐらいの、やはり立派な自主の防災倉庫だとは思っております。そういうものも活用しながら、当然今回のものも必要になると思いますけれども、先ほど課長が言いました役場のところに置いているなんてことをしないで、そういう防災の倉庫のところに、地区のものではあると思いますけれども、預けておいて何かあったときには使えるような、そういうような考えもあってはよいのではないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 備蓄倉庫でございますが、現在、6か所に設置しております。これからも設置予定計画はありますけれども、設置場所につきましては、今後の予定としましては、左沢高校とか旧本郷西小学校もあるんですが、その辺りも、実際どこに設置すると一番効果的かなど含めて、今後調整していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） やはりいろんなところというか、まず公共性の高いところにまず置いていただければ、それなりの活用ができると思っております。先ほどの話に戻りますけれども、避難所で使うパーティションとか、様々なものがあるのであれば、もう一基ぐらいふれあい会館のところに置いて、やはりふれあい会館が避難所として一番町の中では利用がされる場所であると思しますので、そのところに何か有事のときには、すぐそのところから出せるような、そういうようなことも考えながら検討して設置をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 14ページになります。

6款1項3目18節鳥獣被害防止対策協議会補助金、追加ということで30万円ほど計上されております。当初予算では110万円というようなことで、これ追加になれば140万円と。ちなみに参考のために平成31年度当初予算では60万円ぐらい計上されておったと。倍近くなると思うんですけれども、この大幅に増えた理由、今年は熊の出没が多いなんていうことで、そういうことで増えたのか、いわゆる補助金の追加理由です。

それと、今まで熊の捕獲数、併せてイノシシなんかも分かればご回答お願いしたいと思

ます。

以上。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、鳥獣被害防止対策協議会補助金30万3,000円の追加の内容についてお答えいたしたいと思います。

このたびの追加につきましては、熊の捕獲用のおりに監視装置を設置して、捕獲した際にメールで通報されるシステムでありまして、その分、見回り負担の軽減が図られるというようなことで設置をしたいというように考えてございます。通信費等がかかりますけれども、それらを含めて親機1台と子機2台含めて30万3,000円ということで、追加させていただくものであります。

現在の捕獲状況でありますけれども、熊につきましては、春期予察5頭と、それ以外に現在のところ5頭ほど捕獲をしております。イノシシにつきましては、ちょっと今捕獲数は把握してございません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 捕獲した際、メール関係の機器、親機、子機、これに使用されるということ分かりましたんですが、この捕獲隊のほかにこういった協議会というものがあるわけなんですけれども、この協議会というのは、メンバーはもちろん町農林課事務局、区長会、農業委員会、村山総合支所庁、JAさげえ西村山、森林組合、農事実行、猟友会などなどで構成されていると思います。これ、年に何回ぐらい対策会議というか開いておるものかどうか、それで、その予算今一部お聞きしましたんですが、この主な予算というものはどういふふうな使い道になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 鳥獣被害防止対策協議会は、年1回の総会を開催しております。

その中で、前年度の事業報告、あるいは予算、決算、事業計画等を協議いたしまして、本年度の予算はちょっと載っていないんですが、元年度の決算でいきますと、この費用の主な用途につきましては、ほとんどが例えばおりを設置する、あるいは設置した後の見回りをする、捕獲して、その後止め刺し、処分までずっとなるわけですが、その際に実施隊の方々の活動費等に使用されるのがほとんどであります。あとは、イノシシのくくりわななどを購入したり、あとは消耗品等の事務的な用品の購入費というようなことで、一番は活動費に使

われるということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。

捕獲実施隊の見回りとか、たしか朝早くおりにかかっているかどうかというような点検で  
すかね、見回り、1日2,000円ぐらいだと費用のほうお伺いしていますけれども、そのほかに、  
予算項目として捕獲実施隊報酬という項目もあるんですよね、予算書の中に。だから捕  
獲隊、報酬約15万ほどだったと思うんです。これと兼ね合わせはどうなっているんですか。

○議長（菊地勝秀君） 今の質問は補正予算にないと思いますけれども、答えますか、秋場農  
林課長。

○7番（宇津江雅人君） 補正予算には載っておりませんが、その兼ね合いというか、  
ほかにお聞きしたいということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 先ほど申し上げたのは、それぞれ活動、1活動に対して例えば設  
置すれば1回2,000円、見回りに行けば1回2,000円とか、処分した際は3,000円か、ちょっ  
と単価がはっきりよくあれですけれども、そのほかに報酬というふうにあるのが年額5,000  
円ということで、実施隊の方に定額でおあげしている金が年間5,000円ということで計上し  
ているものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 18ページからお願いいたします。

教育費の中の公民館費、ふれあい会館自家発電装置工事費ということで1,300万ほど計上  
されておりますが、本来、ふれあい会館には今までも自家発電の装置があったと思いますけ  
れども、その更新になるのか、それとも今回の水害において避難してきた方たちとか、入  
って来たときに停電になったときの容量が小さいとか、そういうことでの工事になるのか詳  
しいところを教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 関野議員の質問にお答え申し上げます。

ふれあい会館、建ってから30年近くたちまして、最近、故障、それから備品の破損などが  
非常に多くなってきております。今回、ふれあい会館自家発電装置等の工事費として挙げさ  
せていただいたものは、今議員がおっしゃるとおり今現在も自家発電装置はあるのですが、  
7月の点検で故障していることが発覚いたしました。ですので、有事の際に非常用のポンプ

等を動かすことができませんので、これを今回更新させていただきたいということでございます。避難所として使うことも最近多くなってございますので、この時期にぜひ直させていただきたいという計上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今回の水害のときに停電にならなかったことが助かったことだと思いますけれども、先ほど課長のほうから、今年の点検のところで故障箇所とか不具合が見つかったということなんですけれども、これを毎年点検しているのか、それとも3年とか5年に1回の点検なのか、本来去年に点検していて去年見つかったところを先延ばしにしていたのか、その辺のところを、どういうスパンでまず点検をやっているのか、そのところもちょっとお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 消防設備の点検については、毎年行っております。議員おっしゃるとおり、去年の点検におきましてちょっと不具合が起きそうだということは承知してございました。ただ、やはり年次計画の中で、ふれあい会館等エアコンなどを優先させていただいたりとか、今回の工事につきましては非常用でございますので、なかなか計上しにくかったということもございまして、この時期になったものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 去年にあったということ、やはり優先順位の中からこういうふうなことで、今年は水害があったからということで非常のところも直しておかなければということになったと思います。町の施設にもやはりそういうところが、これからも出てくるのではないかと思います。特に、今回の水害で避難所になったところの施設をもう一度再確認をし、教育委員会の所管だけでなく、いろんな部署のところも確認していただいて、もし、本当に万が一何かあったときに、町民の方に本当に安心して使えるようなところを再確認しておいていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第64号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第7号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第65号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第65号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、職員の人事異動に伴い、人件費を増額するものです。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の過年度分の減免に要する還付金50万円及び税額更正に伴う還付金50万円、合わせて100万円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の過年度分の減免に要する還付金50万円について、全額国の財政支援を受けられる予定であることから、特別調整交付金を増額するものです。

6款1項1目一般会計繰入金は、人件費の補正に伴い増額するものです。

6款2項1目基金繰入金は、次の7款1項1目繰越金について、令和元年度決算見込みによる繰越金の一部1,800万円を追加することにより、同額を基金繰入金より減額するものです。

7款1項1目繰越金は、前述の1,800万円に、国民健康保険税の税額更正に伴う還付金50万円、合わせて1,850万円を増額するものです。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 第65号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第65号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第66号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第66号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金171万5,000円の追加は、令和元年度の後期高齢者医療保険料のうち、令和2年3月から令和2年5月収納分について、令和2年度に山形県後期高齢者医療広域連合へ納付することとされていることから、当該分を追加するものです。

3款2項1目一般会計繰出金1万円の減額は、令和元年度決算見込みに基づき減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

令和元年度の決算見込みに基づき、3款1項1目事務費繰入金3万8,000円及び4款1項1目繰越金166万7,000円を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第66号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第66号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第67号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第67号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴い人件費を減額するものです。

4款2項1目一般介護予防事業費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から6月までの介護予防教室を中止したことにより、今後の事業費を精査し一般介護予防事業

委託料を193万5,000円減額するものです。

4款3項1目包括的支援事業費は、昇給に伴い人件費を追加するものです。

6款1項1目償還金は、概算交付を受けていた介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び財政調整交付金の精算に伴い、超過して交付されていた負担金等の返還金として、3,124万円を追加するものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれる世帯を対象とした介護保険料の減免措置として、過誤納還付金45万円を追加いたしました。

7ページをご覧ください。

6款2項1目一般会計繰出金は、令和元年度決算に基づき、超過して繰入れされた町負担分を精算するため、503万円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び5ページの7款繰入金は、歳出の総務費、地域支援事業費、諸支出金の精査等により、特定財源をそれぞれ追加、減額するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料減免分に対しては、国の財政支援が行われるため、4ページの1番上になりますけれども、3款2項1目調整交付金を45万円追加をしております。

5ページをご覧ください。

一番下段になりますが、8款1項1目繰越金は、返還金等の追加に伴う不足する財源を補うために、前年度繰越金を3,599万2,000円追加をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議題67号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第67号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第68号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第68号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収入の1款1項1目給水収益は、新型コロナウイルス感染症予防のため、うがい、手洗いの励行など予防対策に係る水道料金の負担軽減のため、基本料金を7月、8月使用分の2か月分減免から、9月、10月使用分についても延長して減免するため、給水収益1,190万円を減額し、その不足する給水収益については1款2項5目雑収益で同額を一般会計より繰入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第68号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第68号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎決算特別委員会設置及び付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、決算特別委員会の設置及び付託です。

お諮りします。

議第69号から議第76号までの令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について計8件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、令和元年度の決算認定に係る議案8件は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

決算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において、本日1時50分に招集します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時35分

## 令和2年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第5号)

令和2年9月11日(金) 決算特別委員会終了後開議

- 日程第 1 決算特別委員会報告(決算認定8件)
- 日程第 2 議第69号 令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議第70号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議第71号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議第72号 令和元年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議第73号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議第74号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議第75号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議第76号 令和元年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議第77号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

### 本日の会議に付した事件

日程第11まで同じ

- 追加日程第1 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前11時15分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎決算特別委員会報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、決算特別委員会報告です。

議第69号から議第76号までの令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件の議案に関して、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

7番、宇津江雅人君。

○決算特別委員会委員長（宇津江雅人君） 決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議第69号から議第76号までの令和元年度大江町一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算及び水道事業会計の決算について、慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

本委員会は、以上のとおり決定したのでご報告いたします。

令和2年9月11日、決算特別委員会委員長、宇津江雅人。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） ご苦労さまでした。

---

◎議第69号～議第76号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第69号から日程第9、議第76号までの令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件に関する決算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定するものであります。

それでは、決算認定8件まとめでの質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

まずは、採決の方法についてお諮りします。

議第69号から議第76号までの決算認定8件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

それでは、一括して採決することに決定しました。

令和元年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件について、これを委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、議第69号から議第76号までの決算認定8件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第77号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第77号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、7月豪雨災害に伴う各種補助金などによる被災者支援のほか、道路など公共施設の復旧に係る諸費用を計上しております。

7月豪雨災害の関係費用につきましては、8月6日付で専決処分を行い、第6号補正として先般ご承認をいただいたところではありますが、その後において被害の状況が明らかになったものや、被災者に対する新たな支援策を設けることで、できるだけ早く元の日常生活を取り戻していただけるよう所要額の補正を行うものであります。

歳入につきましては、農地、農業用施設災害復旧事業に係る県補助金などを追加するとともに、不足する財源については、普通交付税を充てて調整をしております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,790万円を追加し、補正後の予算総額を65億6,290万円とするものであります。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 議第77号について、担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第77号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第8号）の詳細についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

3款民生費は419万円の増額です。

3項1目災害救助費の修繕料の追加は、このたびの豪雨災害が災害救助法の適用を受けることになりましたが、住宅の応急修理につきましては、町が県から委任を受ける形で実施主体となり対応することになっております。家屋の被害状況の調査を進めたところ、この救助

法を適用させて修理することができる半壊と準半壊住宅の対象物件が増えたことから、追加計上させていただきました。

4款衛生費は100万円の増額です。

1項3目環境衛生費の災害廃棄物回収運搬委託料は、処分量が当初見込んでいたものを上回り、日数も増えたことから追加するものであります。

6款農林水産業費は4,212万円の増額です。

1項5目農地費の町単独土地改良事業補助金の追加は、土地改良区管理施設や農地、農業用施設の復旧に対する補助金ですが、被害状況の調査を進めるほど、被害規模や箇所数が想定を大幅に上回ることが判明いたしました。いち早く復旧して営農活動を続けたいとする農家の皆さんの要望に応えるため追加するものであります。

なお、補助率につきましては、個人の農地を復旧する場合は80%、農道や水路などの農業用施設は90%としております。

2項2目林業振興費の林業基盤等整備事業補助金の追加は、町管理ではない作業道などの復旧に対する補助金であります。貫見地区の中田線など3路線を予定しています。

7款商工費は170万円の増額です。

1項3目観光費の観光やな補修工事費の追加は、今シーズンも鮎が採捕できるよう、栈橋手すりの補修など応急工事費の予算をさきの専決6号補正予算で計上させていただいておりますが、川の水位が下がったことで、やなの堤体部分の破損や上流部での土砂堆積など被害が予想以上に大きいことが明らかになったため、工事費を追加して対応するものであります。

6ページをお開きください。

8款土木費は1,339万円の増額です。

5項2目住環境整備費の測量設計等委託料は、若原区、パークタウンの北側斜面の町有地で土砂崩れが確認されたことから、断面測量や簡易な地質調査を行い、現状把握と今後の対応を検討するための費用であります。

災害被災住宅修繕補助金は、被災された方の住宅の修繕に対しての補助であります。具体的には、罹災証明書が発行された住宅を対象として、住宅の修繕工事をはじめ、泥のかき出しや床下の消毒作業などの費用について、被害の状況に応じて45万円を上限に助成し、速やかな生活再建を支援するものであります。

11款災害復旧費は550万円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費の測量設計等委託料は、町道沢口柳川旧道線など公共災の対

象路線が増えると見込まれることから追加するものであります。

以上が歳出予算の概要であります。

歳入について、4ページをお開きください。

15款県支出金については、歳出予算でご説明した内容の特定財源のほか、歳出で既に計上している予算に対して見込まれる分についても追加いたしました。

18款繰入金は、農地費の町単独土地改良事業補助金に対して、ふるさと水と土保全基金を取り崩して充当することといたします。

10款の地方交付税は、不足する財源を補填するため普通交付税を追加いたしました。

以上が令和2年度大江町一般会計補正予算（第8号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第77号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 5ページの6款農林水産業費の農地費で、町単独土地改良事業補助金ということであるわけですがけれども、今回の災害で、改良区の頑張りで、稲作で最も水の必要な時期に短期間で通水をしていただいたことは評価すべきものと思っております。

この土地改良区の事業補助金で、全部で何か所にわたっているのかということと、その3,550万円で全て修繕ができるものかということをお聞かせいただきたい。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 町単独土地改良事業補助金でありますけれども、土地改良区さんの被災箇所は、先日の行政報告の中でも申し上げたように、約90か所というふうに報告を受けております。そのうち、改良区さんの自力で復旧した部分等もありまして、この町単独補助事業のほうで復旧する箇所につきましては、全部で43か所をこの町単独土地改良事業で復旧するというようにしてございます。

専決処分のほうで3,950万円を追加させていただいて、さらにこのたびの3,550万の追加ということで、個人の農家さんの農地、農道、水路、あと土地改良区の今申し上げたところをこの額で何とか復旧したいというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地勝秀君） そのほか。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

今、結城議員のほうからも質問ありましたけれども、ちょっと関連しますけれども、よろ

しくお願いしたいと思います。

5ページの6款の農地費です。

先ほど90か所で43か所工事が進んだということありますが、まだ挙がってきていない、まだ見積りが出ていないとかといろいろありますけれども、そういうのは今まだ残っているところはかなりあると思うんですよ。その辺の把握はできているか、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 被災してから1か月半近くたつと思うんですけれども、その間、農家の方々からも報告を随時いただいているところでございまして、最近はもう既に申請して復旧も完了したところもかなり多く出ておりますので、現在のところはまず今いただいているもので把握になっているというふうな認識でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） そうしますと、大体これで完了するというので考えていいのかなと思いますけれども、ただ、あとそれから、これからの申請というのはどうなりますか、よろしくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今、大体は把握していると申し上げましたけれども、その後、もしそういった被害箇所が見つければ、随時報告をいただいて結構でございます。特にいつまでというふうな期限はございませんので、随時ご報告いただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） いろいろと皆さんから聞いてみますと、自分でやって、挙げていない方もおるようなんですよ。でも、あんまりかかったからもう一回申請するかなという考えの方もおるようなので、ぜひそういうところを少し計らってもらいたいと思います。

それで、ここに県からの支出金が1,130万ほどになっていて、町単独というのはどういう意味なんだか、ちょっとそこよろしくお願いしたいと思います。

あと、これから今の現在の災害あったその辺りに今度豪雪があるとなってくると、またそれにプラスアルファとなってきた場合、例えばその延長というかな、去年の水害の延長で、また例えば12月、1月頃災害が発生した場合どうなるか、最後にお聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 歳入のほうの1,130万円につきましては、こちらは小規模農地等

災害緊急復旧事業という県単独の事業がありまして、国の公共災害に該当しないような小規模な事業について補助があるというふうなことで、こちらは該当する箇所について町のほうから県のほうに申請するものでございます。

その後の豪雪とか、場合によってはその前に台風などの被害もあるかもしれませんが、このたびの事業については、あくまでも7月の豪雨の災害に対する補助金というふうなことで認識しておりますけれども、今後の豪雪とか台風の被害状況を見ながら、補助事業の発動をするような大きな災害かどうかということをもとに検討して、そういった場合にはまたその際に検討するということになるかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

今の質問のお答えに関連して質問させていただきます。

先ほどのお話では、随時報告いただいていたという、町単独土地改良事業補助金なんですけれども、私、ちょっと今日、ぱっと朝見たお知らせ版で、たしか9月11日までに申請してくださいと書いてあったような気がして、それでもう、たしか今日までかなと思ったんですが、随時で大丈夫か確認をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） やはりある程度のめどをつけて、区切りをつけてという意味で、9月11日、今日までにはご報告くださいというふうなことでは書いていましたけれども、その後、見つかった、被害があったというふうなことがあれば、それは期限過ぎたからもう駄目ですというふうなことではなくて、こちらで確認をさせていただいて、豪雨によるものだというふうに判断すれば、この補助事業に該当させるということでございます。

○1番（橋本彩子君） 分かりました。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第77号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第8号）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎要請第2号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

要請第2号について、総務文教常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） それでは、要請審査の報告を申し上げます。

件名ですが、要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてでございます。

審査の経過でございますが、9月8日に総務文教常任委員会を開催し、慎重に審査したところでございます。

審査の結果は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 要請第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

要請第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、委員長の報告は採択すべきものです。

本要請を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、要請第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 意見書の提出を議題にさせていただきたいというふうなことで、追加日程をお願いしたいということを提案したいと思います。

---

#### ◎日程の追加

○議長（菊地勝秀君） ただいま毛利登志浩君から、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案1件を追加日程として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての件を追加日程として議題とすることに決定しました。

議案書配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第1、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） それでは、提出者の説明を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 発議第3号の意見書提出につきましては、書記朗読のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第3回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変皆様ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3年 1月 28日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 菊 地 邦 弘

署 名 議 員 藤 野 広 美